

資料編 目次

第1編 防災上注意すべき自然条件	1
1 市内の主要な山岳・河川	2
(1) 山岳	2
(2) 河川	2
2 気象	3
(1) 震度計設置場所一覧	3
(2) 危機管理型水位計一覧	3
(3) 雨量観測所一覧	5
3 急傾斜地崩壊危険区域表	6
4 地すべり防止区域一覧表	8
5 砂防指定地一覧表	9
6 山地災害危険地区一覧	10
7 重要水防区域等一覧表	13
8 海岸保全区域一覧表	18
第2編 災害対策に関する資料	20
9 災害救助法	21
(1) 災害救助法の適用基準	21
(2) 災害救助の主な事務のあらまし	22
(3) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	23
(4) 災害救助法による救助の実施機関	25
10 無線局局名録	26
11 指定緊急避難場所一覧	28
12 指定避難所一覧	34
13 要配慮者利用施設一覧	41
14 医療機関	69
(1) 市内医療機関一覧	69
(2) 救急病院等一覧	72
15 薬剤師会開局会員一覧	74
16 AED設置箇所（公的施設）一覧	75
(1) 阿南市施設	75
(2) その他（県施設等）	76
17 市有自動車保有台数	77
18 輸送業者（トラック）	84
19 輸送業者（タクシー）	86
20 油類等事故防災関係資材保有数	86

(1) オイルフェンス保有数	86
(2) 化学消火剤保有数	87
(3) 油処理剤保有数	87
21 消防力	88
(1) 消防職員及び消防団員等	88
(2) 公設消防水利状況	90
(3) 消防力の状況	91
(4) 水防倉庫及び備蓄資材の状況	93
(5) 重要な水門・樋門、排水機（ポンプ）場	94
22 阿南市自主防災組織一覧	113
23 都市公園一覧表	115
24 都市公園以外の公園一覧表	117
25 ため池一覧表	119
26 過去における主要台風経路図	123
27 主な台風の経路図及び月別の台風主要経路傾向図	124
28 注意報・警報発表の細分区域名	125
29 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図	126
30-1 那賀川タイムライン	128
30-2 桑野川タイムライン（国管理区間）	130
30-3 桑野川タイムライン（県管理区間）	132
30-4 福井川タイムライン	133
30-5 高潮タイムライン（紀伊水道西沿岸）	134
30-6 高潮タイムライン（海部灘沿岸）	135
30-7 防災用無線システムの全体構成	136
第3編 協定及び条例に関する資料	137
31 阿南市防災会議条例	138
32 阿南市防災会議運営規程	143
33 阿南市災害対策本部条例	144
34 阿南市災害対策本部運営規程	145
35 阿南市水防協議会条例	148
36 災害時における協定一覧	149
37 徳島県排出油等防除協議会会則	152
38 徳島県排出油等防除協議会運営要領	155
39 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則	158
40 徳島県排出油等防除協議会阿南地区流出油等防除計画	159
41 指定各機関	165
42 阿南市消防本部及び消防署設置条例	167
43 阿南市消防警防規程	168

44 阿南市消防団条例	188
45 阿南市消防団規則	194
46 徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約	201
47 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領	203
48 阿南市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例	208

第4編 様式 209

49 罹災証明交付申請書	210
50 罹災届出証明交付申請書	211
51 自衛隊派遣要請文書様式	212
52 火災・災害等即報要領に基づく様式	213
53 災害中間報告・災害確定報告	219
54 災害報告記入要領	220
55 通行の禁止又は制限するときの標識（様式1）	224
56 緊急通行車両の標章（様式2）	224
57 緊急通行車両確認証明書（様式3）	225
58 避難情報の放送に係る申し合わせ	226
59 避難行動要支援者名簿	229
60 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書	232
61 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙	233
62 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙	235
63 緊急消防援助隊応援要請連絡様式	236

第1編 防災上注意すべき自然条件

1. 市内の主要な山岳・河川

(1) 山 岳

山 岳 名	標 高 (m)	所 在 地
太 龍 寺 山	618	加 茂 町 黒 川
矢 筈 山	570	新 野 町 元 信
後 世 山	539	福 井 町 久 保 野
高 雄 山	533	吉 井 町 高 雄
鶴 林 山	516	大 井 町 中 筋
明 神 山	442	椿 町 旭 野
か ぶ と 山	415	楠 根 町 七 浦

(2) 河 川

河川名称等		延長 (km)	最大川幅 (m)	最少川幅 (m)	平均川幅 (m)	備 考
那賀川水系	那賀川	30.0	800	300	500	那賀郡那賀町より太平洋に至る（加茂谷上流が県管理）
	加茂谷川	3.8	60	20	40	加茂町貝河より那賀川に合流（上流に阿瀬比川）
	桑野川	18.2	90	20	60	新野町元信より派川那賀川に至る（大原観測所上流が県管理）
	岡 川	10.9	130	30	80	下大野町より桑野川に至る
	畑田川	2.5	15	5	10	下大野町畑田より岡川に合流
	蛭地川	3.0	15	5	10	桑野町浦の内より桑野川に合流
	北谷川	1.9	15	5	10	山口町北谷より桑野川に合流
	南 川	3.0	20	8	15	新野町常政より桑野川に合流
他に大田井川、臼台川、若杉谷川、野尻川が那賀川水系河川となり、大津田川、堂谷川が桑野川水系となる。						
福井水系	福井川	8.0	100	20	60	福井町後世山より橋湾に至る
	椿地川	2.0	10	5	8	福井町柿谷より福井川に合流
その他河川	椿川	9.0	20	5	10	椿町船頭ヶ谷より太平洋に至る
	出島川	3.2	150	5	—	那賀川町上福井より紀伊水道に至る
	苅屋川	2.3	40	3	—	那賀川町苅屋より紀伊水道に至る
	幾島川	1.5	50	10	—	那賀川町黒地より紀伊水道に至る
	太田川	2.8	30	4	—	那賀川町島尻より小松島市に至る
	落合川	1.2	10	4	—	那賀川町今津浦より紀伊水道に至る
※注 国管理区間の河川は、 那賀川 (18.04km～紀伊水道) 桑野川 (7.00km～派川那賀川) 派川那賀川 (3.63km～紀伊水道) ※注 その他河川で、本市の準用河川は37河川である。						

2. 気象

(1) 震度計設置場所一覧

	所 管	設 置 場 所	
1	気象庁	富岡西高等学校	富岡町小山18-3
2	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	桑野公民館	山口町内田150-1
3	徳島県	阿南市羽ノ浦支所	羽ノ浦町宮倉大木38番地4
4	徳島県	阿南市那賀川支所	那賀川町苅屋323
5	阿南市	阿南市消防本部	辰己町1-33

(2) 危機管理型水位計一覧

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
サガン 左岸 2k300	那賀川	国	阿南市那賀川町中島	国土交通省					
サガン 左岸 3k400	那賀川	国	阿南市那賀川町赤池	国土交通省					
サガン 左岸 3k900	那賀川	国	阿南市那賀川町三栗	国土交通省					
サガン 左岸 4k800	那賀川	国	阿南市那賀川町大京 原	国土交通省					
サガン 左岸 5k800	那賀川	国	阿南市那賀川町西原	国土交通省					
サガン 左岸 7k600	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町岩脇	国土交通省					
サガン 左岸 8k600	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町明見	国土交通省					
サガン 左岸 10k000	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町古毛 前須賀	国土交通省					
サガン 左岸 11k000	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町古毛 親石	国土交通省					
サガン 左岸 12k700	那賀川	国	阿南市楠根町新田	国土交通省					
サガン 左岸 14k200	那賀川	国	阿南市楠根町	国土交通省					
サガン 左岸 16k200	那賀川	国	阿南市深瀬町大畝町	国土交通省					
ウガン 右岸 0k800	那賀川	国	阿南市辰己町	国土交通省					
ウガン 右岸 2k700	那賀川	国	阿南市住吉町西畷	国土交通省					
ウガン 右岸 3k700	那賀川	国	阿南市横見町上畷	国土交通省					
ウガン 右岸 4k600	那賀川	国	阿南市那賀川町大京 原	国土交通省					
ウガン 右岸 5k600	那賀川	国	阿南市柳島町六反地	国土交通省					
ウガン 右岸 7k600	那賀川	国	阿南市上中町	国土交通省					

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ウガン 右岸 9k000	那賀川	国	阿南市下大野町渡り 上り	国土交通省					
ウガン 右岸 9k700	那賀川	国	阿南市中大野町大坪	国土交通省					
ウガン 右岸 10k600	那賀川	国	阿南市上大野町南豊 年	国土交通省					
ウガン 右岸 11k400	那賀川	国	阿南市上大野町南浦	国土交通省					
ウガン 右岸 16k800	那賀川	国	阿南市加茂町力ハヤ	国土交通省					
ウガン 右岸 17k100	那賀川	国	阿南市加茂町宮ノ前	国土交通省					
ウガン 右岸 13k200	那賀川	国	阿南市上大野町久留 米田	国土交通省					
ウガン 右岸 14k200	那賀川	国	阿南市吉井町地神北	国土交通省					
ウガン 右岸 15k400	那賀川	国	阿南市吉井町賀美	国土交通省					
クスネ カリュウ ナイスイ 楠根下流 (内水)	那賀川	国	阿南市楠根町沖台	国土交通省					
クスネ ジョウリュウ ナイスイ 楠根上流 (内水)	那賀川	国	阿南市楠根町津越	国土交通省					
フカセ ナイスイ 深瀬 (内水)	那賀川	国	阿南市深瀬町岡崎	国土交通省					
ヒガシカモ ナイスイ 東加茂 (内水)	那賀川	国	阿南市加茂町不け前	国土交通省					
ニシカモ ナイスイ 西加茂 (内水)	那賀川	国	阿南市加茂町高田	国土交通省					
サガン 左岸 0k300	派川那賀川	国	阿南市辰巳町	国土交通省					
サガン 左岸 3k100	桑野川	国	阿南市住吉町南久保	国土交通省					
サガン 左岸 4k900	桑野川	国	阿南市富岡町中川原	国土交通省					
サガン 左岸 5k800	桑野川	国	阿南市宝田町出口	国土交通省					
サガン 左岸 7k600	桑野川	国	阿南市長生町平久保	国土交通省					
ウガン 右岸 2k300	桑野川	国	阿南市原ヶ崎町本 原ヶ崎	国土交通省					
ウガン 右岸 4k100	桑野川	国	阿南市富岡町佃町	国土交通省					
ウガン 右岸 5k400	桑野川	国	阿南市富岡町	国土交通省					
ウガン 右岸 6k600	桑野川	国	阿南市宝田町	国土交通省					
ウガン 右岸 7k200	桑野川	国	阿南市長生町寺ノ前	国土交通省					
ウガン 右岸 8k200	桑野川	国	阿南市長生町	国土交通省					
ウガン 右岸 8k600	桑野川	国	阿南市長生町長谷	国土交通省					
ヒキアネバシ 引舟橋	打樋川	徳島県	阿南市見能林町【引 舟橋】	南部総合 (阿南)					
コモウ バシ 古毛橋	福井川	徳島県	阿南市福井町古毛 【古毛橋】	南部総合 (阿南)					
シンニシガタバシ 新西方橋	岡川	徳島県	阿南市長生町西方 【新西方橋】	南部総合 (阿南)					
サカリ オオハン 十八女大橋	那賀川	徳島県	阿南市十八女町宮ノ 前【十八女大橋】	南部総合 (阿南)					
オオツ ダ 大津田	大津田川	徳島県	阿南市長生町大津田 橋	南部総合 (阿南)					
オオハン 大橋	畑田川	徳島県	阿南市下大野町大橋	南部総合 (阿南)					
アキバ シタ 秋葉下	熊谷川	徳島県	阿南市熊谷町熊谷大 橋	南部総合 (阿南)					
アオキ 青木	三谷川	徳島県	阿南市見能林町青木	南部総合 (阿南)					

(3) 雨量観測所一覧

所有者	観測所	所在地	型式	管理者	データ所得箇所
徳島地方気象台	蒲生田	阿南市椿町蒲生田	転倒ます型雨量計	徳島地方気象台	徳島地方気象台
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	福井	阿南市福井町日の地134-3	テレメーター	徳島河川国道事務所	徳島河川国道事務所
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所	谷口	阿南市新野町久田85-2	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	那賀川河川事務所	那賀川河川事務所
	山口	阿南市山口町平野77-9	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
	富岡	阿南市領家町室ノ内390 (那賀川河川事務所)	〃	〃	〃
	古庄	阿南市上中町南島230-2	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	〃	〃
	大原	阿南市長生町川ハタ	〃	〃	〃
徳島県土整備部	太田井	阿南市大井町ひ谷2-4	1.0mm転倒ます型自記雨量計	南部総合県民局 (阿南)	徳島県 砂防防災課
	上大野	阿南市上大野町須賀61-2	〃	〃	〃
	桑野	阿南市桑野町41番地先	〃	〃	〃
	津乃峰	阿南市津乃峰町新浜 33-29	〃	〃	〃
	福井	阿南市福井町山下211-2	〃	〃	〃
	椿泊	阿南市椿泊町大瀬井10-2	〃	〃	〃
	東椿泊 (IoT)	阿南市椿泊町東	0.5mm転倒ます型雨量計	〃	〃
	阿南山口 (IoT)	阿南市山口町久延69-1 (山口小学校)	〃	〃	〃
	羽ノ浦 (IoT)	阿南市羽ノ浦町138-1 (羽ノ浦スポーツランド公園)	〃	〃	〃
	橋 (IoT)	阿南市橋町 (橋地区防災公園)	〃	〃	〃
	椿 (IoT)	阿南市椿町黒田47 (椿小学校)	〃	〃	〃
	見能林 (IoT)	阿南市見能林町南勘高1 (阿南中学校)	〃	〃	〃
	伊島 (IoT)	阿南市伊島町	〃	〃	〃
	阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計、テレメーター	〃	河川政策課
	新野	阿南市新野町秋山350-5	〃	〃	〃
福井ダム	阿南市福井町鉦打	〃	〃	〃	
加茂谷	阿南市加茂町野上22-6	〃	長安口ダム 管理事務所	〃	
四国旅客鉄道株式会社	阿南	阿南市富岡町今福寺	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
阿南市	阿南市消防本部	阿南市辰己町1-33	転倒ます型雨量計	阿南市消防本部	阿南市消防本部
	古庄	阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原 30-4	〃	阿南市	阿南市
	深瀬岡崎	阿南市深瀬町大畝町36-1	〃	〃	〃
	福井中分 (4)	阿南市福井町鉦打47	〃	〃	〃

3. 急傾斜地崩壊危険区域表

令和7年1月10日現在

No.	急傾斜地名	告示年月日	告示番号	水平面積 (ha)	斜面面積 (ha)	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	人家戸数	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
102	大潟	S 49. 3. 26	172	0.66	0.79	1	4	擁壁工2種、アンカー工、防護柵、法枠工
233	大潟(2)	S 58. 3. 25	264	1.05	1.18	1	18	擁壁工、防護柵、法枠工、法面工、落石防護柵
233	大潟(2)(追加)	H 1. 11. 28	894	1.61	1.83	1	31	未
233	大潟(2)(追加)	H 3. 1. 14	19	3.20	3.58	1	47	未
308	大潟(3)	H 2. 2. 6	98	1.78	2.01	1	23	擁壁工、防護柵、ストーンガード
102	大潟(第2回追加)	H 11. 2. 5	71	0.22	0.24	1	2	未
102	大潟(追加)	H 10. 2. 24	150	0.91	1.02	1	10	未
103	大浜	S 49. 3. 26	172	1.39	1.61	1	21	擁壁工2種、ストーンガード
429	西浦	H 17. 8. 16	722	1.50	1.77	1	16	擁壁工、張コンクリート工、法枠工、植生工
300	楠木	H 1. 11. 28	894	2.16	2.65	1	12	擁壁工、ストーンガード、現場吹付、法枠工、防護柵
300	楠木(追加)	H 5. 9. 17	731	0.96	1.02	1	4	未
410	北浦	H 15. 2. 10	105	2.07	2.36	1	9	コンクリート擁壁、法面工、排水工、落石防護工
313	小谷口	H 3. 1. 14	19	7.50	8.73	1	23	擁壁工、防護柵、法枠工、水防、厚層基材、落石防護柵
100	加茂(1)	S 49. 3. 26	172	2.60	3.01	1	20	擁壁工2種、アンカー工、法枠工、ストーンガード、防護柵
101	加茂(2)	S 49. 3. 26	172	2.40	3.00	1	15	重力式擁壁工、現場吹付法枠工、落石防護柵
99	十八女	S 49. 3. 26	172	0.54	0.57	1	5	擁壁工、落石防護柵
418	大屋	H 17. 3. 29	239	0.97	1.08	1	7	未
368	岡元	H 10. 2. 24	150	1.66	1.93	1	15	もたれ式擁壁工、現場吹付法枠工、落石防護柵
384	宮ノ森	H 13. 3. 27	206	0.60	0.76	1	9	未
14	桑野大地	S 46. 12. 10	926	5.88	5.17	1	59	防護柵
192	桑野大地(2)	S 53. 11. 10	1000	1.82	2.03	1	8	防護柵、擁壁工、障壁
57	汐谷	S 51. 10. 8	791	5.82	6.61	1	63	擁壁工、防護柵、アンカー工、施設工
293	森国	S 63. 11. 8	755	1.95	2.35	1	11	擁壁工、防護柵、アンカー工、ストーンガード
367	蛭地	H 10. 2. 24	150	5.12	5.78	1	28	もたれ式擁壁工、現場吹付法枠、落石防護柵、厚層基材吹付工
333	北山	H 5. 1. 19	28	2.30	2.63	1	9	擁壁工、落石防護柵、アンカー工
357	元信	H 8. 6. 25	395	1.73	1.97	1	15	擁壁工、落石防護柵、アンカー工、法枠工
294	秋山	S 63. 11. 8	755	1.79	2.20	1	14	擁壁工、落石防護柵、アンカー工、ストーンガード、法枠工
294	秋山(追加)	H 3. 1. 14	19	1.92	2.17	1	5	未
399	生谷	H 14. 10. 15	867	1.98	2.19	1	8	未
301	実用	H 1. 11. 28	894	1.79	2.17	1	13	擁壁工、防護柵、ストーンガード
256	西の前	S 60. 10. 4	796	0.79	1.01	1	9	擁壁工、防護柵、アンカー工
383	大西	H 13. 3. 27	206	4.24	5.01	1	33	未
222	中連	S 56. 2. 24	149	2.68	3.25	1	16	擁壁工、防護柵、アンカー工

No.	急傾斜地名	告示年月日	告示番号	水平面積 (ha)	斜面面積 (ha)	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	人家戸数	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
124	内歩	S 50. 4. 11	249	12.38	14.98	1	59	擁壁工、防護柵擁壁工
124	内歩(追加)	S 55. 4. 30	349	0.61	0.78	1	7	未
246	湊(1)	S 59. 8. 24	550	1.38	1.71	1	9	擁壁工、防護柵
246	湊(1)(追加)	H 3. 1. 14	19	0.18	0.23	1		未
247	湊(2)	S 59. 8. 24	550	1.28	1.61	1	18	擁壁工、防護柵、アンカー工
247	湊(2)(追加)	H 4. 3. 31	235	0.18	0.21	1		未
274	蒲生田	S 62. 1. 23	50	0.43	0.53	1	2	擁壁、防護柵
105	小吹川原	S 49. 3. 26	172	14.38	18.80	1	79	未
13	東椿泊	S 46.12. 10	926	13.02	8.29	1	164	擁壁工、防護柵、アンカー工、もたれ式擁壁工、現場吹付 基材・落下防護柵
60	伊島	S 48. 3. 13	165	1.02	1.31	1	24	擁壁工(ブロック積)、防護柵
58	高田	S 56. 2. 13	119	2.51	2.94	1	21	擁壁工、防護柵、アンカー工、ロックボルト、法砕工
58	高田(追加)	S 58.10. 11	764	0.32	0.40	1	5	擁壁工、防護柵、アンカー工、ロックボルト、法砕工
245	山下	S 59. 8. 24	550	0.55	0.80	1	13	擁壁工2種、防護柵、張コンクリート工、現場吹付工、鉄 筋挿入工、落石防護柵
245	山下(追加)	H 11. 7. 6	466	3.48	5.01	1	13	未
400	新開	H 14.10. 15	867	1.59	1.78	1	8	未
325	前田	H 4. 3. 31	235	2.45	2.88	1	16	擁壁工、ストーンゲート、防護柵、落石防護柵
325	前田(追加)	H 9. 3. 11	143	1.78	1.93	1	9	アンカー工、かご砕工、現場吹付工
382	中野	H 13. 3. 27	206	2.86	3.49	1	11	擁壁工2種、落石防護柵
442	大谷	H 20. 6. 25	389	1.60	1.76	1	6	

(徳島県資料より)

4. 地すべり防止区域一覧表

令和7年1月10日現在

指定 番号	区域名	所在地		告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
		町	字			
22	椿 泊	椿 泊	小吹川原	S34.03.31	774	49.35
328	古 毛	羽ノ浦	古 毛	S38.02.18	229	16.60
329	沢 田	羽ノ浦	宮 倉	S38.02.18	229	15.60
342	長 生	長 生	上 荒 井	S38.02.26	276	22.30
343	津 の 峰	長 生	大 原	S38.02.26	276	29.80
371	伊 島	伊 島	伊 島	S38.10.11	2602	12.37
384	深 瀬	深 瀬	深 瀬	S39.06.22	1537	71.60
386	金 石	楠 根	金 石	S40.10.05	2908	37.10
401	高 岸	椿	高 岸	S42.03.31	1173	45.60
407	切 石	桑 野	切 石	S43.03.01	253	11.63

(徳島県資料より)

5. 砂防指定地一覧表

令和7年1月10日現在

番号	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	所在地	面積 (ha)	対策工事内容 (砂防ダム設置等)	備 考
1	打樋川	戎山谷川	戎山川	S55. 5. 26	1059	津乃峰町東分	2.1	流路工、コンクリート	
2	打樋川	触崎川	西分谷	S59. 3. 29	758	〃 西分	0.3	堰堤工、コンクリート	
3	打樋川	戎山谷川	東分谷	S59.10. 13	1392	〃 東分	0.2	堰堤工、コンクリート	
4	打樋川	戎山谷川	橋谷	S60. 7. 2	990	〃 東分	0.4		
5	打樋川	戎山谷川	大谷	S60. 9. 7	1218	〃 長浜	0.6	堰堤工、コンクリート	
6	打樋川	打樋川	西大谷	S62.12. 9	2073	津乃峰町長浜	0.7	堰堤工、コンクリート	
7	那賀川	桑野川	畑田谷	S49. 7. 4	951	下大野町畑田	3.0	堰堤工、コンクリート	
8	那賀川	熊谷川	大谷	S44. 1. 16	20	熊谷町大谷	8.4	堰堤工、コンクリート	
9	那賀川	桑野川	桑野川	S28. 1. 26	83	桑野町大地	5.2		
10	那賀川	桑野川	喜来谷	S54. 1. 27	95	新野町喜来	8.4		
11	福井川	福井川	福井川	S26. 2. 12	64	福井町鉦打	12.6		
12	伊島谷	伊島谷	小溜谷	S50. 3. 24	467	伊島町瀬戸	2.2	堰堤工、コンクリート	
13	大溜谷川	大溜谷川	小溜谷 (追加)	H28. 5. 26	741	阿南市伊島町	0.4	堰堤工、溪流保全工	
14	大溜谷	大溜谷	大溜谷	S61.12. 26	2004	伊島町伊吹	1.4	堰堤工、コンクリート	
15	那賀川	桑野川	大地3号谷	H13.12. 5	1704	桑野町大地	0.1	底固め工、垂直壁、流路工、土砂溜め工	
16	椿川	椿川	横尾谷	H21. 9. 29	1030	椿町横尾	1.1		
17	その他	汐谷	汐谷	R 2. 3. 10	266	阿南市橋町	1.3	堰堤工、溪流保全工	

(徳島県資料より)

6. 山地災害危険地区一覽

令和7年1月10日現在

	地域区分	箇所名	位置		直接保全対策施設等		面積 (ha)	備 考
			町	字	人 家	公 共 施 設 そ の 他		
1	山腹崩壊	大田井町 赤水	大田井		-	県道	12.0	
2	山腹崩壊	大田井前	細野	谷尻	-	市道	11.0	
3	山腹崩壊	臼台前	細野	中上	6	県道	35.0	
4	山腹崩壊	大井	大井		-	県道	20.0	
5	山腹崩壊	十八女	十八女	静	-	市道	36.0	
6	山腹崩壊	西加茂南	水井		-	県道	39.0	
7	山腹崩壊	黒川東	阿瀬比	阿利田	7	県道	8.0	
8	山腹崩壊	貝ノ河	加茂	貝ノ河	3	県道	11.0	
9	山腹崩壊	加茂谷	加茂	黒河	6	県道	4.0	
10	山腹崩壊	東醍醐	加茂	東ながせ	5	県道	3.0	
11	山腹崩壊	フケ	加茂	フケ	18	住民センター	3.0	
12	山腹崩壊	橋川	下大野	橋川	5	市道	8.0	
13	山腹崩壊	天信トソ祿	新野	元信	3	市道	9.0	
14	山腹崩壊	貞信	新野	前田	5	市道	12.0	
15	山腹崩壊	友常東	新野	友常	5	小学校	6.0	
16	山腹崩壊	海老-生谷トソ祿	新野	林	-	県道	11.0	
17	山腹崩壊	秋山	新野	秋山243-1	10	市道	6.0	
18	山腹崩壊	廿枝	新野	宮前	6	市道	2.0	
19	山腹崩壊	浦ノ内	桑野	西谷	37	神社	4.0	
20	山腹崩壊	浦ノ内	内原	竹ノ内	51	市道	10.0	
21	山腹崩壊	会下	長生	寺ノ前	10	市道	9.0	
22	山腹崩壊	井関西	宝田	井関	14	市道	5.0	
23	山腹崩壊	井関	宝田	井関	11	市道	2.0	
24	山腹崩壊	学原北	富岡	滝の下	30	郵便局	5.0	
25	山腹崩壊	学原南	見能林	北勘高	7	国道	1.0	
26	山腹崩壊	才見	日開野	王子山	1	国道	1.0	
27	山腹崩壊	米島	才見	旭越山	12	市道	1.0	
28	山腹崩壊	池の上	畷	亀崎	7	市道	1.0	
29	山腹崩壊	亀崎	畷	亀崎	37	市道	7.0	
30	山腹崩壊	中林	中林	大浜	30	市道	1.0	
31	山腹崩壊	見能林	見能林	南勘高	17	中学校	4.0	
32	山腹崩壊	津峰	津乃峰	長浜	20	市道	1.0	
33	山腹崩壊	橋	津乃峰	東分	17	市道	2.0	
34	山腹崩壊	大湯	大湯	大湯	90	市道	3.0	
35	山腹崩壊	高崎山	見能林	南林	5	県道	1.0	
36	山腹崩壊	荒神ノ上	橋	汐谷山	140	公園	9.0	
37	山腹崩壊	下原	福井	下原	5	県道	15.0	
38	山腹崩壊	古津	福井	古津	14	小学校	11.0	

	地域区分	箇所名	位 置		直接保全対策施設等		面 積 (ha)	備 考
			町	字	人 家	公共施設		
						その他		
39	山腹崩壊	小谷上	福井	露口	11	県道	15.0	
40	山腹崩壊	大官南	福井	棚田	10	県道	7.0	
41	山腹崩壊	大官北	福井	大宮	5	市道	4.0	
42	山腹崩壊	湊	橋	関地	40	コミュニティセンター	17.0	
43	山腹崩壊	鶴川	橋	壱升ヶ森	5	県道	4.0	
44	山腹崩壊	袴傍示	橋	袴傍示	6	市道	5.0	
45	山腹崩壊	赤崎西	福井	赤崎	5	市道	13.0	
46	山腹崩壊	上大野城山	椿		-	市道	3.0	
47	山腹崩壊	小杭西	椿	香	10	市道	8.0	
48	山腹崩壊	大曲西	椿		-	市道	4.0	
49	山腹崩壊	小曲り	椿	小曲り	5	市道	6.0	
50	山腹崩壊	楠ヶ浦	椿	田ノ浦	-	市道	1.0	
51	山腹崩壊	大江	椿	大江	5	市道	4.0	
52	山腹崩壊	働々向	椿	豊野	20	県道	14.0	
53	山腹崩壊	西八原毛	椿	八原毛西	-	県道	18.0	
54	山腹崩壊	横尾	椿	須尾西側	15	市道	13.0	
55	山腹崩壊	高瀬下	椿	須尾東側	10	市道	5.0	
56	山腹崩壊	平松	椿	平松西側	10	市道	4.0	
57	山腹崩壊	楠ヶ浦西	椿	平松東側	10	市道	9.0	
58	山腹崩壊	尻杭西	椿	尻杭	-	市道	9.0	
59	山腹崩壊	尻杭東	椿	尻杭	5	市道	9.0	
60	山腹崩壊	伊島	伊島	瀬戸	20	市道	8.0	
1	崩壊土砂	太龍寺1	細野	谷尻	3	市道	1.5	
2	崩壊土砂	太龍寺2	細野	谷尻	-	市道	5.7	
3	崩壊土砂	太龍寺3	細野	谷尻	-	市道	2.1	
4	崩壊土砂	松ノ岡	大田井	松ノ岡	-	県道	0.2	
5	崩壊土砂	細野	加茂	中上77	10	市道	0.6	
6	崩壊土砂	田舎谷東	大井	南平	5	水道施設	3.0	
7	崩壊土砂	若杉口	水井	新居田	10	市道	2.1	
8	崩壊土砂	鶴峠下	大井	東平	-	県道	1.2	
9	崩壊土砂	黒河上	加茂	黒河	12	市道	3.0	
10	崩壊土砂	黒川下	阿瀬比	阿利田	10	市道	1.2	
11	崩壊土砂	阿瀬比1	阿瀬比	西内	30	国道	4.2	
12	崩壊土砂	阿瀬比2	阿瀬比	中村	20	市道	0.9	
13	崩壊土砂	阿瀬比3	阿瀬比	前田	20	国道	0.9	
14	崩壊土砂	深瀬谷西	深瀬	岡崎	25	県道	3.0	
15	崩壊土砂	深瀬谷東	深瀬	岡崎	37	県道	3.0	
16	崩壊土砂	橋川下1	下大野	橋川	12	市道	3.3	
17	崩壊土砂	刈ヶ原あなん	熊谷	定方	10	市道	1.5	
18	崩壊土砂	熊谷大橋詰	熊谷	熊谷	-	県道	1.2	

	地域区分	箇所名	位 置		直接保全対策施設等		面 積 (ha)	備 考
			町	字	人 家	公共施設		
						その他		
19	崩壊土砂	橋川下2	下大野	橋川	10	市道	3.6	
20	崩壊土砂	喜来北	新野	喜来	20	市道	1.2	
21	崩壊土砂	南樫谷	新野	川赤川亦	30	市道	3.0	
22	崩壊土砂	西元信魚畑谷西	新野	元信	15	市道	4.5	
23	崩壊土砂	西元信魚畑谷東	新野	元信	10	市道	3.3	
24	崩壊土砂	木戸	新野	木戸	15	市道	2.1	
25	崩壊土砂	宮ノ久保	新野	馬見	40	中学校	3.3	
26	崩壊土砂	常政	新野	常政	10	市道	1.2	
27	崩壊土砂	秋山	新野	秋山	30	プール	3.0	
28	崩壊土砂	西重友	新野	西重友	18	県道	3.0	
29	崩壊土砂	串坂	山口	南谷	25	市道	3.0	
30	崩壊土砂	南谷	山口	南谷	50	市道	1.2	
31	崩壊土砂	串坂	山口	串坂	10	集会所	0.1	
32	崩壊土砂	嵐谷	山口	北山	30	国道	2.7	
33	崩壊土砂	角の谷	山口	北山	10	市道	1.8	
34	崩壊土砂	東山	新野	東山	13	市道	0.6	
35	崩壊土砂	廿歩	新野	葉池谷	4	学校	2.1	
36	崩壊土砂	東重友	新野	重友	13	市道	0.6	
37	崩壊土砂	段1	長生	南山	12	市道	0.6	
38	崩壊土砂	段2	長生	南山	12	市道	1.5	
39	崩壊土砂	段3	長生	南山	10	市道	1.2	
40	崩壊土砂	大丸谷川	福井	大丸	10	市道	7.5	
41	崩壊土砂	後世山久保野谷	福井	久保野	10	神社	4.2	
42	崩壊土砂	日ノ地谷北	福井	日の地	15	小学校	1.5	
43	崩壊土砂	小野	福井	日の地	20	小学校	1.8	
44	崩壊土砂	福井辺川谷	福井	辺川	16	県道	3.9	
45	崩壊土砂	内歩東	福井	内歩	20	中学校	1.8	
46	崩壊土砂	福井古津	福井	古津	15	中学校	2.1	
47	崩壊土砂	椿坂北	福井	露口	15	県道	0.9	
48	崩壊土砂	鶺鴒	橋	大坪	10	県道	1.2	
49	崩壊土砂	西八原毛川	椿	八原毛西	20	小学校	3.6	
50	崩壊土砂	東八原毛川1	椿	八原毛東	20	小学校	2.1	
51	崩壊土砂	東八原毛川2	椿	八原毛東	20	小学校	2.7	
52	崩壊土砂	椿町	椿	五郎丸	10	県道	1.5	
53	崩壊土砂	須屋谷川	椿	須屋東側	11	市道	3.0	
54	崩壊土砂	高瀬谷	椿	高瀬	5	市道	2.1	
55	崩壊土砂	楠ヶ浦	椿	楠ヶ浦	1	市道	0.6	

(徳島県資料より)

7. 重要水防区域等一覧表

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等					種別	対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
	那賀川 左岸 (国)	那賀川町 中島	1,890	- 440 330	520 (440) 600		越水 // 基盤漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工	那賀川町 中島	801	1,880	那賀川1班 18	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182	
		那賀川町 赤池	510	- 270	70 170 (70)		越水 堤体漏水 // 洗堀	- シート張工	那賀川町 赤池	482	1,121	那賀川1班 (18)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)	
3	//	那賀川町 大京原 西原	1,165		96 174 (96) 895		堤体漏水 基盤漏水 // 洗堀	- 月の輪工 シート張工	大京原 西原	298 104	602 248	那賀川3班 23	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162	
4	//	羽ノ浦町 古岩 庄脇	4,020	- 100 2,000	1140 (270) (330) 780	那賀川橋 <small>岩脇陸開その1 岩脇陸開その2 岩脇陸開その3 岩脇陸開その4</small>	堤体漏水 // 基盤漏水 // 越水 洗堀 橋梁 陸開	月の輪工 // 積土のう工 せき板工 シート張工	古庄 岩脇	621 792	1,542 2,123	羽ノ浦3,4班 38	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター 徳島県南部自動車道 (上岩脇盛土部)	195 207 32 192 160 約500	
5	//	羽ノ浦町 古毛 上大野町 萱原	2,050	107 400	1,470 (140) 73		越水 堤体漏水 基盤漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工	古毛 萱原	137 12	323 29	羽ノ浦5班 15 大野2班 15	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310	
6	//	楠根町	1,794	240	544 (31) (508) 1,010 (458)		越水 // 堤体漏水 基盤漏水 //	積土のう工 // - 月の輪工 //	楠根町	165	393	加茂谷1班 24	吉井小学校	252	
7	//	深瀬町	589 1箇所	中央橋	589		越水 橋梁	積土のう工	深瀬町	50	109	加茂谷 1,2班 39 (24)	加茂谷総合センター	258	

()は重複人数

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別		水防対策工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	
8	那賀川 右岸 (国)	辰巳町	1,060			1,060	洗堀	シート張工	中島	-	-	富岡4,5,6班 65	-	-	
9	〃	住吉町	2,762		1,142 280		越水 堤体漏水	積土のう工 -	住吉町	205	437	富岡4,5,6班 (65)	富岡小学校	550	
10	〃	柳島町 上中町 下大野町 中大野町	7,145	210 -	1,730 (1430)		洗堀 旧川跡	シート張工 -	柳島町 上中町 下大野町 中大野町	378 787 540 243	758 1,932 1,304 551	中野島1,3班 52 大野1,3班 51	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所 徳島県南部自動車道 (下大野盛土部)	238 310 (310) 41 約450	
11	〃	上大野町	485	100	385		基盤漏水	月の輪工	上大野町	162 (12)	459 (29)	大野2班 (15)	阿南支援学校	263	
12	〃	吉井町	1,563 1箇所 1箇所	100 吉井樋門	1463 (100) (650)		越水 〃 堤体漏水 基盤漏水 樋門 橋梁	積土のう工 〃 - 月の輪工 シート張工 捨土のう工	吉井町	183	471	加茂谷5,6班 51	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(252) 163	
13	〃	加茂町	950		950		越水	積土のう工 せき板工	加茂町	170	408	加茂谷6,7班 59 (32)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	
14	桑野川 左岸 (国)	横見町 宝田町	2,181 1箇所		1561 120 (80) 500 (1730)		越水 堤体漏水 〃 基盤漏水 〃 橋梁	積土のう工 - 月の輪工 せき板工	横見町 宝田町 住吉町	891 1,275 (205)	1,904 2,975 (437)	中野島1,2班 49 (29) 宝田1班 27	横見老人ルーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	

()は重複人数

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等					種別	対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
15	桑野川 左岸 (国)	宝田町 長生町	2,919		2,919	(140)	越水	積土のう工 せき板工	宝田町 長生町	(1,275) 1,266	(2,984) 2,803	宝田1,2班 52 (27) 長生1,2,3, 4,5班 87	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ルーム	310 310 387 212 160 1070 44	
			5箇所		新町橋 富岡新橋 富岡新橋水管橋 宝橋 会下橋		旧川跡 橋梁								
		長生町	785		675 110		越水 洗堀 橋梁	積土のう工 シート張工							
17		長生町 宝田町	455		455	越水	積土のう工 せき板工	長生町 宝田町							
18	派川 那賀川 桑野川 右岸 (国)	原ヶ崎町 黒津地町 向原町	538	302		236 豊益陸間(第1) 豊益陸間(第2) 豊益陸間(第3) 豊益陸間(第4) 豊益陸間(第5) 豊益陸間(第6) 豊益陸間(第7)	越水	積土のう工 せき板工 捨土のう工	原ヶ崎町 黒津地町 向原町	62 109 222	122 233 489	富岡4,5班 (48)	富岡小学校 ｽﾎｰﾙ総合センター 老人ホーム	(550) 1519 101	
		1箇所 - 7箇所	原ヶ崎第1樋門	樋門 新堤防 陸間											
19	桑野川 右岸 (国)	原ヶ崎町	372		372		越水	積土のう工 せき板工	住吉町 富岡町 宝田町 領家町	(205) 1,597 (1,275) 475	(437) 3,147 (2,984) 1,154	宝田1,2班 (52) 長生1,2,3, 4,5班 (87)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中等学校 富岡西高等学校 富岡保育所 商工業振興センター 阿南社会福祉会館	525 236 458 (550) 104 823 722 75 161 110	
20	〃	住吉町 富岡町 宝田町	3,730		2,570		越水	積土のう工 せき板工 - // 月の輪工 シート張工							
					1,110 (1,578) (1,398) 50		堤体漏水 // 漏水 洗堀								
21	桑野川 右岸 (国)	長生町	1,374	1,374			越水	積土のう工 せき板工	長生町	(1,266)	(2,803)	長生1,2,3,4班 (71)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別		地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
22	桑野川 右岸 (国)	長生町	677		677		越水	積土のう工 せき板工	長生町	(1,266)	(2,803)	長生1,2,3,4班 (71)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	
23	福井川 左岸 (県)	福井町	600	600			堤防高	積土のう工	元末 西の前 吉谷	19 25 31	50 44 69	福井分団 1,2,3,4班 56	福井町総合センター 福井小学校	163 310	
23-2	〃	〃	600		600		漏水	月の輸工							
24	〃	〃	100		100 (100)		堤防断面 漏水	積土のう工							
25	福井川 左岸 (県)	福井町	700		700		洪水痕跡	〃							
26	〃	〃				4箇所	陸閘	〃	湊 土井ヶ崎	53 11	118 29	福井分団 1,2,3,4班 (56) 橋分団 2班 16	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
27	〃	〃	900	550	300	50	堤防高 新堤防	〃	羽広 中連 長野 古毛 平田	10 25 2 36 0	23 54 2 72 0	福井分団 1,2,3,4班 (56)	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
28	〃 右岸 〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃							
29	椿地川 左右岸 (県)	〃	212	0	106	106 (106)	堤防高 新堤防	積土のう工	大中 宮内 宮宅 平田	18 15 10 0	36 50 17 0	福井分団 1,2,3,4班 (56)	福井中学校	488	
30	桑野川 左岸 〃	桑野町				3箇所	陸閘	〃	大地	36	66	桑野分団 1～5班 96	桑野小学校	252	
31	桑野川 右岸 〃	新野町	300	300 (300)			越水 堤体漏水	〃	重友	30	81	新野分団 1～7班 117	新野公民館 新野小学校	108 310	

付 図 番 号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重 要 水 防 区 域 等						対 策 水防対 策工法	関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
		場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別		地 区 名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
32	〃	新 野 町				4箇所	陸 間	〃	馬 場	61	126	〃 (117)	新野公民館 新野小学校	(108) (310)	
33	桑野川 右岸 〃	桑 野 町				1箇所	陸間	積土のう工	落 合	10	32	桑野分団 1～5班 (96)	桑野小学校	(252)	
34	〃	〃	20	20		1箇所	洗堀	—	〃	10	32	〃 (96)	〃	(252)	
35	椿川 左右岸 (県)	椿 町	800	800			洪水痕跡	積土のう工	黒 田 加 茂 前 高 岸	9 30 13	25 58 31	椿分団 1,2,3,4班 94	椿小学校	242	
36	〃 右岸 〃	〃				1箇所	陸間	〃	地蔵ヶ谷	5	8	〃 (94)	椿会館	206	
37	桑野川 右岸 〃	桑 野 町	1,400		1400		基盤漏水	月の輸工	桑 野	775	1837	桑野分団 1～5班 (96)	大井小学校	265	
38	那賀川 右岸 〃	大 井 町	20		20		洗堀	積土のう工	水 井	36	94	加茂谷 8班 13	桑野小学校	252	

()は重複人数
(国)は、国土交通省管理

8. 海岸保全区域一覽表

(国土交通省水管理・国土保全局所管分)

令和3年3月31日現在

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号	
				(m)	指定年月日		
紀伊水道西	那賀川	今津		3,115	H20.03.28	164	
	富岡	見能林		600	H12.04.07	305	
	橘	椿	西大江		160	S34.11.19	548
		//	大江		376	S33.02.28	84
		//	那波江		426	//	//
		//	蒲生田		810	//	//

(国土交通省港湾局所管分)

令和3年3月31日現在

沿岸名	海岸名	地区名	保全区域指定済延長		告示番号
			(m)	指定年月日	
紀伊水道西	中島港	平島	1,362.0	H01.02.03	71
	富岡港	辰己	720.0	S60.06.07	513
		豊益畷	1,516.0	S45.02.17	90
	橘港	橘東	7,860.0	H11.05.18	356
		橘西	1,140.5	H18.10.24	1159
		鵜	1,920.0	S33.08.19	380
		袴傍示西	1,920.0	//	//
		袴傍示東	1,131.0	//	//
		小勝島	2,080.0	//	//
		椿地	2,050.0	//	//
		高島	470.0	S41.03.31	190

(水産庁所管分)
令和3年3月31日現在

沿岸名	漁港海岸名	保全区域指定済延長		告示番号
		(m)	指定年月日	
紀伊水道西	今津	170	S33.02.28	83
	大湊	2,818	S34.07.30	360
	後戸	900	//	//
	小杭	776	//	//
	曲	110	//	//
	椿泊	6,378	//	//
	中林	1,750	//	//
	伊島	400	//	//

(農林水産省農村振興局所管分)
令和3年3月31日現在

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
紀伊水道西	那賀川 橋	平島	—	2,000	S33.02.28	84
		椿	小島(楠ヶ浦)	390	S33.02.28	84
		//	小島(小島)			
		//	尻杭			
		//	船瀬			
	伊島	野尾辺	—	497	S36.11.15	541

第2編 災害対策に関する資料

9. 災害救助法

(1) 災害救助法の適用基準

令和3年11月現在

区分	県、市町村名	令第1条 第1項 第1号	令第1条 第1項 第2号	令第1条 第1項 第3号前段
都道府県の区域内の人口		(住家滅失世帯数)		
1,000,000 人未満	徳島県		1,000世帯	5,000世帯
市町村の区域内の人口 (令和2年度国勢調査より)				
5,000 人未満	勝浦町、上勝町、佐那河内村 神山町、牟岐町	30世帯	15世帯	
5,000 人以上 15,000 人未満	那賀町、美波町、海陽町 松茂町、板野町、上板町 つるぎ町、東みよし町	40世帯	20世帯	
15,000 人以上 30,000 人未満	美馬市、三好市、石井町、 北島町	50世帯	25世帯	
30,000 人以上 50,000 人未満	小松島市、吉野川市、阿波市 藍住町	60世帯	30世帯	
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市、 阿南市	80世帯	40世帯	
100,000 人以上 300,000 人未満	徳島市	100世帯	50世帯	

※1) 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

※2) 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

(2) 災害救助の主な事務のあらまし

平成26年8月現在

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握 	
被害状況の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに被害状況を知事に情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕 	
災害救助法適用の決定	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受理及び技術的な助言、指導 必要に応じ災害対策本部を設置 内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 県内各関係機関に連絡（連携協力） 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> 知事に災害救助法の適用要請 必要に応じ災害対策本部を設置 	
応急救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 救助の実施等 （必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等） 	
中間情報	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受理及び必要な助言、指導 	<ul style="list-style-type: none"> 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕 	<ul style="list-style-type: none"> 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕 	
（必要に応じ）特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	<ul style="list-style-type: none"> 承認の可否及び程度等の判断及び必要な助言、指導 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を防災担当大臣に協議 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じ）知事に特別基準の要請 	
救助完了についての情報	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受理及び必要な助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供 	
補助金の申請等	<ul style="list-style-type: none"> 申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定 	<ul style="list-style-type: none"> 翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請 	<ul style="list-style-type: none"> 特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

(3)「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和元年10月23日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者・障害者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	地域の実状、世帯構成等に応じて設定	災害発生の日から20日以内着工	1 1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他のによる食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 流 失 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、1世帯当たり次に掲げる額以内 1 □に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から1カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり30,000円 2 就職支度費 1件当たり15,000円	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子	
学用品の給与		1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(4) 災害救助法による救助の実施機関

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- 2 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- 3 知事から市長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。
- 4 なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
1 避難所の設置	阿南市	
2 応急仮設住宅の供与	県、阿南市	
3 炊き出しその他による食品の給与	阿南市	
4 飲料水の供給	阿南市	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	阿南市	
6 医療及び助産	県、阿南市	
7 被災者の救出	阿南市	
8 被災した住宅の応急修理	阿南市	
9 学用品の給与	県、阿南市	
10 埋葬	阿南市	
11 遺体の搜索	阿南市	
12 遺体の処理	阿南市	
13 障害物の除去	阿南市	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に依りて県と阿南市が連携して実施するものとする。

10. 無線局局名録

令和7年1月現在

	所在地	免許人	無線局名
消防関係	阿南市辰己町	阿南市消防本部	阿南消防基地局
	// 橘町	//	阿南消防橘基地局
防災 行政無線	阿南市富岡町	阿南市	防災阿南市役所
	阿南市津乃峰町	阿南市	防災阿南市津乃峰
	阿南市深瀬町	阿南市	防災阿南市深瀬
警察関係	阿南市富岡町	警察庁長官	阿南固定局
国土交通省 関係	阿南市領家町	国土交通省	建設那賀川固定局
NTT関係	徳島市中島田	西日本電信電話(株)	にしでんでんしこく とくしま 301 陸上移動局
			// 302 //
			// 307 //
			// 308 //
			にしでんでんしこく 403 //
			にしでんでんしこく 404 //
			にしでんでんしこく 455 //
			にしでんでんしこく 456 //
			にしでんでんしこく 457 //
にしでんでんしこく 458 //			
報道関係	徳島市南前川町	日本放送協会	基地局
	徳島市中徳島町	四国放送(株)	//
	徳島市中徳島町	(社)徳島新聞社	//
	徳島市中洲町	(株)読売新聞社	//
	徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	//
四電関係	阿南市富岡町	四国電力送配電	四電阿南営業基地局
	// 橘町	//	四電阿南火力固定局

	所在地	免許人	無線局名
四電 関係	阿南市橘町	四国電力	四電阿南発電基地局
	//	//	四電橘湾発電基地局
	//	四国電力送配電	四電橘湾火力固定局
	阿南市福井町	//	四電阿南固定局
	阿南市椿町	//	四電明神送電基地局
	//	//	四電明神送電携帯基地局
	//	//	四電明神営業基地局
	//	四国電力	四電明神発電基地局
	//	四国電力送配電	四電明神固定局

	所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数
海岸局関係	阿南市椿町	徳島県 無線漁業 協同組合	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908 KHz
	阿南市椿泊町		椿泊海岸局	1	A3E 27524 27852 KHz
	阿南市伊島町		伊島海岸局	1	A3E 27524 26928 KHz
	阿南市橘町		橘海岸局	1	A3E 27524 26776 27748 KHz
	阿南市中林町		中林海岸局	1	A3E 27524 27748 KHz

西日本電信電話株式会社関係

孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

11.指定緊急避難場所一覧

地区	No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類 ^{※1}					基準水位高 (TP+m)	洪水による浸水深(m) ^{※2}			地盤高 (m)	階数	建物構造	収容可能人数 (津波避難時)	電話 (0884)	備考	
				地震	津波	高潮	洪水	内水 氾濫		土砂 災害	大規模 火災	那賀川							桑野川
那賀川	1	ゆたか野地区防災公園	那賀川町豊香野39	○	○	○				4.22	0.5~3.0	-	-	5.6	-	-	600 (2㎡/人)	22-9293	
	2	今津小学校	那賀川町敷地238		②	②	②			3.98	0.5~3.0	-	-	2.8	3	鉄筋コンクリート	1,812 (1㎡/人)	42-0702	津波、洪水、高潮(2階以上が避難スペース)
	3	黒地文化センター	那賀川町黒地712-1		②					3.93	0.5~3.0	-	-	3.2	2	鉄筋コンクリート	99 (1㎡/人)	42-2085	津波(2階が避難スペース)
	4	那賀川公民館	那賀川町今津浦喜来31-1		②	②	②			3.97	0.5~3.0	-	-	2.4	2	鉄筋コンクリート	300 (1㎡/人)	21-2019	津波、高潮、洪水(2階が避難スペース)
	5	那賀川中学校 グラウンド	那賀川町知屋370-1						○	4.16	0.5~3.0	-	-	2.0	-	-		42-0058	
		那賀川中学校 校舎		②	②	②				4.16	0.5~3.0	-	-	2.0	3	鉄筋コンクリート	2,110 (1㎡/人)		津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)
	6	那賀川スポーツセンター	那賀川町知屋354-1		②					4.30	0.5~3.0	-	-	1.9	2	鉄骨鉄筋コンクリート	580 (1㎡/人)	42-0390	津波(2階が避難スペース)
	7	平島小学校	那賀川町赤池131-2		②	②	②			4.20	0.5~3.0	-	-	2.2	3	鉄筋コンクリート	1,412 (1㎡/人)	42-0039	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)
	8	那賀川公民館平島分館	那賀川町赤池307-2		②	②	②			4.21	0.5~3.0	-	-	2.2	2	鉄筋コンクリート	203 (1㎡/人)	42-2902	津波、高潮、洪水(2階が避難スペース)
	9	中島緊急避難階段	那賀川町中島968-1		○					5.10	0.5~3.0	-	-	8.2	-	-	30 (0.5㎡/人)	22-9191	
	10	(株)レーザーシステム 徳島事業所	那賀川町中島414-1		屋上					4.25	0.5~3.0	-	-	1.8	2	鉄筋コンクリート	484 (1㎡/人)	22-9191	津波(屋上が避難スペース)
	11	科学センター体験館	那賀川町上福井南川洲8-1		②	②	②			4.27	0.5~3.0	-	-	1.8	2	鉄筋コンクリート	1,040 (1㎡/人)	42-1600	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)
		科学センター天文館		②	②	②			4.30	0.5~3.0	-	-	1.8	2	鉄筋コンクリート	381 (1㎡/人)	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)		
12	那賀川B&G海洋センター	那賀川町今津浦向新田20-5				○		○	-	-	-	-	2.4	1	鉄骨		42-2600	大規模火災(グラウンドが避難スペース)	
13	工地区域山津波避難施設	那賀川町工区592-1		○	○				4.20	0.5~3.0	-	-	6.2	-	-	180 (2㎡/人)	22-9191		
羽ノ浦	14	富岡東高等学校 羽ノ浦校グラウンド	羽ノ浦町中庄市50-1	○	○					域外	0.5~3.0	-	-	5.0	-	-	1,129 (1㎡/人)	44-2054	
		富岡東高等学校 羽ノ浦校校舎			○	②	②			域外	0.5~3.0	-	-	5.0	3	鉄筋コンクリート	3,140 (1㎡/人)		高潮、洪水(2階以上が避難スペース)
		富岡東高等学校 羽ノ浦校体育館			○					域外	0.5~3.0	-	-	5.0		鉄骨	782 (1㎡/人)		
		富岡東高等学校 羽ノ浦校部室棟			○					域外	0.5~3.0	-	-	5.0		鉄筋コンクリート	336 (1㎡/人)		
	15	羽ノ浦小学校 グラウンド	羽ノ浦町中庄原端知1-1	○	○				○	域外	0.5~3.0	-	-	5.0	-	-	2,832 (2㎡/人)	44-2053	
		羽ノ浦小学校 校舎			○	②	②			域外	0.5~3.0	-	-	5.0	4	鉄筋コンクリート	2,670 (1㎡/人)		高潮、洪水(2階以上が避難スペース)
		羽ノ浦小学校 体育館			○					域外	0.5~3.0	-	-	5.0	1	鉄筋コンクリート	342 (1㎡/人)		
	16	阿南市勤労女性センター	羽ノ浦町春日野1-75		②					3.71	0.5~3.0	-	-	2.9	2	鉄筋コンクリート	520 (1㎡/人)	44-5611	津波(2階以上が避難スペース)
17	阿南市情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3		○				○	域外	3.0~5.0	-	-	6.2	3	鉄筋コンクリート	2,730 (1㎡/人)	44-5000		
18	羽ノ浦公民館 敷地	羽ノ浦町宮倉大木38-4	○	○					域外	3.0~5.0	-	-	6.5	-	-	156 (2㎡/人)	44-1120		
	羽ノ浦公民館 建物			○	②	②		○	域外	3.0~5.0	-	-	6.5	2	鉄筋コンクリート	458 (1㎡/人)		高潮、洪水(2階が避難スペース)	

地区	No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類 ^{※1}				基準水位高 (TP+m)	洪水による浸水深 (m) ^{※2}			地盤高 (m)	階数	建物構造	収容可能人数 (津波避難時)	電話 (0884)	備考					
				地震	津波	高潮	洪水		内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災							那賀川	桑野川	福井川		
羽ノ浦	19	羽ノ浦中学校 グラウンド	羽ノ浦町宮倉沢田154	○	○				域外	3.0~5.0	-	-	5.8	-	-	4,677	(2㎡/人)	44-2045				
		羽ノ浦中学校 校舎			○	③	③			域外	3.0~5.0	-	-	5.8	4	鉄筋コンクリート	2,260			(1㎡/人)	高潮、洪水 (3階以上が避難スペース)	
	20	羽ノ浦グラウンド	羽ノ浦町宮倉沢田82	○					域外	3.0~5.0	-	-	6.8	-	-			44-5525				
	21	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋87	○		②	②			域外	0.5~3.0	-	-	8.8	3	鉄筋コンクリート			44-2234	地震 (グラウンドが避難スペース) 高潮、洪水 (2階以上が避難スペース)		
	22	岩脇福祉会館	羽ノ浦町岩脇町筋20-3					○		域外	3.0~5.0	-	-	9.5	2	鉄骨			44-2172			
中野島	23	横見小学校 グラウンド	横見町前長岡67-2						○	3.95	3.0~5.0	0.5~3.0	-	3.5	-	-			22-0363			
		横見小学校 北校舎			②	③	③			域外	3.95	3.0~5.0	0.5~3.0	-	3.5	3	鉄筋コンクリート	770			(1㎡/人)	津波 (2階以上が避難スペース) 高潮、洪水 (3階が避難スペース)
		横見小学校 西校舎			②					域外	3.95	3.0~5.0	0.5~3.0	-	3.5	2	鉄筋コンクリート	137			(1㎡/人)	津波 (2階が避難スペース)
		横見小学校 南校舎			②					域外	3.95	3.0~5.0	0.5~3.0	-	3.5	2	鉄筋コンクリート	166			(1㎡/人)	津波 (2階が避難スペース)
24	中野島総合センター 敷地	柳島町中川原20-3	○	○					域外	3.0~5.0	0.5~3.0	-	5.2	-	-	1,168	(2㎡/人)	22-1669				
	中野島総合センター 建物			○	③	③			域外	3.0~5.0	0.5~3.0	-	5.2	3	鉄筋コンクリート	687	(1㎡/人)			高潮、洪水 (3階が避難スペース)		
	25	中野島小学校	上中町中原182-1	○		②	②			域外	3.0~5.0	0.5未満	-	6.4	2	鉄筋コンクリート			22-0439	地震 (グラウンドが避難スペース) 高潮、洪水 (2階が避難スペース)		
長生	26	長生小学校	長生町五反地25-2	○			③			域外	0.5~3.0	0.5~3.0	-	4.4	3	鉄筋コンクリート			22-0604	地震、大規模火災 (グラウンドが避難スペース) 洪水 (3階が避難スペース)		
		長生小学校 体育館						○		域外	0.5~3.0	0.5~3.0	-	4.4	1	鉄骨						
	27	阿南第一中学校	長生町西方589	○			③			域外	3.0~5.0	-	-	6.4	3	鉄筋コンクリート			22-1404	地震、大規模火災 (グラウンドが避難スペース) 洪水 (3階が避難スペース)		
	28	長生公民館	長生町上荒井橋ノ前4-2	○		○	②		○	域外	3.0~5.0	0.5~3.0	-	5.0	2	鉄筋コンクリート			23-5515	地震 (敷地が避難スペース) 洪水・高潮 (2階が避難スペース)		
大野	29	阿南支援学校	上大野町大山田52	○						域外	-	-	-	53.6	2	鉄骨			22-2010	地震 (グラウンドが避難スペース)		
	30	阿南西部公園	中大野町南傍示	○					○	域外	-	-	-	52.1	-	-			22-9293			
	31	大野小学校	下大野町三栄5	○			③			域外	3.0~5.0	-	-	11.4	3	鉄筋コンクリート			22-1004	地震、大規模火災 (グラウンドが避難スペース) 洪水 (3階が避難スペース)		
		大野小学校 体育館						○		域外	3.0~5.0	-	-	11.4	1	鉄骨						
	32	大野公民館	中大野町北傍示440-2	○		○	②		○	域外	3.0~5.0	-	-	11.5	2	鉄骨			22-1564	地震 (敷地が避難スペース) 洪水・高潮 (2階が避難スペース)		
加茂谷	33	楠根桜づつみ公園	楠根町新田175-3	○						域外	10.0~20.0	-	-	17	-	-			22-9293			
	34	阿南市クリーンピア 敷地	熊谷町定方44	○					○	域外	5.0~10.0	-	-	29.6	-	-			21-5374	地震、大規模火災 (敷地が避難スペース) 土砂災害 (3階が避難スペース)		
		阿南市クリーンピア 管理棟			○	○		③		域外	5.0~10.0	-	-	29.6	3	鉄筋コンクリート						
	35	吉井小学校 グラウンド	吉井町原18-2	○						域外	5.0~10.0	-	-	22.6	3	鉄筋コンクリート			25-0210			
吉井小学校 体育館							○		域外	5.0~10.0	-	-	22.6	1	鉄骨							
	36	加茂谷中学校	加茂町南不け1	○			④		○	域外	10.0~20.0	-	-	25.0	4	鉄筋コンクリート			25-0012	地震、大規模火災 (グラウンドが避難スペース) 洪水 (4階が避難スペース)		

地区	No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類 ^{※1}				基準水位高 (TP+m)	洪水による浸水深(m) ^{※2}			避難高(m)	階数	建物構造	収容可能人数 (津波避難時)	電話 (0884)	備考			
				地震	津波	高潮	洪水		内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災							那賀川	桑野川	福井川
加茂谷	37	加茂谷総合センター	加茂町野上22-11			○	○	②		域外	-	-	-	26.4	2	鉄筋コンクリート		25-0113	土砂災害（2階が避難スペース）	
	38	大井小学校（休校中）南校舎	大井町東平127-1	○				②		域外	-	-	-	46.2	2	鉄筋コンクリート		22-3390	地震（グラウンドが避難スペース） 土砂災害（2階が避難スペース）	
		大井小学校（休校中）体育館				○				域外	-	-	-	46.2	1	鉄骨				
39	深瀬町コミュニティセンター	深瀬町大畝町35-1					②		域外	100~200	-	-	25.0	2	鉄筋コンクリート		22-7404	土砂災害（2階が避難スペース）		
桑野	40	山口小学校	山口町久延69-1	○			②	②	○	域外	-	0.5~3.0	-	23.2	3	鉄筋コンクリート		26-0204	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水、土砂災害（東校舎2階が避難スペース）	
	41	桑野小学校	桑野町岡元40-1	○			②	②	○	域外	-	0.5~3.0	-	13.4	4	鉄筋コンクリート		26-0200	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水、土砂災害（2階以上が避難スペース）	
	42	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	○	○		②	②	○	域外	-	-	-	27.6	3	鉄筋コンクリート		26-0203	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水、土砂災害（北校舎2階以上が避難スペース）	
	43	桑野公民館	山口町内田150-1	○		②	②	○		域外	-	3.0~5.0	-	13.0	2	鉄筋コンクリート		26-1644	地震（敷地が避難スペース） 洪水・高潮（2階が避難スペース）	
新野	44	新野東小学校 体育館	新野町星国37-2	○			○	○		域外	-	-	-	36.6	3	鉄筋コンクリート		36-2103	地震（グラウンドが避難スペース）	
	45	新野小学校 敷地	新野町南宮ノ久保70-1	○					○	域外	-	0.5~3.0	-	34.6	-	-		36-2021	地震（グラウンドが避難スペース）	
		新野小学校 北校舎2階以上				②	②		域外	-	0.5~3.0	-	34.6	3	鉄筋コンクリート		洪水・土砂災害（北校舎2階が避難スペース）			
	46	新野西小学校（休校中）	新野町友常1	○				②		域外	-	-	-	66.2	3	鉄筋コンクリート		-	地震（グラウンドが避難スペース） 土砂災害（2階以上が避難スペース）	
	47	新野中学校 体育館	新野町馬見21	○			○	○		域外	-	-	-	51.8	3	鉄筋コンクリート		36-2040	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース）	
	48	阿南光高等学校新野キャンパス	新野町室ノ久保12	○			②			域外	-	0.5~3.0	-	27.4	4	鉄筋コンクリート		36-3215	地震（グラウンドが避難スペース） 洪水（2階が避難スペース）	
49	新野公民館	新野町西馬場18	○			②	○		域外	-	0.5~3.0	-	33.8	2	鉄筋コンクリート		36-2176	地震（敷地が避難スペース） 洪水（2階が避難スペース）		
富岡	50	桑野川防災ステーション	富岡町庄境7-1	○	○				○	域外	-	3.0~5.0	-	7.5	1	鉄骨	1,459 (2㎡/人)	-		
	51	富岡西高等学校 校舎	富岡町小山18-3	○	○	②	②			域外	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.9	4	鉄筋コンクリート	4,812 (1㎡/人)	22-0041	地震（グラウンドが避難スペース） 洪水、高潮（2階以上が避難スペース）	
		富岡西高等学校 体育館			○			○		域外	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.9		鉄骨	1,144 (1㎡/人)			
	52	徳島県南部総合県民局 阿南庁舎	富岡町あ王谷46		③	③	③			域外	3.68	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.1	5	鉄筋コンクリート	691 (1㎡/人)	24-4111	津波、高潮、洪水（3階以上が避難スペース）
	53	阿南市文化会館	富岡町西池田135-1		○	○	○			域外	-	-	-	7.2	3	鉄骨鉄筋コンクリート	1,195 (1㎡/人)	21-0808		
		阿南市文化会館 駐車場		○	○	○	○		○	域外	-	-	-	6.1	-	-	1,500 (2㎡/人)			
	54	富岡公民館	富岡町西池田135-1		○	○	○		○	域外	-	-	-	7.7	2	鉄骨鉄筋コンクリート	390 (1㎡/人)	22-1028		
	55	阿南琴江寮・富岡保育所	富岡町トノ町96-1		②					域外	3.68	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.8	2	鉄筋コンクリート	185 (1㎡/人)	22-0765	津波（2階以上が避難スペース）
	56	牛岐城趾公園高台	富岡町トノ町24-3		○	○	○			域外	-	-	-	14.4	-	-	344 (2㎡/人)	24-9002		
57	阿南社会福祉会館	富岡町今福寺40-17		②	②	②			域外	3.76	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.0	5	鉄筋コンクリート	590 (1㎡/人)	-	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース）	
58	阿南ひまわり会館	富岡町北通33-1		②	②	②		○	域外	3.78	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.3	3	鉄筋コンクリート	1,070 (1㎡/人)	23-6600	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース）	
59	阿南労働総合庁舎 (ハローワーク)	頓家町本荘ヶ内120-6		②	②	②			域外	3.76	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.1	3	鉄筋コンクリート	580 (1㎡/人)	22-2016	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース）	

地区	No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類 ^{※1}							基準水位高 (TP+m)	洪水による浸水深(m) ^{※2}			避難高(m)	階数	建物構造	収容可能人数 (津波避難時)	電話 (0884)	備考	
				地震	津波	高潮	洪水	内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災		那賀川	桑野川	福井川							
富岡	60	富岡東中等学校	領家町走寄102-2		②	②	②			○	3.78	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.4	4	鉄筋コンクリート	4,592 (1㎡/人)	22-2120	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
	61	富岡小学校	領家町浜田200		②	②	②				3.76	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.2	4	鉄筋コンクリート	2,536 (1㎡/人)	22-0066	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
	62	富岡幼稚園	領家町浜田182-1		②	②	②				3.78	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.8	2	鉄骨	439 (1㎡/人)	22-0561	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
	63	福島県南部総合市民局 保健福祉環境部阿南庁舎 (阿南保健所)	領家町野神319		③	③	③				3.85	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.3	3	鉄筋コンクリート	386 (1㎡/人)	22-0072	津波、高潮、洪水(3階 休養室・廊下・屋上が避難スペース)	
	64	スポーツ総合センター	七見町下川田100-1		②	②	②			○	3.77	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.1	2	鉄骨鉄筋コンクリート	1,219 (1㎡/人)	22-2300	津波、高潮、洪水(2階が避難スペース)	
	65	老人ホーム福寿荘	鯉町亀崎93-7		②	②	②				7.73	-	-	-	8.8	3	鉄筋コンクリート	458 (1㎡/人)	23-3440	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
宝田	66	阿南市役所	富岡町トノ町12-3		○						域外	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.5	7	鉄骨(地上)、鉄筋コンクリート(地下)	750 (1㎡/人)	22-1111	津波(低層部1階ロビーが避難スペース)	
	67	阿南光高等学校宝田キャンパス	宝田町今市中新開10-6	○	○					○	域外	3.0~5.0	0.5~3.0	-	1.0	4	鉄筋コンクリート	1,595 (1㎡/人)	22-1408	地震、大規模火災(グラウンドが避難スペース)	
	68	宝田公民館	宝田町久保田97-1			②	②			②	域外	3.0~5.0	0.5~3.0	-	5.8	2	鉄筋コンクリート		22-0234	高潮、洪水(2階が避難スペース)	
見能林	69	宝田小学校	宝田町久保田124	○		②	②			○	域外	3.0~5.0	0.5~3.0	-	5.8	3	鉄筋コンクリート		22-1134	地震、大規模火災(グラウンドが避難スペース) 高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
	70	東部自然公園散策路	才見町米島裏6		○	○	○				域外	-	-	-	4.1	-	-	223 (2㎡/人)	22-9293		
	71	阿南中学校	見能林町南勘高1		②	②	②			②	4.99	0.5未満	0.5未満	-	2.6	3	鉄筋コンクリート	3,782 (1㎡/人)	22-0539	津波、高潮、洪水、土砂災害(校舎2階以上が避難スペース)	
		阿南中学校 体育館			③	③	③				4.99	0.5未満	0.5未満	-	2.6	4	鉄筋コンクリート	1,250 (1㎡/人)		津波、高潮、洪水(体育館3階以上が避難スペース)	
	72	見能林公民館	見能林町念仏免4-1		②	②	②			○	4.99	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.4	2	鉄筋コンクリート	308 (1㎡/人)	22-0501	津波、高潮、洪水(2階が避難スペース)	
	73	見能林小学校	見能林町西内35		②	②	②			○	5.01	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.6	3	鉄筋コンクリート	1,854 (1㎡/人)	22-0506	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース) 土砂災害(体育館が避難スペース)	
	74	阿南市武道館	大湯町210-56							○	6.4	-	-	-	1.2	2	鉄筋コンクリート		28-1533		
	75	大湯会館	大湯町214-16							○	6.4	-	-	-	1.2	1	鉄骨		-		
	76	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265		②	②	②			○	5.03	0.5~3.0	0.5~3.0	-	0.9	4	鉄筋コンクリート	1,998 (1㎡/人)	23-7100	津波、高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
	77	津乃峰総合センター	津乃峰町長浜494		③	②	②			○	5.84	0.5~3.0	0.5~3.0	-	2.1	4	鉄骨鉄筋コンクリート	470 (1㎡/人)	22-0501	津波(3階以上が避難スペース) 高潮、洪水(2階以上が避難スペース)	
	78	津乃峰地区防災公園	津乃峰町西分213-1	○	○	○	○			○	域外	-	-	-	7.6	-	-	4,500 (2㎡/人)	22-9293		
79	津乃峰小学校	津乃峰町我山129-37		③	②	②			○	6.69	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.2	3	鉄筋コンクリート	665 (1㎡/人)	27-0227	津波(3階が避難スペース) 高潮、洪水(2階以上が避難スペース) 土砂災害(体育館が避難スペース)		
80	津乃峰町新浜地区 津波避難タワー	津乃峰町新浜18-5		○	○	○				5.99	-	-	-	0.4	-	-	70 (0.5㎡/人)	22-9191			
橋	81	橋こどもセンター	橋町久保38-3		②	○	○				7.36	-	-	-	4.4	2	鉄骨	557 (1㎡/人)	26-8800	津波(2階が避難スペース)	
	82	橋地区防災公園	橋町西浦58	○	○	○	○			○	域外	-	-	-	10.3	-	-	1,600 (2㎡/人)	22-9293		
	83	橋小学校 グラウンド	橋町大浦166-1		○	○	○	○			○	域外	-	-	-	22.9	-	-	1,496 (2㎡/人)	27-0002	
		橋小学校 校舎			②	②	②			②	域外	-	-	-	22.9	3	鉄筋コンクリート	2,397 (1㎡/人)			
84	橋町総合センター	橋町豊浜36-15			②	○			○	11.4	-	-	-	6.0	4	鉄筋コンクリート		27-0001	高潮(2階以上が避難スペース)		

地区	No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類 ^{※1}						基準水位高 (TP+m)	洪水による浸水深(m) ^{※2}			避難高(m)	階数	建物構造	収容可能人数 (津波避難時)	電話 (0884)	備考		
				地震	津波	高潮	洪水	内水 氾濫	土砂 災害		大規模 火災	那賀川	桑野川							福井川	
橋	85	旧クリーンセンター 敷地	橋町土井崎117-14	○	○	○	○			域外	-	-	-	200	-	-	1,486	(2㎡/人)	22-3794		
		旧クリーンセンター 管理棟			○	○	○			域外	-	-	-	200	3	鉄筋コンクリート	274	(1㎡/人)			
	86	ふるさと館 敷地	橋町土井崎115-16	○	○	○	○			域外	-	-	-	19.5	-	-	393	(2㎡/人)	34-2161		
		ふるさと館 建物			②	②	②		②	域外	-	-	-	19.5	2	鉄筋コンクリート	332	(1㎡/人)			
	79	南部ふるさとふれあい運動公園	橋町土井崎							域外	8.4	-	-	-	7.7	-	-		(2㎡/人)	34-3100	
87	南部ふるさとふれあい運動公園	橋町土井崎34	○					○	域外	8.4	-	-	-	7.7	-	-			-		
福井	88	大西地区津波避難タワー	福井町大西78-5		○	○	○			域外	7.33	-	-	3.0~5.0	2.7	-	-	140	(0.5㎡/人)	22-9191	
	89	福井中学校	福井町大西141	○	②	②	②		○	域外	7.37	-	-	3.0~5.0	3.4	4	鉄筋コンクリート	891	(1㎡/人)	34-2234	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース） 地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース）
	90	福井小学校 敷地	福井町大西192-1	○	○	○	○		○	域外	-	-	-	14.5	-	-	2,736	(2㎡/人)	34-2013		
		福井小学校 校舎			○					域外	-	-	-	14.5	2	鉄筋コンクリート	1,779	(1㎡/人)			
		福井小学校 体育館								域外	-	-	-	14.5	1	鉄筋コンクリート					
		福井小学校 東校舎				②	②			域外	-	-	-	14.5	3	鉄筋コンクリート				高潮、洪水（2階が避難スペース）	
	91	福井保育所 敷地	福井町高田117-3	○	○	○	○			域外	-	-	-	13.6	-	-	672	(2㎡/人)	34-2153		
		福井保育所 建物			○	○	○			域外	-	-	-	13.6	1	鉄筋コンクリート	406	(1㎡/人)			
	92	福井町総合センター 敷地	福井町古津198-2	○	○	○	○			域外	-	-	-	15.1	-	-	1,179	(2㎡/人)	34-2250		
		福井町総合センター 建物			②	②	②		②	域外	-	-	-	15.1	2	鉄筋コンクリート	440	(1㎡/人)			
	93	福井コミュニティハウス	福井町内歩66-1		○	○	○			域外	-	-	-	8.9	1	鉄骨	55	(1㎡/人)	22-7404		
	94	福井南小学校（休校中）敷地	福井町日の地122-1	○					○	域外	-	-	-	79.8	2	鉄筋コンクリート			34-3001		
	95	福井教育集会所	福井町内歩128-3			②	②			域外	7.6	-	-	3.0~5.0	5.6	2	鉄筋コンクリート			34-2082	高潮、洪水（2階が避難スペース）
榑	96	榑小学校	榑町黒田47		②				②	○	7.34	-	-	-	6.2	4	鉄筋コンクリート	767	(1㎡/人)	33-1004	津波（2階以上が避難スペース） 大規模火災（グラウンドが避難スペース）
		榑小学校 体育館				○	○				域外	7.34	-	-	-	6.2	1	鉄骨			
	97	かもた岬温泉保養施設 敷地	榑町船瀬GO-2	○	○	○	○			域外	-	-	-	35.4	-	-	1,919	(2㎡/人)	21-3030		
		かもた岬温泉保養施設 建物			○	○	○			域外	-	-	-	35.4	1	鉄筋コンクリート	109	(1㎡/人)			
	98	蒲生田小学校 校舎（休校中）	榑町蒲生田2	○	○	②	○		○	域外	-	-	-	8.1	2	鉄筋コンクリート	699	(1㎡/人)	33-0811	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 高潮（2階が避難スペース）	
	99	榑町中学校 校舎	榑町宮ヶ谷23			②			②		域外	8.4	-	-	-	1.8	3	鉄筋コンクリート			33-1008
榑町中学校 体育館					○					域外	8.4	-	-	-	1.8	1	鉄筋コンクリート				
100	榑会館	榑町浜14			②	②		②		域外	7.9	-	-	-	2.8	2	鉄筋コンクリート	206	(1㎡/人)	33-1232	

地区	No	施設・場所名	住所	対象とする異常現象の種類 ^{※1}							基準水位高 (TP+m)	洪水による浸水深 (m) ^{※2}			避難高 (m)	階数	建物構造	収容可能人数 (津波避難時)	電話 (0884)	備考
				地震	津波	高潮	洪水	内水 氾濫	土砂 災害	大規模 火災		那賀川	桑野川	福井川						
槽 泊	101	槽泊小学校	槽泊町東127	○	○	○	○		②	○	域外 (グラウンド)	-	-	-	28.2	2	木造	1,154 (2㎡/人)	33-0014	地震、津波、洪水、高潮、大規模火災(グラウンドが避難スペース) 土砂災害(2階が避難スペース)
	102	槽公民館 槽泊分館	槽泊町出島9						②		7.0	-	-	-	2.2	2	鉄骨		33-0003	土砂災害(2階が避難スペース)
伊 島	103	伊島小学校	伊島町瀬戸3-2	○			○			○	3.3	-	-	-	2.6	2	鉄筋コンクリート	710 (2㎡/人)	33-0302	大規模火事(グラウンドが避難スペース)
	104	伊島中学校	伊島町瀬戸3	○			○			○	3.3	-	-	-	3	1	鉄筋コンクリート	860 (2㎡/人)	33-0321	大規模火事(グラウンドが避難スペース)

※注1 津波が該当する避難場所は、津波の指定緊急避難場所として指定済。地震・洪水が該当する避難場所は、今後地震・洪水の指定緊急避難場所として指定予定である。(地震時の避難場所は、施設の敷地及びグラウンドまたは広場とする。)

※注2 那賀川、桑野川(国管理区間)の浸水深については、平成28年5月30日に国土交通省那賀川河川事務所が指定した、想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び水深による。桑野川(県管理区間)、福井川の浸水深については、桑野川が平成28年3月、福井川が平成27年3月に本市が作成したハザードマップによる。

12.指定緊急避難場所一覧

令和7年1月10日現在

地区	番号	施設名	住所	連絡先	収容可能人数 (2m ² /人)	建物構造	階数	地盤高 (m)	備蓄状況	調理器具 有or無	備考
富岡	1	阿南ひまわり会館	富岡町北通33-1	23-6600	532	鉄筋コンクリート	3	2.3	無	有	会議室、研修室等
	2	富岡保育所	富岡町トノ町96-1	22-0136	75	鉄筋コンクリート	2	2.8	無	有	遊戯室（1階）
	3	富岡西高等学校	富岡町小山18-3	22-0041	722	鉄筋コンクリート	4	3.9	無	有	体育館、武道場
	4	阿南市文化会館	富岡町西池田135-1	21-0808	458	鉄骨鉄筋コンクリート	3	7.2	無	有	ホール除く
	5	富岡公民館	富岡町西池田135-1	22-1028	236	鉄骨鉄筋コンクリート	2	7.7	有	有	会議室、研修室等
	6	商工業振興センター	富岡町今福寺34-4	24-3232	161	鉄骨	3	3.2	無	有	ホール、開発室
	7	阿南社会福祉会館	富岡町今福寺40-17	22-3290	110	鉄筋コンクリート	5	3.0	無	有	会議室、研修室等
	8	寿保育所	富岡町寿通108	23-7734	34	鉄筋コンクリート	1	3.4	無	有	遊戯室
	9	阿南琴江寮	富岡町トノ町96-1	22-1677	92	鉄筋コンクリート	2	2.8	無	有	集会室・居室（2階）
	10	ロイヤルガーデンホテル	富岡町あま谷52-2	23-3838	200	鉄筋コンクリート	5	4.9	無	有	サローン
	11	スマイルホテル阿南	富岡町滝ノ下42	23-2222	150	鉄筋コンクリート	6	2.2	無	有	宿泊室
	12	スポーツ総合センター	七見町下川田100-1	22-2300	1,519	鉄骨鉄筋コンクリート	2	2.1	無	有	アリーナ、ホール等
	13	富岡東中高等学校	領家町走寄102-2	22-2120	823	鉄筋コンクリート	4	2.4	有	有	体育館、剣道場
	14	富岡小学校	領家町浜田200	22-0066	550	鉄筋コンクリート	2	2.2	有	有	体育館
	15	富岡幼稚園	領家町浜田182-1	22-0561	104	鉄筋コンクリート	2	1.8	無	有	遊戯室
	16	日開野コミュニティセンター	日開野町南居内322	22-7404	65	鉄骨	2	2.0	無	有	ホール、講座室
	17	老人ホーム福寿荘	畷町亀崎93-7	23-3440	101	鉄筋コンクリート	3	8.8	無	有	交流室、図書館、和室
見能林	18	阿南中学校	見能林町南勘高1	22-0539	941	鉄筋コンクリート	4	2.6	有	有	体育館（1階、3階）、ヘリポート
	19	見能林小学校	見能林町西内35	22-0506	375	鉄筋コンクリート	3	1.6	有	有	体育館
	20	見能林公民館	見能林町念仏免4-1	22-0501	316	鉄筋コンクリート	2	1.4	有	有	会議室
	21	見能林幼稚園	見能林町東野10-2	22-7500	83	鉄筋コンクリート	1	1.2	無	有	遊戯室
	22	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265	23-7100	835	鉄筋コンクリート	1	0.9	無	有	体育館
	23	見能方保育所	見能林町東野12-2	22-0089	63	鉄筋コンクリート	1	1.2	無	有	遊戯室
	24	林崎コミュニティセンター	見能林町林崎140-1	22-7404	57	鉄骨	1	0.8	無	有	会議室、和室
	25	社会福祉法人お山保育園	見能林町深田55-1	23-2001	90	木造	1	42.6	無	有	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等
	26	阿南市武道館	大湯町210-56	28-1533	407	鉄骨鉄筋コンクリート	2	1.2	無	無	アリーナ
	27	大湯会館	大湯町214-16	22-0501	104	鉄骨	1	1.2	無	有	ホール、和室、図書室
	28	B&G海洋クラブ-体育館	津乃峰町長浜387	27-2427	363	鉄骨	1	2.1	無	無	アリーナ

地区	番号	施設名	住所	連絡先	収容可能人数 (2m ² /人)	建物構造	階数	地盤高 (m)	備蓄状況	調理器具	備考
										有or無	
見能林	29	津乃峰小学校	津乃峰町戎山129-37	27-0227	308	鉄骨	2	1.2	有	有	体育館
	30	津乃峰総合センター	津乃峰町長浜494	27-1027	105	鉄筋コンクリート	4	1.2	有	有	多目的ホール
	31	津乃峰保育所	津乃峰町長浜387	27-0260	49	鉄筋コンクリート	1	1.8	無	有	遊戯室
橋	32	橋町総合センター	橋町豊浜36-15	27-0001	312	鉄筋コンクリート	2	2.0	有	有	会議室、研修室
	33	橋小学校	橋町大浦166-1	27-0002	333	鉄筋コンクリート	1	22.9	有	有	体育館
	34	橋こどもセンター	橋町久保38-3	26-8800	93	鉄筋コンクリート	2	4.4	無	有	リズム室
	35	ふるさと館	橋町土井崎115-16	34-2161	49	鉄筋コンクリート	2	19.5	無	有	ホール
	36	旧クリーンセンター管理棟	橋町土井崎117-14	22-3794	116	鉄筋コンクリート	2	20.0	無	有	事務室、控室、会議室
宝田	37	宝田公民館	宝田町久保田97-1	22-0234	212	鉄筋コンクリート	2	5.8	有	有	会議室
	38	宝田小学校	宝田町久保田124	22-1134	310	鉄骨	1	5.8	有	有	体育館
	39	阿南光高等学校宝田キャンパス	宝田町今市中新開10-6	22-1408	1,070	鉄筋コンクリート	3	1.0	無	有	体育館、格技場、ハリポート
	40	宝田こどもセンター	宝田町久保田97-1	22-8099	79	鉄筋コンクリート	1	5.8	無	有	遊戯室
	41	郡教育集会所	宝田町出口131-5	23-0344	33	鉄筋コンクリート	2	3.8	無	有	集会室、学習室
中野島	42	中野島小学校	上中町中原182-1	22-0439	310	鉄骨	1	6.4	有	有	体育館
	43	明星保育所	上中町中原353-2	22-0784	53	鉄筋コンクリート	1	7.4	無	有	遊戯室
	44	中野島公民館上中分館	上中町岡106-1	22-1669	87	鉄骨	1	7.5	無	有	ホール、和室
	45	中野島総合センター	柳島町中川原10	22-3260	238	鉄筋コンクリート	3	5.2	有	有	会議室、研修室等
	46	中野島保育所	柳島町八剣74	22-5546	50	鉄筋コンクリート	1	5.0	無	有	遊戯室
	47	横見小学校	横見町前長岡67-2	22-0363	252	鉄骨	1	3.5	有	有	体育館
	48	横見保育所	横見町長岡東50-1	22-6701	34	鉄筋コンクリート	1	2.8	無	有	遊戯室
	49	横見老人ルーム	横見町願能地東52-2	22-3440	14	木造	2	2.8	無	有	
	50	横見幼稚園	横見町上木戸49-1	22-7635	52	鉄筋コンクリート	1	4.0	無	有	遊戯室
長生	51	阿南第一中学校	長生町西方589	22-1404	562	鉄筋コンクリート	3	6.4	無	有	体育館、剣道場、ハリポート
	52	長生小学校	長生町五反地25-2	22-0604	310	鉄骨	1	4.4	有	有	体育館
	53	長生公民館	長生町上荒井楠ノ前4-2	23-5515	160	鉄筋コンクリート	2	5.0	有	有	研修室
	54	長生隣保館	長生町舟田58	22-1919	54	鉄筋コンクリート	2	4.5	有	有	会議室、相談室、事務室
	55	本庄公会堂	長生町油免83	22-7404	41	鉄筋コンクリート	1	4.9	無	有	会議室
	56	本庄保育所	長生町平久保60	22-7744	25	鉄筋コンクリート	1	4.6	無	有	遊戯室
	57	長生保育所	長生町五反地18	22-7335	56	鉄筋コンクリート	1	4.2	無	有	遊戯室
	58	本庄老人ルーム	長生町舟田66	22-3440	44	鉄筋コンクリート	1	5.4	無	有	和室、機能室

地区	番号	施設名	住所	連絡先	収容可能人数 (2m ² /人)	建物構造	階数	地盤高 (m)	備蓄状況	調理器具	備考
										有or無	
大野	59	阿南支援学校	上大野町大山田52	22-2010	263	鉄筋コンクリート	2	53.6	無	有	体育館
	60	大野公民館上大野分館	上大野町城之内68-1	22-1564	47	鉄骨	1	15.1	無	有	ホール
	61	大野公民館	中大野町北傍示440-2	22-1564	144	鉄骨	2	11.5	有	有	ホール、和室、会議室
	62	大野隣保館	中大野町南傍示249-1	23-2716	54	鉄筋コンクリート	2	12.2	無	有	ホール、和室
	63	大野公民館中大野分館	中大野町南傍示132-3	22-1564	44	鉄骨	1	21.1	無	有	ホール、和室
	64	中大野教育集会所	中大野町北傍示616-14	23-4641	33	鉄骨	1	11.7	無	有	和室
	65	大野小学校	下大野町三条5	22-1004	310	鉄骨	1	11.4	有	有	体育館
	66	大野保育所	下大野町小野74-1	23-1107	41	鉄筋コンクリート	1	10.8	無	有	遊戯室
	67	大野老人いこいの家	下大野町三条12-1	22-1564	41	鉄骨	1	11.6	無	有	会議室
68	大野幼稚園	下大野町三条15-5	22-7810	56	鉄筋コンクリート	1	11.4	無	有	遊戯室	
那賀川	69	平島小学校	那賀川町赤池131-2	42-0039	260	鉄筋コンクリート	2	2.2	有	有	体育館
	70	平島こどもセンター	那賀川町苅屋370-5	21-2002	162	鉄骨	1	2.4	無	無	遊戯室
	71	今津小学校	那賀川町敷地238	42-0702	377	鉄筋コンクリート	1	2.8	有	有	体育館
	72	今津こどもセンター	那賀川町今津浦喜来65-1	42-0720	139	鉄骨	1	2.6	無	有	遊戯室
	73	那賀川公民館平島分館	那賀川町赤池307-2	21-2019	143	鉄筋コンクリート	2	2.2	無	有	会議室
	74	那賀川公民館	那賀川町今津浦喜来31-1	21-2019	121	鉄筋コンクリート	2	2.4	有	有	会議室
	75	那賀川中学校	那賀川町苅屋370-1	42-0058	229	鉄骨	1	2.0	有	有	武道場
	76	黒地文化センター	那賀川町黒地712-1	42-2085	77	鉄筋コンクリート	2	3.2	無	有	研修室
	77	科学センター	那賀川町上福井南川淵8-1	42-1600	182	鉄筋コンクリート	2	1.8	無	有	体験館(科学体験室、会議室)
	78	那賀川スポーツセンター	那賀川町苅屋354-1	42-0390	897	鉄骨鉄筋コンクリート	1	1.9	無	無	アリーナ、会議室
	79	那賀川図書館	那賀川町苅屋308-1	42-3111	139	鉄筋コンクリート	1	2.0	無	無	会議室、ギャラリー等
	80	黒地教育集会所	那賀川町黒地658-1	42-2620	49	鉄筋コンクリート	2	3.2	無	有	会議室、講義室
	81	那賀川老人いこいの家	那賀川町苅屋325-2	22-3440	101	鉄筋コンクリート	2	2.2	無	有	集会室、会議室、図書室
	82	大京原教育集会所	那賀川町大京原1079-5	23-1011	45	鉄筋コンクリート	1	4.0	無	有	講義室、集会室
	83	コート・バール徳島ゴルフクラブ	那賀川町みどり台1-1	42-3441	165	鉄筋コンクリート	2	7.3	無	有	クラブハウス(2階)

地区	番号	施設名	住所	連絡先	収容可能人数 (2m ² /人)	建物構造	階数	地盤高 (m)	備蓄状況	調理器具	備考
										有or無	
羽ノ浦	84	羽ノ浦公民館	羽ノ浦町宮倉大木38-4	44-1120	207	鉄筋コンクリート	2	6.5	有	有	会議室
	85	春日野体育館	羽ノ浦町春日野1-766	22-3394	304	鉄骨鉄筋コンクリート	1	3.0	無	無	アリーナ
	86	阿南市勤労女性センター	羽ノ浦町春日野1-75	44-5611	148	鉄筋コンクリート	2	2.9	無	有	講習室、茶室等
	87	富岡東高等学校羽ノ浦校	羽ノ浦町中庄市50-1	44-2054	345	鉄筋コンクリート	1	5.0	無	有	体育館
	88	羽ノ浦小学校	羽ノ浦町中庄原婦知1-1	44-2053	342	鉄骨鉄筋コンクリート	1	5.0	有	有	体育館、体育室
	89	岩脇子どもセンター	羽ノ浦町岩脇神代地85-1	44-2278	160	鉄骨	2	7.9	無	有	遊戯室
	90	阿南市情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3	44-5000	195	鉄筋コンクリート	3	6.2	無	無	研修室、和室等
	91	岩脇福祉会館	羽ノ浦町岩脇町筋20-3	44-2172	36	鉄骨	2	9.5	無	有	会議室
	92	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋87	44-2234	192	鉄筋コンクリート	1	8.8	有	有	体育館
	93	あすみが丘集会所	羽ノ浦町岩脇奥ノ谷6-214	44-1807	32	木造	1	27.0	無	有	和室等
	94	羽ノ浦くろみ保育所	羽ノ浦町中庄なかれ24-1	44-2178	63	鉄筋コンクリート	1	5.2	無	有	遊戯室
	95	羽ノ浦老人福祉センター	羽ノ浦町中庄高田原56-2	22-3440	124	鉄筋コンクリート	2	5.6	無	有	機能訓練室、和室、図書室
	96	羽ノ浦西児童館	羽ノ浦町岩脇宮ノ下112	44-2279	55	鉄筋コンクリート	2	9.4	無	有	遊戯室
	97	浦川西集会所	羽ノ浦町中庄原ノ内7-5	22-7404	31	鉄骨	2	3.8	無	有	集会室、会議室
98	羽ノ浦スポーツセンター	羽ノ浦町宮倉沢田100	44-5525	1,330	鉄骨	2	6.0	無	無	アリーナ、卓球場、武道場	
加茂谷	99	阿南市クリーンピュア	熊谷町定方44	21-5374	163	鉄筋コンクリート	3	29.6	無	有	会議室、和室
	100	吉井小学校	吉井町原18-2	25-0210	252	鉄骨	1	22.6	有	有	体育館
	101	加茂谷幼稚園	吉井町原33	25-0320	42	鉄筋コンクリート	1	22.4	無	有	遊戯室
	102	加茂谷総合センター	加茂町野上22-11	25-0113	258	鉄筋コンクリート	2	26.4	有	有	ホール、和室、会議室
	103	加茂谷中学校	加茂町南不け1	25-0012	458	鉄骨	1	25.0	有	有	体育館
	104	深瀬町コミュニティセンター	深瀬町大畷町35-1	22-7404	40	鉄筋コンクリート	2	25.0	無	有	ホール、和室
	105	大井小学校(休校中)	大井町東平127-1	22-3299	265	鉄骨	1	46.2	無	無	体育館、南校舎
桑野	106	桑野公民館	山口町内田150-1	26-1644	173	鉄筋コンクリート	2	13.0	有	有	会議室
	107	山口小学校	山口町久延69-1	26-0204	242	鉄骨	1	23.2	有	有	体育館
	108	山口保育所	山口町末広12-1	26-0353	36	鉄筋コンクリート	1	19.4	無	有	遊戯室
	109	桑野小学校	桑野町岡元40-1	26-0200	252	鉄骨	1	13.4	有	有	体育館
	110	桑野保育所	桑野町中野202	26-0102	60	鉄筋コンクリート	1	11.0	無	有	遊戯室
	111	紺屋総合センター	桑野町紺屋80-4	26-0032	50	鉄筋コンクリート	2	10.2	無	有	集会室、学習室、研修室
	112	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	26-0203	566	鉄骨	2	27.6	有	有	体育館、剣道場、ヘリポート
	113	南部健康運動公園	桑野町桑野谷34-1	26-1885	62	木造・一部鉄骨	2	31.2	無	有	管理棟
	114	南部健康運動公園陸上競技場	桑野町桑野谷34-1	26-1885	13	鉄筋コンクリート	3	32.4	無	無	運営棟競技役員室、R3.4.1供用開始

地区	番号	施設名	住 所	連絡先	収容可能人数 (2m ² /人)	建物構造	階数	地盤高 (m)	備蓄状況	調理器具	備 考
										有or無	
新野	115	新野東小学校	新野町是国37-2	36-2103	243	鉄骨	1	36.6	有	有	体育館
	116	新野小学校	新野町南宮ノ久保70-1	36-2021	310	鉄骨	1	34.6	有	有	体育館
	117	新野西小学校(休校中)	新野町友常1	22-3299	138	鉄筋コンクリート	3	66.2	無	無	校舎2階、3階
	118	新野公民館	新野町西馬場18	36-2176	108	鉄筋コンクリート	2	33.8	有	有	会議室
	119	新野中学校	新野町馬見21	36-2040	984	鉄骨	2	51.8	有	有	体育館
	120	阿南光高等学校新野キャンパス	新野町室ノ久保12	36-3215	533	鉄骨鉄筋コンクリート	2	27.4	無	有	体育館
	121	新野教育集会所	新野町東馬場59-1	36-2076	35	鉄筋コンクリート	2	30.9	無	無	学習室
福井	122	福井小学校	福井町大西192-1	34-2013	310	鉄筋コンクリート	1	14.5	有	有	体育館
	123	福井南小学校(休校中)	福井町日の地122-1	22-3299	191	鉄骨	1	79.8	無	無	体育館
	124	福井町総合センター	福井町古津198-2	34-2250	163	鉄筋コンクリート	2	15.1	有	有	会議室
	125	福井中学校	福井町大西141	34-2234	488	鉄骨	2	3.4	有	有	体育館
	126	福井保育所	福井町高田117-3	34-2153	63	鉄筋コンクリート	1	13.6	無	有	遊戯室
	127	小野保育所(休所中)	福井町日の地122-3	22-1593	30	鉄筋コンクリート	1	83.2	無	無	遊戯室
椿	128	椿小学校	椿町黒田47	33-1004	242	鉄骨	1	6.2	有	有	体育館
	129	椿会館	椿町浜14	33-1232	206	鉄筋コンクリート	2	2.8	有	有	会議室
	130	椿町中学校	椿町宮ヶ谷23	33-1008	335	鉄筋コンクリート	1	1.8	有	有	体育館
	131	かもだ岬温泉保養施設	椿町船瀬60-2	21-3030	52	鉄筋コンクリート	1	35.4	無	有	研修室、ロビー
	132	蒲生田小学校(休校中)	椿町蒲生田2	22-3299	67	鉄筋コンクリート	2	7.7	無	無	校舎2階
	133	椿保育所	椿町高岸64-1	33-1049	44	鉄筋コンクリート	1	5.2	無	有	遊戯室
	134	椿泊小学校	椿泊町東127	33-0014	190	鉄筋コンクリート	2	28.2	有	有	体育館
	135	椿公民館椿泊分館	椿泊町出島9-2	33-1232	42	鉄骨	2	2.2	無	有	会議室
伊島	136	椿泊老人いこいの家	椿泊町出島9-2	22-3440	20	鉄筋コンクリート	1	2.2	無	無	会議室
	137	伊島中学校	伊島町瀬戸3	22-3299	204	鉄骨	1	3.0	有	有	体育館

各小中学校、公民館備蓄資機材一覧

備蓄資機材	数 量	備 考
発電機	1台	津乃峰総合センター除く
インバーター発電機	1台	公民館のみ
発電機用エンジンオイル	1缶	
投光器	2個	
投光器用スタンド	2台	
コードリール	2個	公民館は1個
トランシーバー	3個	津乃峰総合センター 2個
折畳式アルミリヤカー	1台	
ブルーシート	30枚以上	購入計画に基づき毎年購入
難燃性毛布	20枚以上	購入計画に基づき毎年購入
飲料用ポリタンク	10個	
災害時用簡易トイレ	10基	
避難所用簡易トイレ（テント付き）	2基以上	
間仕切り	4個以上	
パーティション	2個以上	
簡易ベッド	3個以上	公民館のみ
簡易トイレ用ビニール袋	5セット以上	
加湿器	1個	公民館のみ
サーキュレーター	1個	公民館のみ
トイレットペーパー	48ロール	
ウォーターバルーン	1セット	横見、富岡、見能林、津乃峰、橘、福井、椿各小学校及び各公民館

津波避難タワー

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能 人数	床面積 (m ²)	避難ステージ高 (T.P.+m)	基準水位 (T.P.+m)	備考
1	見能林	津乃峰町新浜地区 津波避難タワー	津乃峰町新浜18-5	-	70	35	6.0	5.99	0.5m ² /人
2	福井	福井町大西地区 津波避難タワー	福井町大西78-5	-	140	70	10.2	7.33	0.5m ² /人

津波避難施設

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能 人数	面積 (m ²)	地盤高 (m)	基準水位 (T.P.+m)	備考
1	那賀川	工地地区命山津波避難施設	那賀川町工地	22-9191	180	360	6.2	4.2	令和2年3月完成

津波避難階段

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能 人数	面積 (m ²)	地盤高 (m)	基準水位 (T.P.+m)	備考
1	那賀川	中島緊急避難階段	那賀川町中島	22-9191	30	15	8.2	5.1	令和元年11月完成

注1 一次避難場所（緊急避難場所）とは地震や火災等の災害時に自宅が壊れ、自宅に入れない場合や、津波、延焼から一時的に避難する建物・広場・グラウンド等をいいます。

注2 市指定の一次避難場所（指定緊急避難場所）は、地震、津波または洪水による浸水等で避難することが適当でない場合もありますので、その時は、避難場所として開設しないこともあります。

1.3. 要配慮者利用施設一覧

注) 地盤高欄で、数値の後に※を記載の場合は、「国土地理院 地理院地図 航空レーザー測量」による標高を記載。

(1) 医療機関（有床）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	病床数	地盤高 T.P.(m)	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川								
1	岩城クリニック	学原町上水田11-1	23-5600	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	○	19	2.8		
2	原田病院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	126	2.6		
3	杜のホスピタル	見能林町築溜1-1	22-0218	—	0.5未満	—	3.0~5.0	0.5~1.0	○	○	114	2.6		
4	玉真病院	宝田町荒井20	23-0551	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	42	4.8	人工透析可能	
5	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	398	4.4	人工透析可能	
6	羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町宮倉芝生40-11	44-6111	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	—	○	—	40	3.8		
7	宮本病院	羽ノ浦町古庄古野神4-14	44-4343	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	48	8.0		
8	馬原医院	新野町信里6-1	36-3339	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	19	30.2		

(2) 養護老人ホーム

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
9	老人ホーム福寿荘	畷町亀崎93-7	23-3440	—	—	—	0.3~1.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.8	70		
10	養護(盲人)老人ホーム 羽ノ浦荘	羽ノ浦町明見135-1	44-5666	5.0~10.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋・鉄骨コンク リート	2	11.4	50		

(3) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
11	特別養護老人ホーム阿南荘	宝田町今市金剛寺43	22-5656	3.0~5.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1	120		
12	特別養護老人ホーム琴江荘	宝田町今市金剛寺38-1	23-1200	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1	80		
13	特別養護老人ホーム ライフイン長生	長生町西方59	23-5979	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	8.2	50		
14	特別養護老人ホーム 健祥会バイエルン	那賀川町苅屋289-2	21-2420	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	1.0~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.0	50		
15	特別養護老人ホーム ヴィラ羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	21-8181	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.2	50		
16	特別養護老人ホーム コスモスの里	羽ノ浦町明見135-1	44-5667	5.0~10.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨・鉄筋コン クリート	2	11.4	50		No.10
17	特別養護老人ホーム 緑風会ルネッサンス	福井町湊1-8	34-3200	—	—	0.5~3.0	1.0~3.0	1.0~3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.0	50		
18	地域密着型特別養護老人ホ ム双葉の丘	見能林町南林30-1	23-2882	—	—	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄骨	2	4.1	29		
19	地域密着型特別養護老人ホ ム花宝	中林町蟹田1-2	23-2121	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~1.0	○	—	鉄筋	3	2.0	29		

(4) 介護老人保健施設（老人保健施設）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
20	介護老人保健施設正静絹	桑野町岡元5-1	26-1122	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			
21	老人保健施設悠心館	新野町信里6-1	36-3637	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8
22	介護老人保健施設阿南名月苑	上中町南島325-1	22-2210	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			
23	介護老人保健施設ロイヤルケ アセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上55- 1	24-8828	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	4	1.4			

(5) 通所介護（デイサービスセンター）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
24	デイサービスキムラ	津乃峰町長浜197-1	49-5819	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	鉄骨	2	2.4※			
25	デイサービスセンター希	宝田町荒井20	24-8011	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.8			No.4
26	通所介護事業所ロイヤルフラ ワーガーデン	中林町蟹田1-2	22-8877	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.0			
27	阿南福祉会デイサービス センター	宝田町今市金剛寺38-1	23-1200	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1			No.12
28	宝田デイサービス	宝田町郡43-16	24-3960	0.5~3.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	木造	1	4.5※			
29	青彩会デイサービスセンター	長生町西方59	23-5979	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	8.2			No.13
30	青彩会デイサービスセンター 梅の里	長生町岩ノ下17-2	23-2635	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	1	7.6			
31	阿南市社協デイサービスセン ター柵竜荘	那賀川町柵屋357-1	42-2251	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	2.0			
32	デイサービスセンター元気	那賀川町芳崎366-1	42-1000	3.0~5.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	1.4			
33	デイサービスセンターなごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5-2	21-8555	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	5.0※			
34	平成デイサービスセンター 羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	21-8181	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.2			No.15
35	デイセンターカルメン	羽ノ浦町中庄大知淵8-1	44-6831	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.8			
36	デイサービスセンター恵 阿 南	宝田町井関147-6	24-8701	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	7.4			
37	あすみデイサービスセンター	西路見町堤外65-1	24-8872	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	3	1.4			
38	障がい者地域生活自立支援セ ンター（ばんそうS&S）大 地阿南	内原町桜木35-2	21-1312	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	2	11.0			
39	デイサービスセンターなごみ Ⅱ	羽ノ浦町岩脇神代地10 0-1	24-8555	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	6.6			
40	阿南市社協デイサービスセン ター秋桜荘	羽ノ浦町岩脇中地112-1	23-7288	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	2.0		休止中	
41	リハビリcareらいず	富岡町玉塚67-1	24-8338	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	1	2.5			

(6) 通所リハビリ

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
42	医療法人医正会原田病院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	2.6			No.2
43	医療法人翠松会岩城クリニック ケア	学原町上水田11-1	23-5600	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	2.8			No.1
44	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上55-1	24-8828	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	2	1.4			No.23
45	介護老人保健施設 正静絹	桑野町岡元5-1	26-1122	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			No.20
46	老人保健施設 悠心館	新野町信里6-1	36-3637	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8 No.21
47	古川小児科内科医院	領家町土倉17-1	23-3306	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄筋コンクリート	2	1.8			
48	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	6	4.4			No.5
49	幸田耳鼻咽喉科医院	富岡町今福寺73-3	24-3387	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.6			
50	かじかわ整形外科	日開野町筒路19-14	24-5750	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄筋コンクリート	2	1.8			
51	村上内科外科医院	阿南市那賀川町中島482	42-3110	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	3	1.8			
52	阿南市国民健康保険榑診療所	榑町地藏ヶ谷7-2	33-1880	—	—	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	鉄骨	2	2.3			
53	井坂クリニック	津乃峰町長浜376-1	27-0047	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	1.6			
54	松崎内科医院	中大野町北傍示483-1	23-5778	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	11.6			
55	和田胃腸科内科医院	西路見町元村7-7	23-1241	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄筋コンクリート	2	2			
56	馬原医院	新野町信里6-1	36-3339	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8 No.21 No.45
57	介護老人保健施設阿南名月苑	上中町南島325-1	22-2210	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			No.22
58	阿南天満クリニック	上中町南島325-1	22-2299	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			No.22 No.57
59	あなん戸田皮膚科医院	上中町岡357番1	22-6556	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	8.0			
60	土肥医院	見能林町東石仏2	22-0503	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	3	1.4			

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
61	井原医院	見能林町中かうや9-1	21-0021	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	2			
62	宮本病院	羽ノ浦町古庄古野神4-14	44-4343	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.7
63	羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町倉倉芝生40-11	44-6111	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	3.8			No.6
64	阿南川島クリニック	羽ノ浦町岩脇神代地80-1	44-6556	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	6.1			
65	玉真病院	宝田町荒井20	23-0551	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.8			No.4 No.25
66	じぞうばし内科外科福井診療所	福井町大西180-6	34-3133	—	—	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	3.6			
67	岸医院	富岡町トノ町54-1	23-0272	0.5~3.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	3.2			
68	三谷内科	富岡町東仲町313-2	23-0222	0.5~3.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	3.6			
69	島内科眼科医院	富岡町東新町99	22-1147	0.5~3.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.7			
70	板東医院	内原町高崎1-2	26-0211	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	11.6			
71	益崎胃腸科内科医院	那賀川町赤池178-2	42-0022	3.0~5.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.2			
72	是松医院	津乃峰町東分112-1	27-0316	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	1.2			
73	岡本眼科	津乃峰町長浜392-2	27-0311	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	3	1.4			
74	殿谷整形外科医院	津乃峰町戎山149-75	27-3334	0.5未満	0.5~3.0	—	5.0~	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	1.9			
75	上村ヒフ科	大湯町30	27-0523	—	—	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	木造	2	1.6			
76	廣瀬医院	上中町岡293-1	22-1031	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	8.0			
77	原田医院	桑野町岡元5-1	26-0101	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			No.20 No.45
78	阿南市国民健康保険 加茂谷診療所	加茂町野上30	25-0200	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	26.3			
79	生野外科胃腸科	羽ノ浦町中庄上ナカレ 15-1	44-5511	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	6.2			
80	富永医院	羽ノ浦町中庄市49-3	44-2123	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.2			

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
81	阿南市国民健康保険 伊島診療所	伊島町瀬戸39	33-0304	—	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	○	木造	1	3.7			
82	阿南いしばし医院	西路見町元村28-1	22-1484	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	1.4			

(7) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
83	ケアハウスタラサ双葉	見能林町南林260-3	22-2913	—	—	—	—	—	—	—	鉄骨	3	9.8			
84	ケアハウス健祥会 アンダルシア	羽ノ浦町中庄大知洲8-1	44-6830	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.8			No.35
85	ケアハウス悠和館	新野町信里65	36-3820	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			

(8) 短期入所生活介護

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
86	単独型短期入所生活介護事業 所ロイヤルフラワーガーデン	中林町蟹田1-2	22-8877	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.0			No.26
87	阿南荘 短期入所生活介護事業所	宝田町今市金剛寺4-3	22-5656	3.0~5.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1			No.11
88	琴江荘 短期入所生活介護事業所	宝田町今市金剛寺38-1	23-1200	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.1			No.12 No.27
89	特別養護老人ホームライフイ ン長生	長生町西方59	23-5979	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	8.2			No.13 No.29
90	特別養護老人ホーム健祥会バ イエルン	那賀川町苅屋289-2	21-2420	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.0			No.14
91	特別養護老人ホームヴィラ羽 ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	21-8181	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.2			No.15 No.34
92	緑風会ルネッサンス	福井町湊1-8	34-3200	—	—	0.5~3.0	1.0~3.0	0.5未満	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.17
93	コスモスの里	羽ノ浦町明見135-1	44-5667	5.0~10.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨・鉄筋コン クリート	2	11.4			No.10 No.16

(9) 介護医療院

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
94	原田病院介護医療院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	2.6			No.2 No.42
95	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	6	4.4			No.5 No.48

(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
96	複合型サービス なかよしホーム	長生町坊ノ前5-1	24-5011	—	—	—	—	—	○	○	木造	1	10.2			
97	看護小規模多機能型居宅介護 寿限無	見能林町南林396	22-2223	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	10.0			

(11) 小規模多機能型居宅介護事業所

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
98	小規模多機能型居宅介護 ホーム いちご	那賀川町西原248	42-3923	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	5.1※			
99	小規模多機能型居宅介護 事業所 花畑	中林町蟹田1-2	22-8877	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.0			No.26 No.86
100	菜の花小規模多機能ホーム	新野町妙見前74-12	36-3772	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	39.0※			
101	シルバー小規模多機能ホーム	上中町岡222-1	24-3720	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	8.4※			
102	小規模多機能型居宅介護 セカンドハウスサクラ	原ヶ崎町居屋敷156-2	24-5101	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	1.9			
103	ウィズ 双葉	見能林町南林260-2	24-9123	—	—	—	—	—	—	—	鉄筋コンクリート	2	7.5※			
104	小規模多機能ホーム 緑風会登子	下大野町五反畑126-1	23-3301	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	9.7※			
105	多機能ホームキムラ	横見町高川原29-1	23-5031	5.0~10.0	0.5~3.0	—	—	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	4.2※			
106	小規模多機能ホーム 健祥会セヒリア	羽ノ浦町中庄大知淵31	44-6870		—	—	—	—	○	—	木造	1	4.6※			

(12) 短期入所療養介護事業所

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
107	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	6	4.4			No.5 No.48 No.95
108	原田病院介護医療院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	2.6			No.2 No.42 No.94
109	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上55-1	24-8828	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	2	1.4			No.23 No.44
110	老人保健施設 悠心館	新野町信里6-1	36-3637	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8 No.21 No.46 No.56
111	介護老人保健施設 阿南名月 苑	上中町南島325-1	22-2210	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			No.22 No.57 No.58
112	介護老人保健施設 正静絹	桑野町岡元5-1	26-1122	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			No.20 No.45 No.77

(13) 地域密着型通所介護事業所

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
113	デイサービスセンター杏の丘	内原町宮国33	21-1833	—	—	—	—	—	—	—	木造	2	19.6※			
114	デイサービスセンター なかがわ苑	那賀川町大京原225-1	42-2050	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄骨	2	3.3			
115	デイサービスセンター 那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面71-1	42-4433	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	1.8			
116	デイセンターワーグナー	那賀川町苅屋289-2	21-2430	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.0			No.14 No.90
117	デイサービスらいず	見能林町ふちう2-3	24-3353	0.5未満	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	1.6			
118	デイセンター富士	新野町西馬場3-3	36-2024	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	33.8			
119	デイセンター緑風会尊氏	下大野町五反畑126-1	23-3300	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋平屋建て	1	9.7			No.104
120	デイセンターモナ・リザ	福井町湊1-8	34-3201	—	—	0.5~3.0	1.0~3.0	0.5未満	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.17 No.91
121	心和会デイサービスセンター 悠和	新野町信里65	36-3828	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.83
122	健生阿南デイサービスセン ター	津乃峰町新浜12	27-2848	—	—	—	5.0~	3.0~5.0	○	—	木造	1	0.6			
123	双葉会デイサービスセンター	見能林町南林260-7	23-5887	—	—	—	—	—	—	—	木造	2	9.8			

(14) グループホーム

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
124	阿南向日葵	日開野町筒路10-1	24-3636	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.5			
125	グループホーム 高砂	那賀川町芳崎366-1	42-1000	3.0~5.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	1.4			No.32
126	グループホーム なかがわ苑	那賀川町大京原 393-1	42-4878	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	0.5未満	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.5			
127	グループホーム 那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面71-1	42-4433	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	1.8			No.113
128	グループホーム スマイル家族	那賀川町原245	21-2227	0.5~3.0	—	—	0.01~0.3	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.1※			
129	グループホーム 合歓の木	新野町西馬場3-3	36-2024	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	33.8			No.118
130	高齢者グループホーム 双壽園	見能林町南林258-5	24-8855	—	—	—	—	—	—	—	鉄骨	1	8.0※			
131	グループホーム 青葉園	見能林町青木75-3	24-6858	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	0.7			
132	グループホーム 笑顔毎日	羽ノ浦町中庄大知淵10	44-1801	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	4.7※			
133	グループホーム 花乃苑	羽ノ浦町中庄大久保78	44-1331	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	4.6※			
134	グループホーム あすか	羽ノ浦町宮倉原ノ内40	44-6300	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	—	○	—	木造	1	3.7			
135	グループホーム無量寿	見能林町南林396	22-2226	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	10.0			No.97
136	スマイル阿南	横見町高川原57-2	24-9394	3.0~5.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	4.0			

(15) 認知症対応型通所介護事業所

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
137	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター 認知症対応型通所介護事業所	羽ノ浦町中庄池ノ上55-1	24-8828	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	2	1.4			No.23 No.44 No.109

(16) 有料老人ホーム

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
138	有料老人ホーム なかがわ苑	那賀川町大京原225-1	42-2050	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄骨	2	3.3			No.112
139	とみおかの里有料老人ホーム	富岡町西新町8-1	23-6313	0.5~3.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.5※			
140	サービス付き高齢者向け住宅 イツモ阿南	宝田町井関147-6	24-8701	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	7.4			No.36
141	シニアレジデンスなごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5-2	21-8555	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	5.0※			No.33
142	シニアレジデンスなごみⅡ	羽ノ浦町岩脇神代地100-1	24-8555	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	6.6			No.39

(17) 保育所

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
143	富岡保育所	富岡町トノ町96-1	22-0136	3.0~5.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.8	106		
144	寿保育所	富岡町寿通108	22-7734	0.5~3.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	3.4	30		
145	あけぼの保育園	住吉町北久保56	23-1163	5.0~10.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	3.0~5.0	○	—	鉄骨・木造	1	2.2	60	私立	
146	見能方保育所	見能林町東野12-2	22-0089	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート・他	1	1.2	45		
147	津乃峰保育所	津乃峰町長浜387	27-0260	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	鉄筋コンクリート・他	1	1.8	90		
148	阿南ひまわり保育園	見能林町堤ノ内5-1	23-1007	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	—	○	—	木造	1	1.4	80	私立	
149	お山保育園	学原町深田55-1	23-2001	—	—	—	—	—	○	○	木造	1	42.6	70	私立	
150	宝田こどもセンター	宝田町久保田97-1	22-8099	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	5.8	90 10 <small>短時間</small>	認定こども園	
151	明星保育所	上中町中原353-2	22-0784	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート・他	1	7.4	84		
152	中野島保育所	柳島町八剣74	22-5546	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	5.0	40		
153	横見保育所	横見町長岡東50-1	22-6701	5.0~10.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.8	40		
154	阿南保育園	宝田町今市金剛寺35-1	22-9558	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	木造・鉄筋コンクリート造	2	4.2	110	私立	
155	本庄保育所	長生町平久保60	22-7744	5.0~10.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	4.6	30		
156	長生保育所	長生町五反地18	22-7335	3.0~5.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	4.2	60		
157	大野保育所	下大野町小野74-1	23-1107	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	10.8	45		
158	なかがわ保育園	那賀川町原261	42-1003	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	3.6	70	私立	
159	羽ノ浦くるみ保育所	羽ノ浦町中庄なかれ24-1	44-2178	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	5.2	150		
160	羽ノ浦さくら保育所	羽ノ浦町春日野1-85	44-2831	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	3.2	150		
161	あざみ保育園	羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内48-1	44-2838	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	4.0	30	私立	

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
162	桑野保育所	桑野町中野202	26-0102	—	5.0~10.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	11.0	90		
163	山口保育所	山口町末広12-1	26-0353	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	19.4	40		
164	福井保育所	福井町高田117-3	34-2153	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	1	2.2	56		
165	椿保育所	椿町高岸64-1	33-1049	—	—	—	1.0~3.0	0.5未満	○	○	鉄筋コンクリート	1	5.2	40		
166	伊島保育所	伊島町伊吹31	33-0392	—	—	—	1.0~3.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	1	10.0	25	認可外 休所中	
167	橋こどもセンター	橋町久保38-3	26-8800	—	—	—	3.0~5.0	—	○	○	鉄筋	2	4.4	70 20 <small>(短時間)</small>	認定こども園	
168	新野こどもセンター	新野町片山54	36-2241	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	木造	1	28.8	59 20 <small>(短時間)</small>	認定こども園	
169	今津こどもセンター	那賀川町今津浦喜来65-1	42-0720	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.6	110 10 <small>(短時間)</small>	認定こども園	
170	平島こどもセンター	那賀川町苅屋370-5	21-2002	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.4	250 20 <small>(短時間)</small>	認定こども園	
171	岩脇こどもセンター	羽ノ浦町岩脇神代地85-1	44-2278	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	7.9※	130 20 <small>(短時間)</small>	認定こども園	
172	Sunny Side保育園	富岡町第住町504	45-0440	0.5~3.0	0.5~3.0	—	0.01~0.3	—	○	—	木造	1	3.3	19	私立、小規模 保育事業所	
173	阿南5starインターナ ショナル保育園	宝田町川原15-5	45-0042	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	木造	2	5.3	19	私立、小規模 保育事業所	
174	SKY保育園	羽ノ浦町古庄古野神48-1	28-6030	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	7.9	19	私立、小規模 保育事業所	
175	スターリー保育園	富岡町第住町414-1	45-0143	0.5~3.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	—	○	—	木造	1	2.9	30	私立、企業主 導型保育施設	
176	さくらんぼ保育園	宝田町今市金剛寺40-1	22-5656	3.0~5.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	木造	1	3.8	12	私立、企業主 導型保育施設	
177	エクセレント羽ノ浦こども園	羽ノ浦町中庄やたけ1-1	24-8351	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2		150	私立、企業主 導型保育施設	

(18) 児童厚生施設（児童館等）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川									
178	羽ノ浦南児童館	羽ノ浦町古庄中相3-1	44-5984	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	7.2		
179	羽ノ浦さくら児童館	羽ノ浦町春日野1-110	44-6168	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.8		
180	黒地児童館	那賀川町黒地658-1	42-2620	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	3.2	休館中	
181	羽ノ浦西児童館	羽ノ浦町岩脇宮ノ下112	44-2279	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	9.4	休館中	
182	中野島児童館	宝田町平岡899	22-1771	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	6.5※		

(19) 放課後児童クラブ

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
183	中野島児童クラブ	柳島町中川原20-3	22-0061	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	5.2	40		
184	新野児童クラブ	新野町東馬場59-1	36-3195	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	30.9※	40		
185	平島児童クラブ	那賀川町赤池307-2	42-2902	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.2	40		
186	今津児童クラブ	那賀川町黒地658-1	42-4240	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.2	37		
187	長生児童クラブ	長生町舟田55	22-7575	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄骨	1	5.0	40		
188	宝田児童クラブ	宝田町東の72-1	090-2821-1456	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄骨	2	5.2	40		
189	羽ノ浦第一児童クラブ	羽ノ浦町中庄高田原56-2	44-4481	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	5.5	40		
190	岩脇児童クラブ	羽ノ浦町岩脇町筋20-3	44-6414	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	9.5※	40		
191	富岡児童クラブZキッズ	領家町浜田200	24-4066	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	2.2	36		
192	富岡児童クラブ∞キッズ	領家町浜田200	24-4066	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	2.2	36		
193	見能林第一児童クラブ	見能林町西内35	23-0585	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	1.6	40		

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
194	見能林第二児童クラブ	見能林町西内35	23-0585	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	1.6	40		
195	津乃峰児童クラブ	津乃峰町長浜494	27-2677	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨鉄筋コンクリート	4	2.1	40		
196	横見児童クラブ	横見町前長岡67-2	24-8331	3.0~5.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	1	3.5	40		
197	富岡第二児童クラブ	富岡町佃町567-1	22-4005	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	木造	2	1.6	38		
198	富岡第三児童クラブ	領家町火屋ヶ原176-5	090-3792-1273	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	2.0※	25	休止中	
199	羽ノ浦第二児童クラブ	羽ノ浦町春日野1-88	44-6033	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.2	40		
200	羽ノ浦第三児童クラブ	羽ノ浦町宮倉原ノ内14	070-3790-1272	0.5~3.0	—	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.1※	40		
201	平島第二児童クラブ	那賀川町中島414-1	42-0161	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	1.9	40		
202	平島第三児童クラブ	那賀川町赤池149-1	080-8634-5345	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	2.2※	40		
203	大野児童クラブ	中大野町北傍示440-2	090-1003-3738	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	11.5	40		
204	吉井児童クラブ	加茂町野上22-11	35-1501	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	2	26.4	20		
205	福井児童クラブ	福井町大西145	080-6386-0123	—	—	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	3.4	40		
206	5star英語学童クラブ	羽ノ浦町中庄上ナカレ26-13	080-6281-8586	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	5.3※	40		
207	新野東児童クラブ	新野町名光120-2	080-9832-0037	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	37.2	40		
208	中野島第二児童クラブ	宝田町平岡899	24-9602	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	6.5※	40		No.182
209	桑野児童クラブ	桑野町中野120-1	080-6389-5479	—	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	10.6※	40		
210	橘児童クラブ	橘町大浦166-1	080-2979-8511	—	—	—	—	—	○	—	木造	1	6.0※	40		
211	山口児童クラブ	山口町久延3-6	080-8812-6334	—	0.5~3.0	—	—	—	○	○	木造	2	19.6※	36		

(20) 幼稚園

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
212	富岡幼稚園	領家町浜田182-1	22-0561	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~1.0	○	—	鉄筋	2	1.8	160		
213	阿南聖母幼稚園	富岡町あ石19-1	23-1951	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	一部 2階建	2.6	35	私立	
214	神崎幼稚園	畷町新はり1	22-9204	—	—	—	0.3~1.0	—	○	—	鉄骨	1	4.9	160	私立	
215	見能林幼稚園	見能林町東野10-2	22-7500	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~4.0	1.0~3.0	○	—	鉄筋・木造	1	1.2	120		
216	横見幼稚園	横見町上木戸49-1	22-7635	3.0~5.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	1.0~3.0	○	—	鉄筋	1	4.0	60		
217	トエック幼児フリースクール	柳島町南高川原92	23-4807	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	○	—	木造	1	4.4	20	NPO法人	
218	大野幼稚園	下大野町三条15-5	22-7810	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋	1	11.4	60		
219	認定こども園はのうら幼稚園	羽ノ浦町宮倉太田40-3	44-5563	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	木造・鉄骨	3	3.4	120	私立	
220	加茂谷幼稚園	吉井町原33	25-0320	5.0~10.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋	1	22.4	40		

(21) 児童養護施設

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	児童数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
221	社会福祉法人たちばな学苑	宝田町井関154-3	22-3229	—	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.2			
222	阿南市子育て家庭支援センター	羽ノ浦町明見295-1	44-2205	5.0~10.0	—	—	—	—	—	—	鉄筋コンクリート	1	10.6			
223	社会福祉法人宝田寮	羽ノ浦町中庄ミタテフ3	44-2675	0.5~3.0	—	—	0.01~0.3	—	○	—	鉄骨	2	4.4			
224	子育て支援スペースNuuN	富岡町今福寺49-10	080-4037-2844	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	2.4			

(22) 特別支援学校

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	生徒数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
225	阿南支援学校	上大野町大山田52	22-2010	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋	2	53.6	115	各学部合計	

(23) 小学校

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	児童数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
226	中野島小学校	上中町中原182-1	22-0439	3.0~5.0	0.5未満	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	2	6.4	200		
227	横見小学校	横見町前長岡67-2	22-0363	3.0~5.0	0.5~3.0	-	0.3~1.0	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	3	3.5	96		
228	富岡小学校	領家町浜田200	22-0066	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	4	2.2	491		
229	宝田小学校	宝田町久保田124	22-1134	3.0~5.0	0.5~3.0	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	5.8	151		
230	大野小学校	下大野町三条5	22-1004	3.0~5.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	11.4	101		
231	長生小学校	長生町五反地25-2	22-0604	0.5~3.0	0.5~3.0	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	3	4.4	102		
232	見能林小学校	見能林町西内35	22-0506	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.0~5.0	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	3	1.6	406		
233	津乃峰小学校	津乃峰町戎山129-37	27-0227	0.5~3.0	0.5~3.0	-	5.0~	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	3	1.2	101		
234	桑野小学校	桑野町岡元40-1	26-0200	-	0.5~3.0	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	4	13.4	154		
235	山口小学校	山口町久延69-1	26-0204	-	0.5~3.0	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	3	23.2	37		
236	吉井小学校	吉井町原18-2	25-0210	5.0~10.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	22.6	59		
237	橋小学校	橋町大浦166-1	27-0002	-	-	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	3	22.9	62		
238	福井小学校	福井町大西192-1	34-2013	-	-	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	3	14.5	55		
239	椿小学校	椿町黒田47	33-1004	-	-	-	0.3~1.0	-	○	○	鉄筋コンクリート	4	6.2	13		
240	伊島小学校	伊島町瀬戸3-2	33-0302	-	-	-	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	鉄筋コンクリート	2	2.6	0	休校中	
241	椿泊小学校	椿泊町東127	33-0014	-	-	-	3.0~5.0	0.5未満	○	○	木造	2	28.2	10		
242	新野小学校	新野町南宮ノ久保70-1	36-2021	-	0.5~3.0	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	3	34.6	81		
243	新野東小学校	新野町是国37-2	36-2103	-	-	-	-	-	-	-	鉄筋コンクリート	3	36.6	24		
244	今津小学校	那賀川町敷地238	42-0702	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	3	2.8	130		
245	平島小学校	那賀川町赤池131-2	42-0039	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	3	2.2	324		

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	児童数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
246	羽ノ浦小学校	羽ノ浦町中庄原婦知1-1	44-2053	0.5~3.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	4	5.0	642		
247	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋87	44-2234	0.5~3.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	8.8	224		

(24) 生活介護

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
248	淡島学園	西路見町姥6-7	22-0379	0.5~3.0	0.5未満	-	1.0~3.0	0.5未満	○	-	鉄筋コンクリート	3	2.4	80		
249	シーズ	上中町南島15-1	24-3366	3.0~5.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	9.2	60		
250	西室苑	長生町間谷32	22-1810	-	-	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	50		
251	ばんそうS&S大地阿南	内原町桜木35-2	21-1312	-	3.0~5.0	-	-	-	○	-	鉄骨	2	11.0	14		No.38
252	ばんそうS&Sがんばれる作業所	那賀川町八幡石塚30-1	49-1707	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5未満	○	-	木造	1	3.1	14		
253	令和たけのこの里	福井町大西96-1	49-4777	-	-	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	○	-	鉄骨	2	3.3	10		

(25) 短期入所 (ショートステイ)

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
254	淡島学園	西路見町姥6-7	22-0379	0.5~3.0	0.5未満	-	1.0~3.0	0.5未満	○	-	鉄筋コンクリート	3	2.4	2		No.248
255	シーズ	上中町南島15-1	24-3366	3.0~5.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	9.2	7		No.249
256	西室苑	長生町間谷32	22-1810	-	-	-	-	-	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	2		No.250
257	ショートステイ子狸学校	福村町南筋33-2	24-8838	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.0~5.0	0.5~3.0	○	-	木造	3	2.5	4		

(26) 共同生活援助

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
258	グループホーム岡1及び2	上中町岡119-8	24-3366	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	7.5	8		
259	グループホームびぎん	下大野町松ノ本5-6	22-6374	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	11.0	11		
260	グループホームりんどう	才見町三本松6-6	22-0218	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	木造	2	2.0	5		
261	グループホームえんれいそう	津乃峰町戎山119-9	22-0218	0.5~3.0	0.5~3.0	—	5.0~	0.5~3.0	○	—	木造	2	1.1	9		
262	グループホームやまぶき	見能林町ふちう7-1	22-0218	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	1.5	5		
263	グループホームつむぎ	富岡町車の口16-3	23-6435	0.5~3.0	0.5~3.0	—	0.5未満	—	○	—	木造	2	3.8	5		

(27) 施設入所支援

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
264	淡島学園	西路見町姥6-7	22-0379	0.5~3.0	0.5未満	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄筋コンクリート	3	2.4	70		No.248 No.254
265	シース	上中町南島15-1	24-3366	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	9.2	40		No.249 No.255
266	西室苑	長生町間谷32	22-1810	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	50		No.250 No.256

(28) 自立訓練

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
267	シーズ今津	那賀川町敷地庫ノ内 140-1	21-2250	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	木造	2	2.1	10		

(29) 就労移行支援

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
268	ばんそうS&S大地阿南	内原町桜木35-2	21-1312	-	3.0~5.0	-	-	-	○	-	鉄骨	2	11.0	10		No.38 No.251
269	シーズ今津	那賀川町敷地庫ノ内 140-1	21-2250	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	木造	2	2.1	10		No.267
270	(ばんそうS&S)がんばれる作 業所	那賀川町八幡石塚30-1	49-1707	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5未満	○	-	木造	1	3.1	6		No.252

(30) 就労継続支援 A 型

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
271	チーム情熱	見能林町渡り瀬128	28-9138	0.5~3.0	0.5~3.0	-	3.0~5.0	0.5~3.0	○	-	鉄骨	2	1.7	20		
272	買援隊	那賀川町芳崎88	49-2335	0.5~3.0	-	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	鉄骨	1	2.3	20		
273	ふぁみりーあっび	那賀川町江野島58-1	24-8002	0.5~3.0	-	-	3.0~5.0	0.5~3.0	○	-	鉄骨	2	1.6	20		
274	就労継続支援事業所つむぎ	才見町藤田前6-1	24-8616	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.0~3.0	-	○	-	鉄筋コンクリート	1	1.8	20		
275	就労継続支援事業所mogu	那賀川町赤池231-3	080-6974-9300	3.0~5.0	-	-	1.0~3.0	0.5~3.0	○	-	鉄骨	1	2.7	20		

(31) 就労継続支援B型

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
276	西室苑	長生町間谷32	22-1810	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	10		No.250 No.256 No.266
277	ばんそうS&S大地阿南	内原町桜木35-2	21-1312	—	3.0~5.0	—	—	—	—	—	鉄骨	2	11.0	20		No.38 No.251 No.268
278	ばんそうS&S通所 がんばれる作業所	那賀川町八幡石塚30-1	49-1707	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	木造	1	3.1	20		No.252 No.270
279	シーズ今津	那賀川町敷地庫ノ内 140-1	21-2250	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	2.1	20		No.267 No.269
280	支援センターあなん	横見町願能地東71-2	23-2204	3.0~5.0	0.5~3.0	—	0.3~1.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	3.1	35		
281	令和たけのこの里	福井町大西96-1	49-4777	—	—	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	2	3.3	15		No.253
282	就労支援センターたんぼぼ	羽ノ浦町中庄黒松76-1・ 77-3	44-6888	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	3.9	20		
283	就労支援センターたんぼぼ	那賀川町工地803	42-4222	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	2.8	10		
284	ばんそうS&S通所がんばれる 作業所わんすとお	那賀川町原260-1	49-5818	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄骨	1	3.6	10		

(32) 障がい児通所支援事業所（児童発達支援センター以外）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
285	児童デイサービスびぎん	下大野町松ノ本5-6	22-6374	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	11.0	10		No.259
286	ふれんど阿南	羽ノ浦町宮倉南浦19-2	44-4230	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	4.0※	10		
287	アフタースクールはる	羽ノ浦町宮倉芝生7-7 プラザ友成2F	24-9967	0.5~3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.3※	10		
288	発達支援事業所ソレイユ	富岡町中川原2-11	23-5866	3.0~5.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	2	2.4	10		
289	児童通所支援事業所 青い鳥	羽ノ浦町春日野1-192	24-9555	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	2	3.0※	10		
290	児童発達支援事業所 エトワール	福村町南筋33-2	24-8838	0.5~3.0	0.5~3.0	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	—	木造	3	2.3	10		No.257
291	児童さぼーと 青い鳥	津乃峰町戎山119-15	49-3456	0.5未満	0.5~3.0	—	5.0~	0.5~3.0	○	—	木造	1	1.0	10		
292	キッズベース シーズ	上中町南島715-5	24-8850	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	7.7	10		
293	発達支援ルーム つむぎ	富岡町あ石28-6	23-6508	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	2	2.4	10		
294	キッズサポートEvery「☆ T」	富岡町トノ町51-7	45-0097	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	2	2.7	10		
295	発達支援ルーム つむぎ PLUS	日開野町谷田485-1	24-8216	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄骨	1	2.4	10		
296	児童支援事業デイサービスみ らいず	羽ノ浦町宮倉日開元19-5	44-1777	0.5~3.0	—	—	0.01~0.3	—	○	—	鉄骨	2	3.9	10		
297	ばんそうSSあわっ子らんど	那賀川町苅屋25	49-1707	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	2.1	10		

(33) 指定自立支援医療機関（育成・更生医療施設）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
298	たにむら歯科矯正歯科（歯）	福村町北筋7-2	23-4618	0.5~3.0	0.5未満	—	3.0~5.0	0.5未満	○	—	木造	2	2.6			
299	阿南医療センター（腎）	宝田町川原6-1	28-7777	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	6	4.4			No.5 No.48 No.95 No.107
300	玉真病院（腎）	宝田町荒井20	23-0551	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.8			No.4 No.25 No.65
301	阿南川島クリニック	羽ノ浦町岩脇神代地80-1	44-6556	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	6.1			No.64

(34) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）

No	施設名	住所	電話 (0884)	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
302	島内科眼科医院	富岡町東新町99	22-1147	0.5~3.0	0.5~3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.7			No.69
303	岩城クリニック	学原町上水田11-1	23-5600	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	2.8			No.1 No.43
304	杜のホスピタル	見能林町築溜1-1	22-0218	—	0.5未満	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	2.6			No.3
305	けんなんメンタル クリニック	日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5階	23-6522	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	2.2			
306	宮本病院	羽ノ浦町古庄古野神4-14	44-4343	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.7 No.62
307	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	6	4.4			No.5 No.48 No.95 No.107 No.299
308	阿南いしばし医院	西路見町元村28-1	22-1484	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	木造	1	1.4			No.82

(35) 中学校

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	生徒数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
309	阿南中学校	見能林町南勘高1	22-0539	0.5未満	0.5未満	—	3.0~5.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	2.6	481		
310	阿南第一中学校	長生町西方589	22-1404	3.0~5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	6.4	315		
311	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	26-0203	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	27.6	127		
312	加茂谷中学校	加茂町南不け1	25-0012	10.0~20.0	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	4	25.0	28		
313	福井中学校	福井町大西141	34-2234	—	—	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	鉄筋コンクリート	4	3.4	30		
314	椿町中学校	椿町宮ヶ谷23	33-1008	—	—	—	5.0~	0.5~3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	1.8	11		
315	伊島中学校	伊島町瀬戸3	33-0321	—	—	—	3.0~5.0	0.5~3.0	○	○	木造	2	3.0	0	休校中	
316	新野中学校	新野町馬見21	36-2040	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	51.8	54		
317	那賀川中学校	那賀川町苅屋370-1	42-0058	0.5~3.0	—	—	1.0~3.0	0.5~3.0	○	—	鉄筋コンクリート	3	2.0	278		
318	羽ノ浦中学校	羽ノ浦町宮倉沢田154	44-2045	3.0~5.0	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	4	5.8	407		
319	富岡東中学校	領家町走寄102-2	22-2120	0.5~3.0	0.5~3.0	—	1.0~3.0	0.5未満	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.4	229		

(36) 高等学校

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による 浸水深(m)	高潮による 浸水深(m)	避難促進 施設	土砂災害警 戒区域内	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	生徒数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
320	阿南光高等学校宝田キャンパス	宝田町今市中新開10-6	22-1408	3.0~5.0	0.5~3.0	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	4	1.0	491		
321	富岡東高等学校	領家町走寄102-2	22-2120	0.5~3.0	0.5~3.0	-	1.0~3.0	0.5未満	○	-	鉄筋コンクリート	4	2.4	573		No.319
322	富岡東高等学校羽ノ浦校	羽ノ浦町中庄市50-1	44-2054	0.5~3.0	-	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	5.0	195		
323	富岡西高等学校	富岡町小山18-3	22-0041	0.5~3.0	0.5~3.0	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	4	3.9	586		
324	阿南光高等学校新野キャンパス	新野町室ノ久保12	36-3215	-	0.5~3.0	-	-	-	○	-	鉄筋コンクリート	3	27.4	0		
325	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265	23-7100	0.5~3.0	0.5~3.0	-	5.0~	0.5~3.0	○	-	鉄筋コンクリート	4	0.9	835		

※注 那賀川、桑野川（国管理区間）の浸水深については、平成28年5月30日に国土交通省那賀川河川事務所が指定した、想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び水深による。那賀川（県管理区間）、桑野川（県管理区間）、福井川の浸水深については、那賀川が平成30年5月、桑野川が平成30年5月、福井川が平成31年1月ならびに令和2年3月に徳島県が指定した、想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び推進による。

14. 医療機関

(1) 市内医療機関一覧

a) 病院・診療所

令和7年1月10日現在

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数	地盤高 T.P.(m)	津波 浸水深(m)	備考
阿南いしばし医院	阿南市西路見町元村28-1	22-1484	石橋 直子	内・小・外	-	1.4	1.0~3.0	
和田胃腸科内科医院	阿南市西路見町元村7-7	23-1241	和田 久徳	内・胃・消	-	2.0	1.0~3.0	
古川小児科内科医院	阿南市領家町土倉17-1	23-3306	古川 真祐	内・小	-	1.8	1.0~3.0	
あなん皮フ科クリニック	阿南市日開野町谷田511-2	24-3677	山本 忠正	皮膚		1.6	1.0~3.0	
かじかわ整形外科	阿南市日開野町筒路19-14	24-5750	梶川 智正	整・リハ・リウマチ	-	1.8	1.0~3.0	
瀧内科外科医院	阿南市才見町屋那婆24-1	24-9133	瀧 真二	内・消・外・肛・リハ・内視内		1.6	1.0~3.0	
賀島眼科	阿南市富岡町玉塚5-1	22-0214	賀島 誠	眼	-	2.8	0.3~1.0	
岸医院	阿南市富岡町トノ町54-1	23-0272	岸 彰	内・小・リウマチ・呼	-	3.2	0.3~1.0	
幸田耳鼻咽喉科医院	阿南市富岡町今福寺73-3	24-3387	幸田 純治	耳・小・気管食道	-	2.6	1.0~3.0	
島内科眼科医院	阿南市富岡町東新町99	22-1147	島 孝仁	内・神内・小・眼・整・放・リハ	-	3.7	—	
原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	22-0990	原田 晃	外・整・皮・内・小・放・リハ	126	2.6	1.0~3.0	
三谷内科	阿南市富岡町東仲町313-2	23-0222	三谷 裕昭	内・消・循・呼・放	-	3.6	0.3~1.0	
岩城クリニック	阿南市学原町上水田11-1	23-5600	亀山 和人	内・心内・糖内・皮・外・整・小・精・リハ	19	2.8	1.0~3.0	
木下産婦人科内科医院	阿南市学原町上水田11-7	23-3600	木下 恒夫	内・産・小	-	2.8	1.0~3.0	
井原医院	阿南市見能林町中かや9-1	21-0021	井原 義雄	内・泌	-	2.0	3.0~5.0	
土肥医院	阿南市見能林町東石仏2	22-0503	土肥 正人	内・小・泌・皮	-	1.4	3.0~5.0	
林整形外科	見能林町堤ノ内6-1	23-6060	林 一幸	整・リハ・リウマチ	-	1.4	3.0~5.0	
社のホスピタル	阿南市見能林町築溜1-1	22-0218	高坂 要一郎	内・精・心内	114	2.6	3.0~5.0	
井坂クリニック	阿南市津乃峰町長浜376-1	27-0047	井坂 寿一	内・小・皮	-	1.6	3.0~5.0	
岡本眼科	阿南市津乃峰町長浜392-2	27-0311	岡本 好博	眼	-	1.4	3.0~5.0	
健生阿南診療所	阿南市津乃峰町新浜12-2	27-2848	林 和廣	内・眼	-	0.8	5.0~	
是松医院	阿南市津乃峰町東分112-1	27-0316	是松 秀樹	外・内・小・肛・リハ・消内	-	1.2	3.0~5.0	
殿谷整形外科医院	阿南市津乃峰戎山149-75	27-3334	殿谷 隆一	内・整・リハ・麻	-	1.9	5.0~	
上村ヒフ科	阿南市大湯町30	27-0523	上村 寛行	皮	-	1.6	3.0~5.0	
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	28-7777	前田 徹	内・消・循・呼・糖内・リウ・小・外・乳 甲外・脳外・整・産婦・耳・眼・皮・形 成・泌・放・麻・リハ・病理・緩和ケア内	398	4.4	—	
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	23-0551	神田 光則	泌・外・内・胃・循・肛	42	4.8	—	人工透析
阿南天満クリニック	上中町南島325-1	22-2299	廣野 友理	内	-	8.0	—	
あなん戸田皮膚科医院	上中町岡357番地1	22-6556	戸田 則之	皮・形成外科・アレルギー	-	8.0	—	

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数	地盤高 T.P.(m)	津波 浸水深(m)	備 考
廣瀬医院	阿南市上中町岡293-1	22-1031	廣瀬 政寛	内・放・胃	-	8.0	—	
松崎内科医院	阿南市中大野町北傍示483-1	23-5778	松崎 敏朗	内・胃・循・小・呼・皮・リウマチ・リハ	-	11.6	—	
阿南市夜間休日診療所	阿南市宝田町荒井6番地1 阿南健康づくりセンター内	28-6200	松崎 敏朗	内・外	-			
阿南市国民健康保険加茂谷診療所	阿南市加茂町野上30番地	25-0200	茶本真由美	内・小・外	-	26.3	—	
阿南市国民健康保険伊島診療所	伊島町瀬戸39番地	33-0304	茶本真由美	内・小	-	3.7	1.0~3.0	
阿南市国民健康保険楢診療所	阿南市楢町地蔵ヶ谷7番地2	33-1880	松尾 嘉彦		-			
板東医院	阿南市内原町岡崎1-25-4	26-0211	板東 玄太郎	内・胃・放	-	11.6	—	
原田医院	阿南市桑野町岡元5-1	26-0101	原田 浩臣	内・胃・小・循・呼	-	11.6	—	
きくち医院	新野町南宮ノ久保67-4	36-3512	菊池 健	内・小	-	3.0	—	
富士医院	阿南市新野町西馬場3-3	36-2024	石川 富士郎	内・小・リハ・放・外・皮	-	33.8	—	
馬原医院	阿南市新野町信里6-1	36-3339	馬原 啓太郎	内・外・小・循	19	30.2	—	
じぞうばし内科外科福井診療所	阿南市福井町大西180-6	34-3133	福田 克之	内・呼・循・小・胃・外	-	3.6	3.0~5.0	
阿南川島クリニック	羽ノ浦町岩脇神代地80-1	44-6556	小原 卓爾	内・透・腎	-	7.8	—	
生野外科胃腸科	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ15-1	44-5511	生野 文彦	胃・外・内・リハ・肛	-	6.2	—	
富永医院	阿南市羽ノ浦町中庄市49-3	44-2123	富永 俊彦	内・呼・消・循	-	4.2	—	
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	44-6111	小川 恭弘	整・外・リハ・内・呼・胃・リウ・脳神・循	40	3.8	0.3~1.0	
宮本病院	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4-14	44-4343	宮本 英之	内・胃・外・整・肛・リハ・小	48	8.0	—	
むらかみ内科循環器クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉太田35-2	44-1010	村上 昌	内・循・糖尿	-	3.6	0.3~1.0	
益崎胃腸科内科	阿南市那賀川町赤池178-2	42-0022	瀬川 淳	内・胃・外	-	2.2	1.0~3.0	
村上内科外科医院	阿南市那賀川町中島482	42-3110	村上 寛雅	内・外・整・リハ・小	-	1.8	1.0~3.0	
はのうら眼科	阿南市羽ノ浦町居内64	24-8270	香留 崇	眼	-	4.5	—	
せきしんかん羽ノ浦クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉太田5-1	24-8585	矢野 勇大	内・循内				
ふじの内科クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉前田3-7	28-6321	藤野 泰輝	内・消内・循内・糖尿・呼内・腫瘍内・内視内・小				
とみおかハートクリニック	阿南市富岡町東新町117-1	22-0810	数藤 久美子	内・循内・小・リハ				

b) 歯科

令和7年1月10日現在

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数	地盤高 T.P.(m)	津波 浸水深(m)	備考
井坂歯科医院	阿南市富岡町南向30-5	22-0925	井坂 和史	歯科・小児・口腔外科		2.6	1.0~3.0	
岩浅歯科医院	阿南市日開野町西居内426-2	23-1885	岩浅 幸子	歯科・矯正・小児		2.6	1.0~3.0	
神田歯科医院	阿南市富岡町北通17-13	22-0378	神田 浩	歯科・矯正・小児・口腔外科		2.2	1.0~3.0	
神原歯科	阿南市富岡町トノ町81-1	22-0144	神原 常道	歯科・矯正・小児・口腔外科		3.0	0.3~1.0	
くに歯科クリニック	阿南市日開野町谷田515-12	24-7707	國清 憲志	歯科・小児		1.6	1.0~3.0	
久米歯科医院	阿南市富岡町木松15-5	22-5806	久米 浩一	歯科		2.8	1.0~3.0	
たにむら歯科矯正歯科	阿南市福村町北筋7-2	23-4618	谷村 一朗	歯科・矯正・小児		2.6	3.0~5.0	
仁木歯科医院	阿南市富岡町内町170-1	22-0937	仁木 均	歯科・小児		4.0	—	
宮本歯科クリニック	阿南市向原町天羽餘85-3	23-0180	宮本 雅司	歯科		2.0	1.0~3.0	
森歯科医院	阿南市学原町大深田27-20	22-0562	森 直基	歯科・小児		2.0	1.0~3.0	
モリ歯科診療所	阿南市富岡町木松6-1	22-9575	森 秀司	歯科		2.4	0.3~1.0	
木本歯科医院	阿南市領家町野神327-1	23-0773	木本 洋介	歯科・矯正・小児・口腔外科		2.2	1.0~3.0	
中野歯科	阿南市見能林町下かうや12-6	23-3807	中野 晃	歯科・矯正・小児		1.8	3.0~5.0	
浜口歯科医院	阿南市才見町三本松46-1	23-0811	濱口 博	歯科・矯正・小児・口腔外科		2.6	1.0~3.0	
マツモト歯科医院	阿南市津乃峰町東分114-7	27-0112	松本 侯	歯科・矯正・小児		1.6	3.0~5.0	
吉田歯科医院	阿南市津乃峰町東分68	27-0154	谷本 佳代	小児・歯科・矯正・口腔外科		1.2	3.0~5.0	
吉岡歯科医院	阿南市橘町大浦20-1	27-3373	吉岡 光治	歯科・矯正・小児		1.4	5.0~	
岡本歯科	阿南市上中町中原60-7	23-5511	岡本 好史	歯科・矯正・小児・口腔外科		7.2	—	
田中歯科	阿南市宝田町川原118-1	22-6767	田中 正孝	小児・歯科		4.8	1.0~3.0	
なかかわ歯科	阿南市下大野町五反畑122	23-6558	中川 光伸	歯科・小児		10.0	—	
島田歯科医院	阿南市那賀川町赤池165-6	42-3077	島田 啓次	歯科・小児		1.8	1.0~3.0	
ゆう歯科クリニック	阿南市那賀川町中島973-5	21-2515	橋本 芳郎	歯科・矯正・小児		1.4	1.0~3.0	
わたなへ歯科医院	阿南市那賀川町色ヶ島大久保67-1	42-1122	渡部 賢次	歯科・矯正・小児		3.8	1.0~3.0	
あすま歯科クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇紫衣池98-5	21-8855	東 秀樹	歯科・矯正・小児		7.8	—	
上田歯科医院	阿南市羽ノ浦町宮倉太田1-1	44-6060	上田 博司	歯科		4.0	0.3~1.0	
タナヘ歯科医院	阿南市羽ノ浦町中庄市41-8	44-6488	田邊 翔	歯科・小児		4.8	—	
富塚歯科医院	阿南市羽ノ浦町中庄市2-3	44-2580	原 桃子	歯科・矯正・小児		5.4	—	
八幡歯科医院	阿南市羽ノ浦町宮倉日開元19-18	44-6480	八幡 浩史	小児・歯科・矯正・口腔外科		4.2	0.01~0.3	
岩橋歯科医院	阿南市桑野町鳥居前9-5	26-0821	岩橋 廣行	歯科・矯正・小児		10.6	—	
木本歯科	阿南市福井町湊118-3	34-3122	木本 明司	歯科		2.4	3.0~5.0	
くろさわ歯科	阿南市那賀川町工地639	49-3355	黒澤 徹	歯科・小児・矯正・口腔外科		2.1	1.0~3.0	
f 歯科あらたの	阿南市新野町是国74-2	49-5444	吉田 有里	歯科・小児・矯正・口腔外科				

(2) 救急病院等一覧

a) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：救急医療圏

b) DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険 市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※ 圏域：救急医療圏

c) 救急告示医療機関

(1) 二次救急医療機関

令和7年1月10日現在

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中州八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1-39	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の須病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	独立行政法人 国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
東部Ⅲ	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21番地1	088-37-1559
南部Ⅱ	美波町国民健康保険 美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪野尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険 市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：救急医療圏

15. 薬剤師会開局会員一覧

令和7年1月10日現在

薬局名	開設者	所在地	電話番号	地盤高 T.P.(m)	津波浸水深(m)
株式会社 近藤薬局	近藤 敏彦	阿南市富岡町南向30-1	22-0195	2.8	1.0~3.0
アップル調剤薬局 富岡店	(株)アップル調剤薬局	阿南市富岡町内町158-1	24-9513	—	—
大津薬局 駅前本店	(有)大津薬局	阿南市富岡町今福寺40-18	23-5536	3.4	1.0~3.0
はじめ調剤薬局 富岡店	(株)はじめ調剤薬局	阿南市富岡町東仲町316	23-0201	3.3	0.3~1.0
きりん調剤薬局 富岡店	㈱ナーシーズ	阿南市富岡町東新町122	28-6668	—	—
トマト調剤薬局 日開野 店	レリープ(株)	阿南市領家町土倉16-1	24-3850	2.0	2.0~3.0
オリーブ薬局 阿南店	㈱SOL	阿南市日開野町谷田511-9	24-9777	1.6	1.0~3.0
おおざと薬局 阿南店	㈱ウィズワイ	阿南市西路見町元村12-1	24-5855	—	—
阿南ドレミ調剤薬局	ドレミファーマシー(有)	阿南市西路見町元村28-1	49-5483	—	—
富尾薬局	富尾 晋子	阿南市西路見町元村101-1	24-5855	2.4	1.0~3.0
アップル調剤薬局 学原店	(株)アップル調剤薬局	阿南市学原町上水田11-1	24-7210	2.5	1.0~3.0
(株)津乃峰薬局	(株)津乃峰薬局	阿南市津乃峰町長浜287-3	0	1.0	3.0~5.0
ぐんも調剤薬局 橋店	(有)郡茂薬局	阿南市津乃峰町東分112-1	28-1188	1.2	3.0~5.0
くるみ薬局	一般社団法人 とくしま健康サポート	阿南市津乃峰町新浜19-99	27-1081	0.8	5.0~
トマト調剤薬局 見能林店	(有)徳島共和薬品	阿南市見能林町念仏免17-16	21-0825	1.4	3.0~4.0
トマト調剤薬局 高専前店	(有)徳島共和薬品 代表取締役 野上 孝男	阿南市見能林町上かうや23-9	24-6730	1.6	3.0~4.0
トマト調剤薬局 才見店	レリープ(株)	阿南市才見町屋那婆25-1	24-9655	1.6	2.0~3.0
ひまわり調剤薬局	(株)保健調剤 ひまわり薬局	阿南市宝田町川原11-3	22-7271	4.2	—
アイン薬局 阿南医療センター店	(株)アインファーマシーズ	阿南市宝田町川原6-1	24-8360	—	—
アップル調剤薬局 大野店	(株)アップル調剤薬局	阿南市中大野町北傍示483-1	24-9865	11.5	—
オリオン調剤薬局 上中店	(有)ファルマ・シンフォニカ	阿南市上中町岡357-3	22-5226	8.0	—
ありす調剤薬局 阿南店	(有)add	阿南市上中町南島325-1	23-1113	—	—
内原調剤薬局	四国調剤薬局(株)	阿南市内原町筒崎15番1	21-1277	11.6	—
アップル調剤薬局 赤池店	(株)アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池175-3	42-4820	2.2	1.0~3.0
アップル調剤薬局 中島店	(株)アップル調剤薬局	阿南市那賀川町中島477-1	42-3796	2.0	1.0~3.0
ハート調剤薬局 羽ノ浦店	(有)共生バックアップシステム	阿南市羽ノ浦町中庄市43-1 ルミナスハイム羽浦3 1F	21-8610	4.4	—
おおざと薬局 羽ノ浦店	(株)ウィズ・ワイ	阿南市羽ノ浦町宮倉前田2-6	24-9073	2.8	0.3~1.0
羽ノ浦調剤薬局	(株)グローバル・アシスト	阿南市羽ノ浦町宮倉太田4-1	24-8058	—	—
トマト調剤薬局 宮倉店	レリープ(株)	阿南市羽ノ浦町宮倉太田34-17	21-8402	3.2	0.01~0.3
きりん調剤薬局 羽ノ浦店	(株)ナーシーズ	阿南市羽ノ浦町宮倉字羽ノ浦屋内64	24-8107	4.2	—
アップル調剤薬局 羽ノ浦店	(株)アップル調剤薬局	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-18	28-9677	3.8	—

16. AED設置箇所（公的施設）一覧

（1）阿南市施設

地区	設置施設名	住 所	備 考
富岡	阿南市役所	富岡町トノ町12-3	
	富岡公民館	富岡町西池田135-1	
	阿南市文化会館	富岡町西池田135-1	
	阿南ひまわり会館	富岡町北通33-1	
	富岡小学校	領家町浜田200	
	阿南市スポーツ総合センター	七見町下川田100-1	
見能林	阿南中学校	見能林町南款高1	
	阿南市武道館	大瀧町210-56	
	見能林小学校	見能林町西内35	
	見能林公民館	見能林町念仏免4-1	
	阿南市B&G体育館	津乃峰町長浜387	
	津乃峰小学校	津乃峰町戎山129-37	
	津乃峰総合センター	津乃峰町長浜494	
	つみてらす北の脇	中林町原23-1	
阿南市武道館	大瀧町210-56		
橋	橋住民センター	橋町豊浜36-15	
	橋小学校	橋町大浦166-1	
	橋体育館	橋町幸野18	
	ふるさと館	橋町土井崎115-16	
宝田	宝田小学校	宝田町久保田124	
	宝田公民館	宝田町久保田97-1	
	阿南健康づくりセンター	宝田町荒井6-1	
中野島	中野島総合センター	柳島町中川原20-3	
	中野島小学校	上中町中原182-1	
	横見小学校	横見町前長岡67-2	
長生	阿南第一中学校	長生町西方589-1	
	長生小学校	長生町五反地25-2	
	長生住民センター	長生町上荒井楠ノ前4-2	
	長生隣保館	長生町舟田58	
大野	大野小学校	宝田町久保田124	
	大野住民センター	中大野町北傍示440-1	
	大野公民館	中大野町北傍示440-2	
加茂谷	加茂谷総合センター	加茂町野上22-11	
	加茂谷中学校	加茂町南不け1	
	吉井小学校	吉井町原18-2	
	加茂谷診療所	加茂町野上30	
桑野	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	
	桑野住民センター	山口町内田150-1	
	桑野小学校	桑野町岡元40-1	
	山口小学校	山口町久延69-1	
新野	新野小学校	新野町南宮ノ久保70-1	
	新野東小学校	新野町是国37-2	
	新野西小学校	新野町友常1	
	新野中学校	新野町馬見21	
	新野住民センター	新野町西馬場18	

地区	設置施設名	住所	備考
福井	福井総合センター	福井町古津198-2	
	福井中学校	福井町大西141番地	
	福井小学校	福井町大西192-1	
椿	つばき会館	椿町浜14	
	椿泊小学校	椿泊町東127	
	かもだ岬温泉保養施設	椿町船瀬60-2	
	椿町中学校	椿町宮ヶ谷23	
	椿小学校	椿町黒田47	
	椿泊連絡所	椿泊町出島9	
	椿診療所	椿泊町出島27	
伊島	伊島高齢者ふれあいセンター	伊島町瀬戸39	
	伊島中学校	伊島町瀬戸3	
那賀川	阿南市那賀川スポーツセンター	那賀川町苅屋354-1	
	今津小学校	那賀川町敷地238	
	那賀川B&G体育館	那賀川町今津浦向新田20-5	
	那賀川支所	那賀川町苅屋323	
	那賀川中学校	那賀川町苅屋370-1	
	平島小学校	那賀川町赤池131-2	
	那賀川公民館	那賀川町今津浦喜来31-1	
	那賀川公民館平島分館	那賀川町赤池307-2	
	那賀川社会福祉会館	那賀川町苅屋357-1	
	阿南市科学センター	那賀川町上福井南川洲8-1	
羽ノ浦	阿南市情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3	
	羽ノ浦公民館	羽ノ浦町宮倉大木38-4	
	羽ノ浦中学校	羽ノ浦町宮倉沢田154	
	羽ノ浦小学校	羽ノ浦町中庄原婦知	
	羽ノ浦支所	羽ノ浦町中庄なかれ16-3	
	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋87番地	
	春日野体育館	羽ノ浦町春日野1-766	

(2) その他(県施設等)

地区	設置施設名	住所	備考
羽ノ浦	富岡東高等学校 羽ノ浦校	羽ノ浦町中庄50-1	
富岡	富岡東高等学校	領家町足寄102-2	
	富岡西高等学校	富岡町小山18-3	
	南部総合県民局 阿南庁舎	富岡町あ王谷46-1	
	阿南保健所・南部児童相談所	領家町野神319	
	阿南警察署	富岡町トノ町1-4	
	阿南公共職業安定所	富岡町佃町540-1	
	徳島地方裁判所 阿南支部	富岡町西池田口1-1	
	徳島地方検察庁 阿南支部	富岡町西池田口1-2	
見能林	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265	
椿	椿町漁業協同組合	椿町東中浜162	
宝田	阿南光高等学校 宝田キャンパス	宝田町今市中新開10-6	
	阿南医療センター	宝田町川原6-1	
大野	阿南支援学校	上大野町大山田52	
桑野	県立南部健康運動公園	桑野町桑野谷14-1	
	アグリあなんスタジアム	桑野町桑野谷	
	阿南テクノスクール	桑野町岡元109-1	
新野	阿南光高等学校 新野キャンパス	新野町室ノ久保12	

17. 市有自動車保有台数

令和6年12月現在

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
秘書広報課	徳島480こ375	三菱	軽貨物					1				
	徳島500め4167	ホンダ	小型乗用		1							
	徳島300ち3847	トヨタ	普通乗用	1								
	徳島300な1297	トヨタ	普通乗用	1								
企画政策課	徳島480こ6678	三菱	軽貨物				1					
総務課	徳島480さ8789	ダイハツ	軽貨物				1					
	徳島483け55	ダイハツ	軽貨物				1					
	徳島400そ9786	トヨタ	小型貨物					1				
	徳島580み9168	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島580や8929	日産サクラ	軽乗用			1						
	徳島580や8930	日産サクラ	軽乗用			1						
	徳島580や8931	日産サクラ	軽乗用			1						
	徳島580ゆ4768	日産サクラ	軽乗用			1						
	徳島500り1017	トヨタアクア	普通乗用	1								
	徳島300ほ3867	カローラツーリン	普通乗用	1								
税務課	徳島50ぬ5843	三菱	軽乗用			1						
	徳島50の7345	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島480く8260	三菱	軽貨物					1				
	徳島580の1051	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580い7624	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島580と6948	三菱	軽乗用			1						
危機管理課	徳島580く7807	スバル	軽乗用			1						
	徳島480き9867	三菱	軽貨物			1						
那賀川支所	徳島500そ4558	ニッサン	小型乗用		1							
	徳島50ね1999	スズキ	軽乗用			1						
羽ノ浦支所	徳島41う8456	スバル	軽貨物					1				
人権・男女共同参画課	徳島480か3799	三菱	軽貨物					1				
環境保全課	徳島483あ530	ニッサン	軽貨物					1				
	徳島330さ4020	トヨタ	普通乗用	1								
	徳島583い4020	三菱	軽乗用			1						
	徳島300ね9759	トヨタ	普通乗用	1								
文化振興課	徳島480く1677	スズキ	軽貨物					1				
	徳島480き2720	ダイハツ	軽貨物					1				
ふるさと未来課	徳島400さ5246	マツダ	小型貨物				1					
環境管理課	徳島500せ7967	マツダ	小型乗用		1							
	徳島45ち8707	トヨタ	小型貨物					1				
	徳島40ら3581	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島500そ9821	マツダ	小型乗用		1							
	徳島580あ9519	ニッサン	軽乗用			1						
	FB15PN-75-30	日本輸送機 フォークリフト	小型特殊									1

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
環境管理課	徳島580あ9518	ニッサン	軽乗用			1						
	徳島500の9002	スズキ	小型乗用		1							
	徳島480さ3393	ダイハツ	軽貨物					1				
保健センター	徳島41い8798	ホンダ	軽貨物					1				
	徳島50の8769	マツダ	軽乗用			1						
	徳島580く9183	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580こ9493	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島480か5259	ダイハツ	軽貨物					1				
保健センター	徳島480か5260	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島50ち6631	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島50と1680	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島580む1505	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580め4734	ダイハツ	軽乗用			1						
保険年金課	徳島50の7553	三菱	軽乗用			1						
	徳島580く9182	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580こ556	三菱	軽乗用			1						
生活福祉課	徳島580き7350	スバル	軽乗用			1						
	徳島480え7065	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島580ぬ8403	三菱	軽乗用			1						
地域共生推進課	徳島580か8536	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島580あ9050	ホンダ	軽乗用			1						
介護保険課	徳島580う5153	三菱	軽乗用			1						
	徳島580う9286	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580た9228	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580ち6717	三菱	軽乗用			1						
	徳島580な527	スズキ	軽乗用			1						
	徳島580ま5665	ダイハツ	軽乗用			1						
子ども課	徳島580く7665	マツダ	軽乗用			1						
	徳島580あ9463	スバル	軽乗用			1						
農林水産課	阿南市1822	ヤマハ	原付						1			
	徳島480け3706	三菱	軽貨物					1				
	阿南市み3062	ホンダ	原付						1			
	徳島480さ2968	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島480せ6570	ダイハツ	軽貨物					1				
農地整備課	徳島480す1575	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島100さ5018	日野	普通貨物				1					
	徳島480け4192	スズキ	軽貨物					1				
	徳島480せ6678	ダイハツ	軽貨物					1				
商工政策課	徳島480き2164	三菱	軽貨物					1				
	徳島41い1561	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島500の6192	スズキ	小型乗用		1							
	徳島500ね8984	ホンダ	小型乗用		1							

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
野球のまち推進課	徳島480か3858	三菱	軽貨物						1			
土木課	徳島400す3974	ニッサン	小型貨物					1				
	徳島480か5718	三菱	軽貨物						1			
	徳島480き1927	三菱	軽貨物						1			
	徳島480く6650	三菱	軽貨物						1			
	徳島480さ7356	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島480え3919	スバル	軽貨物						1			
	徳島400せ6443	マツダ	小型貨物					1				
	徳島480か8162	三菱	軽貨物						1			
	徳島480く182	三菱	軽貨物						1			
	徳島480さ3510	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島480せ5796	スズキ キャリイ	軽貨物						1			
公共建築課	徳島480こ7280	三菱	軽貨物						1			
住宅課	徳島400す6436	ニッサン	小型貨物					1				
	徳島480く6648	三菱	軽貨物						1			
	徳島480せ5584	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島800さ7228	いすゞ	塵芥									1
公園緑地課	徳島41い9605	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島100さ5019	日野	普通貨物				1					
	徳島480い7631	スバル	軽貨物						1			
	徳島480う6473	スバル	軽貨物						1			
まちづくり推進課	徳島400さ8027	ニッサン	小型貨物					1				
水道課	徳島400す9190	マツダ	小型貨物					1				
	徳島400せ5182	マツダ	小型貨物					1				
	徳島480え832	スバル	軽自動車			1						
	徳島400す9679	マツダ	小型貨物					1				
	徳島580こ557	三菱	軽自動車			1						
	徳島480く9345	三菱	軽自動車			1						
水道課	徳島480あ6840	スズキ	軽自動車			1						
	徳島480え7590	スバル	軽自動車			1						
	徳島800さ8007		普通貨物				1					
	徳島480き9552		軽自動車			1						
	徳島480か2862		軽自動車			1						
	徳島480け96		軽自動車			1						
	下水道課	徳島480せ6679	ダイハツ	軽貨物						1		
徳島400せ6156		ニッサン	小型貨物					1				
徳島480か1311		ダイハツ	軽貨物						1			
特定事業推進課	徳島480さ9872	ダイハツ	軽貨物					1				
教育総務課	徳島400さ9450	ホンダ	小型貨物					1				
	徳島500は761	ニッサン	小型乗用		1							
	徳島580つ9168	三菱	軽乗用			1						
	徳島500み7020	トヨタ	小型乗用		1							

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
学校教育課	徳島480え2683	スズキ	軽貨物						1			
生涯学習課	徳島483あ3391	スズキ	軽貨物						1			
人権教育課	徳島480う7463	三菱	軽貨物						1			
	徳島480き5310	ダイハツ	軽貨物						1			
スポーツ振興課	徳島100さ1905	日野	普通貨物				1					
	徳島400さ673	トヨタ	小型貨物					1				
	徳島480け7121	三菱	軽貨物						1			
学校給食課	徳島50に9161	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島480あ5100	ニッサン	軽貨物						1			
	徳島480う3141	ホンダ	軽貨物						1			
青少年健全育成センター	徳島586ほ110	スズキ	軽乗用			1						
図書館	徳島480う9962	ミツビシ	軽貨物						1			
	徳島800さ7621	いすゞ	特種									1
	徳島41え8346	スズキ	軽貨物						1			
科学センター	徳島41い9854	スズキ	軽貨物						1			
教育研究所	徳島50せ3147	三菱	軽乗用			1						
	徳島41い6168	スズキ	軽貨物						1			
議事課	徳島300そ4983	トヨタ	普通乗用	1								
	徳島330や2816	トヨタ	普通乗用	1								
議会事務局	徳島230さ625	日野	乗合									1
農業委員会事務局	徳島480う5711	スバル	軽貨物						1			
選挙管理委員会	徳島480あ5958	ホンダ	軽貨物						1			
生活環境課	徳島400す2778	三菱	小型貨物					1				
	徳島480う7318	スバル	軽貨物						1			
	徳島100さ7183	日野	普通貨物				1					
	徳島480え6026	スズキ	軽貨物						1			
	徳島583そ1125	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島100さ7894	日野	普通貨物				1					
	徳島800さ7229	いすゞ	塵芥									1
	徳島100さ9326	マツダ	普通貨物				1					
	徳島800さ7507	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7508	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7509	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7510	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7512	いすゞ	塵芥									1
	徳島100さ9791	マツダ	普通貨物				1					
	徳島800さ7895	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7896	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7897	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7898	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ7967	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8210	いすゞ	塵芥									1

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
生活環境課	徳島800さ8211	いすゞ	塵芥									1
	徳島100す344	日野	普通貨物								1	
	徳島800さ8332	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8333	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8334	いすゞ	塵芥									1
	徳島100す786	日野	普通貨物				1					
	徳島800さ8588	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8589	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8701	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8703	いすゞ	塵芥									1
	徳島100す1291	日野	普通貨物				1					
	徳島100す1304	マツダ	普通貨物				1					
	徳島800さ8955	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ8956	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9005	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9006	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9258	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9259	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9260	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9348	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9350	いすゞ	塵芥									1
	徳島480す322	三菱	軽貨物						1			
	徳島800さ9554	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9555	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9672	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9673	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9674	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9938	いすゞ	塵芥									1
	徳島800さ9939	いすゞ	塵芥									1
	徳島800す29	いすゞ	塵芥									1
徳島800す359	いすゞ	塵芥									1	
徳島800す360	いすゞ	塵芥									1	
徳島800す617	いすゞ	塵芥									1	
消防本部総務課	徳島88さ9883	いすゞ	消防									1
	徳島800は38	日野	消防									1
	徳島800さ3371	日野	消防									1
	徳島50ほ213	マツダ	軽乗用			1						
	徳島800さ4710	日野	消防									1
	徳島800さ4730	日野	消防									1
	徳島800る120	スポーツパル トレーラー	特種									1
	徳島く2032	ヤマハ	軽二輪								1	
	徳島く2033	ヤマハ	軽二輪								1	

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
消防本部総務課	徳島800さ4816	トヨタ	消防									1
	徳島800は434	日野	消防									1
	徳島800は467	日野	消防									1
	徳島480え9396	ニッサン	軽貨物					1				
	徳島800さ6633	トヨタ	救急									1
	徳島500ふ9721	ホンダ	小型乗用		1							
	徳島800は647	日野	消防									1
	徳島580つ8983	スズキ	軽乗用			1						
	徳島800さ7987	ニッサン	救急									1
	徳島800さ8388	日野	消防									1
	徳島800さ8653	いすゞ	消防									1
	徳島800さ8917	トヨタ	消防									1
	徳島800は816	日野	消防									1
	徳島480さ2837	ダイハツ	軽貨物					1				
	徳島800さ9267	ニッサン	救急									1
	徳島800さ9676	ニッサン	救急									1
	徳島883い119	三菱	軽特種									1
	徳島800す69	いすゞ	消防									1
	徳島800す93	日野	消防									1
	徳島800さ1686	マツダ	消防									1
	徳島800す168	日野	消防									1
徳島800す385	ニッサン	消防									1	
警防課	徳島800さ160	トヨタ	消防									1
	徳島800さ161	トヨタ	消防									1
	徳島800さ354	いすゞ	消防									1
	徳島800さ1726	トヨタ	消防									1
	徳島800さ1727	トヨタ	消防									1
	徳島800さ2546	トヨタ	消防									1
	徳島800さ2547	トヨタ	消防									1
	徳島800さ3173	ニッサン	消防									1
	徳島800さ3175	ニッサン	消防									1
	徳島800さ3180	ニッサン	消防									1
	徳島800な7	日野	消防									1
	徳島800さ3714	ニッサン	消防									1
	徳島800さ3717	ニッサン	消防									1
	徳島800さ4259	マツダ	消防									1
	徳島800さ4260	マツダ	消防									1
	徳島800さ4829	マツダ	消防									1
	徳島800さ4830	マツダ	消防									1
	徳島800さ4875	日野	消防									1
	徳島800さ5294	マツダ	消防									1
	徳島800さ5295	マツダ	消防									1
徳島800さ5663	日野	消防									1	

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
警防課	徳島800さ5664	日野	消防									1
	徳島800さ5692	マツダ	消防									1
	徳島800さ5693	マツダ	消防									1
	徳島800さ6100	マツダ	消防									1
	徳島800さ6101	マツダ	消防									1
	徳島800さ6170	日野	消防									1
	徳島800さ7157	ニッサン	消防									1
	徳島800さ7158	ニッサン	消防									1
	徳島800さ7194	日野	消防									1
	徳島800さ7195	日野	消防									1
	徳島800さ7465	日野	消防									1
	徳島800さ7469	日野	消防									1
	徳島800さ7470	日野	消防									1
	徳島800さ7471	日野	消防									1
	徳島800さ7521	ニッサン	消防									1
	徳島800さ7522	ニッサン	消防									1
	徳島800さ7805	日野	消防									1
	徳島800さ7806	日野	消防									1
	徳島800さ7807	日野	消防									1
	徳島800さ7908	ニッサン	消防									1
	徳島800さ7909	ニッサン	消防									1
	徳島800さ8187	日野	消防									1
	徳島800さ8188	日野	消防									1
	徳島800さ8189	日野	消防									1
	徳島800さ8252	スバル	消防									1
	徳島800さ8302	ニッサン	消防									1
	徳島880あ765	ダイハツ	軽特種									1
	徳島800さ8668	日野	消防									1
	徳島800さ8669	日野	消防									1
	徳島800さ8670	日野	消防									1
	徳島800さ8759	ニッサン	消防									1
	徳島800さ8847	日野	消防									1
	徳島800さ8848	日野	消防									1
	徳島800さ8850	日野	消防									1
	徳島800さ8971	ニッサン	消防									1
	徳島800さ9241	日野	消防									1
	徳島800さ9243	日野	消防									1
	徳島800さ9374	ニッサン	消防									1
	徳島800さ9375	ニッサン	消防									1
	徳島800さ9385	ニッサン	消防									1
徳島800さ9630	日野	消防									1	
徳島800さ9631	日野	消防									1	
徳島800さ9657	ニッサン	消防									1	

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
警防課	徳島800さ9982	日野	消防									1
	徳島800さ9983	日野	消防									1
	徳島800す73	ニッサン	消防									1
	徳島800す280	日野	消防									1
	徳島800す281	日野	消防									1
	徳島800す444	ニッサン	消防									1
合計				8	10	53	14	15	57	2	3	138

18. 輸送業者（トラック）

輸送確保に関する連絡方法 ※災害時に対応できる事業者の一覧ではありません。

令和6年12月現在

No	事業者名	住所	電話番号 (0884)	備考
1	阿南運輸(有)	阿南市中大野町北傍示422-2	22-2279	
2	(株)扇建設	阿南市那賀川町小延10-7	42-2277	
3	王子陸運(株)富岡営業所	阿南市向原町下ノ浜98番1	22-1216	
4	大平運送(有)	阿南市吉井町野尻39番地	35-1919	
5	(有)岡久運送	阿南市長生町平田26-1	22-2959	
6	(株)白扇ターミナル	阿南市橋町塩田3-7	27-0380	
7	加茂谷運送(株)	阿南市楠根町津越182	25-0231	
8	(有)甲子汽船陸運部	阿南市大瀧町210-57	27-0424	
9	県南クリーン(有)	阿南市見能林町大作半1-1	22-1207	
10	(有)県南物流	阿南市那賀川町古津237	42-0966	
11	佐々木運輸機工(有)	阿南市新野町名光120-1	27-3361	
12	志満や運送(株)	阿南市橋町土井崎29-1	34-2211	
13	昭和陸運(有)	阿南市羽ノ浦町古庄古野神13-22	44-2088 44-2089	
14	(有)青藍	阿南市桑野町尾花117	26-1554	
15	高橋運輸(有)	阿南市黒津地町中地22-2	23-2091	
16	徳島南部陸運(株)	阿南市宝田町平岡901-3	22-0828	
17	(株)播磨組	阿南市内原町竹ノ内110-1	26-1712	

No	事業者名	住所	電話番号 (0884)	備考
18	(有)古川運送	阿南市福井町吉谷54-1	34-3078	
19	(有)丸夕運送店	阿南市橋町幸野31-36	27-0102	
20	美原工業(株)	阿南市津乃峰町長浜111-1	28-0727	
21	牟岐線通運(株)	阿南市大瀨町210-52	27-3330	
22	(有)山本運輸	阿南市津乃峰町中分128-12	27-1655	
23	(株)友李通商	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本23-7	44-3799	
24	(有)リフレッシュ阿南	阿南市下大野町太平267番地3	22-1248	
25	菱南産業(株)	阿南市楠根町生蓮36-2	25-0202	
26	ヤマト運輸(株) 徳島阿南営業所	阿南市見能林町大作半19-1		
27	日本郵便(株) 阿南郵便局	阿南市富岡町滝の下4-2	22-0300	
28	(株)シンクラン 阿南営業所	阿南市見能林町青木94		
29	佐川急便(株) 阿南営業所	阿南市那賀川町上福井南川淵88		
30	四国高速運輸(株) 阿南営業所	阿南市見能林町勘高原25-1		
31	四国福山通運(株) 阿南営業所	阿南市那賀川町上福井字南川淵20-1		

(社)徳島県トラック協会県南支部より提供

19. 輸送業者（タクシー）

輸送確保に関する連絡方法

令和7年1月10日現在

事業者名	住所	電話番号	建築構造 〔木造・非木造等〕	階数	地盤高 T.P.(m)	津波浸水深 (m)	トラック・ タクシー 種別・台数
橋タクシー(有) 橋営業所	阿南市橋町東中浜84-25	27-0018	鉄骨	2	1.6	5.0~10.0	タクシー3
橋タクシー(有) 津乃峰営業所	阿南市津乃峰町東分117-19	27-0144	木造	2	1.8	4.0~5.0	タクシー4 ジャンボ2
橋タクシー(有) 富岡営業所	阿南市富岡町今福寺42-8	22-0253	鉄筋	3	3.4	0.3~1.0	タクシー11
橋タクシー(有) 上中営業所	阿南市上中町南島707-1	22-2335	鉄骨	2	8.2	—	タクシー2
毎日タクシー（有）	阿南市富岡町あ石12-10	22-1420	鉄筋	3	2.8	1.0~2.0	タクシー12
阿南タクシー(有)	阿南市西路見町江川67-1	22-2717	木造	1	1.6	2.0~3.0	タクシー5 ジャンボ1
加茂谷タクシー(有) 桑野営業所	阿南市桑野町岡元5-9	26-0221	鉄骨	1	11.8	—	タクシー3 ジャンボ1
(株)日峯タクシー 羽ノ浦営業所	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ29-23	44-4444	鉄骨	1	5.2	—	タクシー3

20. 油類等事故防災関係資材保有数

令和7年1月10日現在

(1) オイルフェンス保有数

地区	事業所名	連絡先	保有量(m)	型式	輸送手段 の有無	備考
阿南	新日本電工(株)徳島工場	27-2111	620	B型	無	
//	王子製紙(株)富岡工場	22-2211	480	B型	有	
//	四国電力(株)阿南発電所	27-0169	1,760	B型	有	
//	四国電力(株)橋湾火力発電所	34-3411	320	B型	有	
//	J-POWERジェネレーションサービス (株)橋湾火力運営事業所	34-3221	240	B型	無	
//	国土交通省那賀川河川事務所	22-6461	120 80	A型 B型	有	一ノ堰水防 資材倉庫
//	南部総合県民局県土整備部	24-4232	1,560	B型	有	橋倉庫 柳島倉庫
//	阿南市消防本部	22-3798	40 (20×2)	OK- 100型	有	

(2) 化学消火剤保有数

地区	事業所名	連絡先	製品名	数量	輸送手段の有無	備考
阿南	新日本電工(株) 徳島工場	27-2111	エアフォーム3%	1,200 L	有	
//	王子製紙(株) 富岡工場	23-5335	エアフォーム3% 粉末	5,200 L 400 kg	有	
//	四国電力(株) 阿南発電所	27-0300	エアフォーム3% 粉末	17,640 L 1,200 kg	有	
//	阿南市消防本部	22-3798	マルチフォーム スラップフォーム	6200 L 60	有	
//	危機管理局 (管理: 南部総合 県民局県土整備部)	621-2281 (24-4232)	カフォーム6%	1,800 L	有	橋倉庫

(3) 油処理剤保有数

地区	事業所名	連絡先	製品名	数量(L)	輸送手段の有無	備考
阿南	新日本電工(株) 徳島工場	27-2111	メルクリン アスクリン	918 100	無	
//	王子製紙(株) 富岡工場	22-2211	ネオ AB 加スクリン	1,390	無	
//	四国電力(株) 阿南発電所	27-0169	ネオ AB2000 AB3000	360 18	有	
//	四国電力(株) 橋湾火力発電所	34-3411	ネオ AB2000	252	有	
//	J-POWERジェネレーションサービ ス(株) 橋湾火力運営事業所	34-3221	ネオ AB3000	3,000	無	
//	国土交通省那賀川河川事務所	22-6461	ACクリンH	12	有	井関 排水機場
24					上荒井 排水機場	
//	南部総合県民局県土整備部	24-4232	シーグリーン 805	63	無	

21. 消防力

(1) 消防職員及び消防団員等

令和6年11月30日現在

所属		所在地	職員総数 (人)	消防ポンプ 自動車等 (台)	消防積載用 自動車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	建築構造 木造 ・ 非木造等	階数	地盤高 (m)	津波浸水深 (m)
消防本部	—		28							—
消防署	—	辰己町1番地33	75	消防自動車 18 救急自動車 5		1	鉄筋コンク リート	4	4.2	
合 計			103	23		1				

分団名等	班 数 (班)	所在地	団員総数 (人)	消防ポンプ 自動車等 (台)	消防積載用 自動車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	建築構造 木造 ・ 非木造等	階数	地盤高 (m)	津波浸水深 (m)
団本部 (女性消防班)	1	辰己町1番地33	13	消防団司令車 1						
富岡分団 第一班	6	富岡町車ノ口13番地5地先	110	1			鉄骨	2	4.8	—
富岡分団 第二班		富岡町トノ町109番地3		1			鉄骨	2	3.0	0.3~1.0
富岡分団 第三班		富岡町寿通105番地1		1			木造	1	3.5	0.01~0.3
富岡分団 第四班		日開野町九反ヶ坪939番地1		1			鉄骨	2	1.4	2.0~3.0
富岡分団 第五班		畷町はり221番地		1			鉄骨	2	9.0	—
富岡分団 第六班		福村町南筋12番地4		1			鉄骨	2	2.8	2.0~3.0
中野島分団 第一班	3	柳島町中川原6番地1地先	53	1			鉄骨	2	5.8	—
中野島分団 第二班		横見町上木戸16番地3			1	1	鉄骨	2	3.4	0.3~1.0
中野島分団 第三班		上中町南島752番地8		1			鉄骨	2	7.8	—
宝田分団 第一班	2	宝田町中友79番地1	47	1			鉄骨	2	5.8	—
宝田分団 第二班		宝田町今市前ヶ原17番地1			1	1	鉄骨	2	5.4	—
長生分団 第一班	5	長生町楠ノ元6番地2	78	1			鉄骨	2	4.8	—
長生分団 第二班		長生町池ノ内1番地1			1	1	鉄骨	2	11.2	—
長生分団 第三班		長生町舟田58番地		1			鉄骨	2	4.8	—
長生分団 第四班		長生町北浦109番地			1	1	鉄骨	2	10.0	—
長生分団 第五班		長生町西方585番地1		1			鉄骨	2	8.0	—
大野分団 第一班	3	下大野町松ノ本23番地6	63	1			鉄骨	2	9.8	—
大野分団 第二班		上大野町城之内68番地1			1	1	鉄骨	2	14.2	—
大野分団 第三班		中大野町北傍示614番地7			1	1	鉄骨	2	12.0	—
加茂谷分団 第一班	8	楠根町奥山17番地9	135		1	1	鉄骨	2	18.8	—
加茂谷分団 第二班		深瀬町岡崎31番地		1			鉄骨	2	25.2	—
加茂谷分団 第三班		十八女町静80番地2			1	1	鉄骨	2	28.6	—
加茂谷分団 第四班		大井町東平156番地7			1	1	鉄骨	2	38.8	—
加茂谷分団 第五班		熊谷町定方38番地4			1	1	鉄骨	2	21.0	—
加茂谷分団 第六班		吉井町地神南79番地2			1	1	鉄骨	2	21.8	—
加茂谷分団 第七班		加茂町南不ヶ35番地1		1			鉄骨	2	27.6	—
加茂谷分団 第八班		水井町中野29番地2			1	1	鉄骨	2	35.6	—

分回名等	班数 (班)	所在地	団員総数 (人)	消防ポンプ 自動車等 (台)	消防積載用 自動車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	建築構造 木造 ・ 非木造等	階数	地盤高 (m)	津波浸水深 (m)
見能林分回 第一班	5	才見町田中23番地3	107		1	1	鉄骨	2	1.8	2.0~3.0
見能林分回 第二班		津乃峰町長浜494番地		1			鉄筋コンク リート	1	1.5	4.0~5.0
見能林分回 第三班		中林町原23番地1		1			鉄骨	2	5.2	1.0~2.0
見能林分回 第四班		大潟町210番地62		1			鉄骨	2	1.2	5.0~10.0
見能林分回 第五班		見能林町林崎139番地1		1			鉄骨	2	2.4	3.0~4.0
橘分回 第一班	2	橘町豊浜33番地1	47	2			鉄骨	1	1.8	5.0~10.0
橘分回 第二班		橘町塩田7番地1			1	1	木造	1	1.6	5.0~10.0
桑野分回 第一班	5	桑野町中野115番地7	89	1			鉄骨	2	11.0	—
桑野分回 第二班		阿瀬比町中村20番地5			1	1	鉄骨	2	142.6	—
桑野分回 第三班		桑野町宮ノ前38番地先			1	1	鉄骨	2	12.4	—
桑野分回 第四班		内原町山下67番地6			1	1	木造	1	11.3	—
桑野分回 第五班		山口町森園117番地1		1			鉄骨	2	22.4	—
新野分回 第一班	7	新野町西馬場21番地7	91	1			鉄骨	2	33.6	—
新野分回 第二班		新野町是国122番地3			1	1	木造	1	36.4	—
新野分回 第三班		新野町大歳434番地1			1	1	鉄骨	2	28.0	—
新野分回 第四班		新野町小砂取37番地7		1			鉄骨	2	44.6	—
新野分回 第五班		新野町久田85番地1			1	1	鉄骨	2	46.8	—
新野分回 第六班		新野町川亦99番地1			1	1	鉄骨	2	71.7	—
新野分回 第七班		新野町西光寺179番地1			1	1	鉄骨	2	38.4	—
福井分回 第一班	3	福井町高田1番地7	46	1			木造	1	7.3	0.3~1.0
福井分回 第二班		福井町動々原85番地5			1	1	鉄骨	2	35.2	—
福井分回 第三班		福井町色面142番地5			1	1	鉄骨	2	16.2	—
椿分回 第一班	5	椿泊町寺谷1番地1	113		2	3	木造	1	2.0	5.0~10.0
椿分回 第二班		椿泊町小吹川原48番地			1	2	鉄骨	2	2.6	5.0~10.0
椿分回 第三班		椿町浜14番地			1	1	鉄筋コンク リート	1	2.8	5.0~10.0
椿分回 第四班		椿町加茂前65番地4地先			1	1	鉄骨	2	4.6	0.3~1.0
椿分回 第五班		伊島町瀬戸168番地					2	鉄骨	2	2.8

分回名等	班数 (班)	所在地	団員総数 (人)	消防ポンプ 自動車等 (台)	消防積載用 自動車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	建築構造 木造 ・ 非木造等	階数	地盤高 (m)	津波浸水深 (m)
那賀川分回 第一班	6	那賀川町中島420番地6	92	1			鉄骨	2	2.0	2.0~3.0
那賀川分回 第二班		那賀川町今津浦免許159番地		1			鉄骨	2	2.2	2.0~3.0
那賀川分回 第三班		那賀川町大京原422番地2		1			鉄骨	2	3.0	1.0~2.0
那賀川分回 第四班		那賀川町江野島585番地13		1			鉄骨	2	1.7	3.0~4.0
那賀川分回 第五班		那賀川町上福井元畷157番地5		1			鉄骨	2	2.0	1.0~2.0
那賀川分回 第六班		那賀川町黒地308番地3		1			鉄筋コンク リート	1	4.2	0.3~1.0
羽ノ浦分回 第一班	7	羽ノ浦町中庄なかれ16番地3	134	1			鉄骨	2	5.4	—
羽ノ浦分回 第二班		羽ノ浦町宮倉本村居内50番地2		1			鉄骨	2	3.2	0.3~1.0
羽ノ浦分回 第三班		羽ノ浦町岩脇姥ヶ原51番地18地先		1			鉄骨	2	12.4	—
羽ノ浦分回 第四班		羽ノ浦町古庄古野神13番地5		1			鉄骨	2	8.2	—
羽ノ浦分回 第五班		羽ノ浦町古毛中須賀68番地9		1			鉄骨	1	11.2	—
羽ノ浦分回 第六班		羽ノ浦町中庄大知淵41番地1			1	1	鉄骨	2	4.8	—
羽ノ浦分回 第七班		羽ノ浦町春日野1番地117		1			鉄骨	2	3.0	0.3~1.0
合計	68		1,218	38	30	34				

(2) 公設消防水利状況

令和6年11月30日現在

種別 地区名	計	消火栓	防火水槽												防火井戸	
			小計		100m3以上		60m3以上 100m3未満		40m3以上 60m3未満		20m3以上 40m3未満		20m3級未満		井戸	打抜井戸
			有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋		
計	2,237	1,738	315	60	2		1		147	1	164	59	1		111	13
富岡地区	316	273	29	2	1				16		12	2			7	5
中野島地区	139	103	21						14		7				10	5
宝田地区	73	64	6						5		1				3	
長生地区	111	86	18	3					7		11	3			4	
大野地区	92	75	13	2					4		9	2			2	
加茂谷地区	85	52	21	12					1		19	12	1			
見能林地区	263	236	23	1					5		18	1			3	
橋地区	81	70	10	1	1		1		6		2	1				
桑野地区	102	67	14	16					1	1	13	15			2	3
新野地区	101	65	22	14					3		19	14				
福井地区	97	72	12	8					6		6	8			5	
椿地区	70	62	7	1							7	1				
那賀川地区	389	281	59						22		37				49	
羽ノ浦地区	318	232	60						57		3				26	

(3) 消防力の状況

令和6年11月30日現在

		単 位	阿南市消防本部	阿南市消防団	計
署・所、団・分団数			1署、2所	1団、14分団	-
職・団員数		人	103	1,218	1,321
三点セット	大型化学消防車	台	1	-	1
	梯子付大型高所放水車	//	1	-	1
	泡原液搬送車	//	1	-	1
化学消防車	3,000L/分以上	//	-	-	-
	2,000L/分~3,000L/分	//	1	-	1
	1,500L/分~2,000L/分	//	-	-	-
	1,500L/分未満	//	-	-	-
	粉末型	//	-	-	-
	計	//	1	-	1
ポンプ車	普通	//	6	37	43
	水槽付	//	1	1	2
	計	//	7	38	45
小型動力ポンプ		//	1	34	35
その他の消防車	指揮車	//	1	1	2
	クレーン付き資器材搬送車	//	1	-	1
	救助工作車	//	1	-	1
	消防用積載車	//	1	30	31
	計	//	4	31	35
高規格救急自動車		//	5	-	5
救急自動車		//	-	-	-
計		//	5	-	5

		単 位	阿南市消防本部	阿南市消防団	計	
空気呼吸器		//	42	-	38	
携帯式ガス検知機		//	9	-	9	
耐熱防火服		着	7	-	7	
消火薬剤化学車 積載分含む	タンパク質系泡原液(3%型換算)	L	6,200	-	6,200	
	耐アルコール用泡原液(//)	//	-	-	-	
	界面 活性剤	低発泡型 (スーパーフォーム)	//	60	-	60
		高・低両型 (ミラクルフォームα)	//	120	-	120
	ライトウォーター	//	-	-	-	
	水成膜泡消火薬剤	//	500	-	500	
	計	//	6,920	-	6,920	
オイルフェンス	移動可能	m	40	-	40	
	固定	//	-	-	-	
	計	//	-	-	-	
その他	救助用ゴムボート	隻	3	15	18	
	計	//	3	15	18	

(4) 水防倉庫及び備蓄資材の状況

河川名 海岸名 港湾名	照明器具	器 具 資 材																				
		鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	シヨレン ハグチ	カケヤ・ ハンマー類	土のう袋類	ビニール・ シート	むしろ・ 縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
(単位)	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
桑野川	3	27	7	18	76	21	11	31	69	6,760	16				370							130
〃					5			5	15	2,000					30						4	
〃		6	6	4	25	4	5	6	10	1,800	2	2	20		70							
〃		6	6	2	10	1	4	3	7	2,300	10	2			40							
那賀川		3	4	1	20	4	4	7	9	1,400	4	7			45							
〃		5	5	5	19	4	8	5	6	2,000	10				50							
〃		4	4	4	20	4	4	7	9	1,600	4	3			100							
福井川		6	7	4	20	5	2	7	9	2,000	3	3			60							
椿 川		4	2	1	21	4	8	6	9	1,800	4	5			40							
海 岸		6	4	4	21	4	5	3	6	1,600	4	3			60							
〃	1	4	2	10	40	5	6	12	10	4,200	4	3			42							80
那賀川 大手海岸		15		3	35	1	1	20		1,200	1,000				40							
那賀川		22	3		70	25	18	24	2	1,000		150	18		145		3					
桑野川	1	5	2	11	31	9	8	12	17	4,683	10	6			77							125
	5	113	52	67	413	91	84	148	178	34,343	1,071	184	38	0	1,169	0	3	0	0	0	4	335

(5) 重要な水門・樋門、排水機（ポンプ）場

a) 水門・樋門

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
那賀川	富岡	水門	住吉	本原ヶ崎	8.00*5.50	1	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ式	国土交通省
那賀川	楠根下流	樋門	楠根	金石	3.20*4.00	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	楠根上流	//	楠根	津越	1.50*1.50	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	熊谷川堤外	//	楠根	南原	4.80*6.45	6	鋼製ローラーゲート	油圧シリンダ式	国土交通省
那賀川	熊谷川堤内	//	楠根	南原	4.80*6.45	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	岡崎川	//	深瀬	中州	4.00*4.90	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	那賀川南岸用水	//	上大野	久留米田	3.00*1.30	1	鋼製ローラーゲート	電動スピンドル式	那賀川南岸土地改良区
那賀川	那賀川（眉毛）	//	辰己		2.00*5.00	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	阿南市（土木課）
派川 那賀川	福村東排水	//	向原	下ノ浜	2.65*2.35	1	ステンレス鋼製 ローラーゲート	電動	阿南市（下水道課）
桑野川	天神前	//	住吉	六反地	2.00*2.50	2	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	前田	//	横見	前田	2.00*1.50	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	井関	//	宝田	井関	2.00*3.50	1	鋼製ゲート	浮体構造起状式	国土交通省
桑野川	大津田堤外	//	長生	本庄	3.55*5.25	3	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	大津田堤内	//	長生	本庄	3.55*5.25	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	上荒井下流	樋門	長生	下田尻	2.00*2.00	1	鋼製ゲート	浮体構造起状式	国土交通省
桑野川	長生第一	//	長生	祖ヶ谷	2.50*2.50	1	鋼製 スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
桑野川	長生第二	樋門	長 生	祖ヶ谷	1.50*1.50	1	鋼製 スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	段	〃	長 生	段	4.00*5.00	1	鋼製 スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	明 谷	〃	長 生	岩ノ下	0.80*0.80	1	スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	大 地	〃	桑 野	車ノ口	4.00*4.00	2	ローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	谷	〃	桑 野	井ノ口原	4.00*4.00	2	スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	向 地	〃	長 生	岩ノ脇	1.20*1.20	1	スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	北 山	〃	山 口	前山田	2.00*2.00	1	スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	田 野	〃	山 口	末 広	1.50*3.00	1	スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	内 田	〃	山 口	前山田	1.75*1.50	1	スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	岡 本	〃	住 吉	岡本	2.00*3.50	1	ステンレス製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（土木課）
桑野川	五反地	〃	横 見	前田	2.29*2.60	2	鋼 製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
桑野川	三 田	〃	横 見	中川原	2.00*3.00	1	鋼 製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（土木課）
桑野川	高川原	〃	富 岡	中川原	2.00*2.50	1	鋼 製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
桑野川	川 原	〃	宝 田	川 原	2.50*2.00	2	鋼 製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（土木課）
桑野川	石 塚	〃	富 岡	庄 境	1.80*1.80	1	鋼 製 ゲート	浮体構造 起状式	阿南市（農地整備課）
桑野川	一の堰取水	〃	富 岡	西仲町	1.80*1.80	1	鋼 製	電動スピンドル巻揚	阿南東部土地改良区
桑野川	井之口	〃	桑 野	桑 野	1.20*1.40	1	鋼 製	手動ラックギヤー	桑野土地改良区
桑野川	戸 崎	〃	長 生	戸 崎	1.50*2.10	1	鋼 製 ゲート	浮体構造 起状式	阿南市（農地整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
桑野川	大 原	樋門	長 生	うその口	1.25*1.25	1	鋼 製	浮体構造 起伏ゲート	阿南市（農地整備課）
桑野川	富岡雨水ポンプ場 放流ゲート	樋門	富 岡	右岸4/2-100	4.0*2.5	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	阿南市（下水道課）
派川 那賀川	辰巳派川那賀川	//	辰 己		4.20*2.00	1	ステンレス製	電動ラック式	阿南市（下水道課）
那賀川	深瀬川	//	深瀬	北久保	2.90*2.20	1	鋼製ローラーゲート	手動ハンドルラック式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川左岸1号	//	富 岡	中川原	1.00*1.00	1	鋼 製 スライドゲート	手動ハンドルラック式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川左岸2号	//	柳 島	中川原	1.15*1.15	1	鋼 製	手動ハンドルスピンドル式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川左岸3号	//	柳 島	中川原	1.55*2.10	1	鋼製ローラーゲート	手動スピンドル式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川左岸4号	//	柳 島	中川原	1.02*1.65	1	鋼製スライドゲート	手動スピンドル式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川右岸1号	//	宝 田	川 原	2.10*2.10	1	鋼製ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川右岸2号	//	宝 田	今市山の北	2.10*2.10	1	鋼 製	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
岡 川	岡川左岸5号	//	柳 島	中川原	1.55*1.10	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
蛭地川	蛭 地	水門	桑 野	蛭 地	7.63*9.70	2	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ	徳島県（河川整備課）
蛭地川	蛭 地	吐出樋門	桑 野	蛭 地	2.00*2.00	1	鋼製スライドゲート	電動スピンドル式	徳島県（河川整備課）
打樋川	打樋川	樋門	津乃峰	長 浜	3.10*5.10	1	ステンレス製ローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
		水門			4.10*17.00	2	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ式	
		樋門			3.80*3.00	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	
		樋門			3.80*3.00	1	鋼製フラップゲート	電動ウインチ式	
打樋川	打樋川	樋門	津乃峰	長 浜	3.20*3.40	3	アルミニウム製スライドゲート	電動スピンドル式	徳島県（河川整備課）
//	打樋川第一	//	津乃峰	長 浜	1.70*2.50	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
打樋川	打樋川第二	//	津乃峰	長 浜	1.70*2.20	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
打樋川	打樋川第三	//	津乃峰	長 浜	1.45*1.90	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)
打樋川	打樋川第四	樋門	津乃峰	長 浜	1.35*1.25	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)
鶺 川	鶺 川	樋門	橋	北新田	2.15*2.10	3	ステンスローラーゲート	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)
福井川	湊第一	//	福 井	南新田	2.50*1.75	1	鋼製スライドゲート	手動ピンジャッキ	徳島県 (河川整備課)
福井川	湊第二	//	福 井	袴	3.00*2.10	1	ステンスローラーゲート	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)
福井川	福 井	//	福 井	大 原	1.50*2.00	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)
福井川	大 原	//	福 井	大 原	1.70*2.00	1	鋼製ローラーゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)
福井川	(仮) 福2	陸閘	橋	土井崎	1.05*1.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	(仮) 福3	//	橋	土井崎	1.00*1.08	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	(仮) 福5	//	橋	土井崎	1.00*1.08	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	(仮) 福6	//	橋	土井崎	1.01*1.08	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	湊その1	//	福 井	湊	1.50*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	湊その2	//	福 井	湊	1.50*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	湊その3	//	福 井	湊	1.40*2.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
福井川	湊その4	//	福 井	湊	1.20*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)
椿 川	椿川第一	//	椿	地藏ヶ谷	1.30*1.70	2	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)
椿 川	椿川第二	樋門	椿	地藏ヶ谷	1.30*1.70	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
椿 川	椿川第三	陸閘	椿	地藏ヶ谷	1.00*5.00	1	鋼製片引ゲート	人力	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.1	樋門	津乃峰	新 浜	2.20*2.70	1	ステンレス製	ローラーゲート（電動・手動併用）	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.1-1	陸閘	津乃峰	新 浜	1.10*6.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.1-2	〃	津乃峰	新 浜	1.10*6.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋外15	〃	津乃峰	新 浜	0.95*0.58	1	木製	差し戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋外58	〃	津乃峰	新 浜	0.60*0.90	1	木製	差し戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.2	〃	津乃峰	戎 山	1.96*2.39	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.3	〃	津乃峰	戎 山	2.05*2.07	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.4	〃	津乃峰	戎 山	2.05*2.05	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.5	〃	津乃峰	戎 山	2.02*2.18	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.6	〃	津乃峰	戎 山	2.00*4.17	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.7	〃	津乃峰	戎 山	2.00*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.8	〃	津乃峰	戎 山	1.97*4.19	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.9	〃	津乃峰	戎 山	2.02*1.68	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.10	〃	津乃峰	戎 山	1.00*4.16	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.11	〃	津乃峰	戎 山	1.65*2.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.12	〃	津乃峰	戎 山	2.03*2.19	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.13	〃	津乃峰	戎 山	2.00*4.16	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	橋No.14	//	津乃峰	戎 山	2.05*2.07	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.15	陸閘	津乃峰	戎 山	2.05*2.13	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.16	//	津乃峰	戎 山	1.96*2.06	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.17	//	津乃峰	戎 山	1.90*6.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.18	//	津乃峰	戎 山	1.85*9.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.20	//	津乃峰	戎 山	1.30*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.21	//	津乃峰	戎 山	1.32*3.75	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.22	//	津乃峰	戎 山	1.26*4.99	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.23	//	津乃峰	戎 山	1.22*3.74	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.24	//	津乃峰	戎 山	1.25*3.70	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.25	//	津乃峰	戎 山	1.30*8.95	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.26	//	津乃峰	戎 山	1.30*4.70	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.27	//	津乃峰	戎 山	1.45*1.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.28	//	津乃峰	戎 山	1.45*1.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橋 港	橋No.29	樋門	津乃峰	中 分	3.00*3.20	2	アルミニウム製	電動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.30	陸閘	津乃峰	中 分	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.30-1	//	津乃峰	中 分	0.90*3.60	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.31	//	津乃峰	新 浜	1.53*1.67	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	橋他19	//	津乃峰	新 浜	1.25*1.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.32	陸閘	橋	東中浜	1.70*3.77	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.33	//	橋	東中浜	1.70*7.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.34	//	橋	東中浜	2.25*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.35	//	橋	東中浜	2.25*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.36	樋門	橋	東中浜	1.10*1.65	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.37	陸閘	橋	東中浜	2.20*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.38	樋門	橋	東中浜	1.18*1.65	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.39	陸閘	橋	東中浜	2.27*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.40	//	橋	東中浜	2.25*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.41	//	橋	東中浜	1.58*6.25	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.42	//	橋	東中浜	1.06*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.43	//	橋	東中浜	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.44	//	橋	東中浜	1.07*1.40	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.45	樋門	橋	豊 浜	2.08*2.15	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.47	陸閘	橋	豊 浜	1.75*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.48	//	橋	豊 浜	1.76*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.49	//	橋	豊 浜	1.7*3.7 1.7*1.85	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	橋No.49-1	//	橋	豊 浜	1.65*5.50	1	鋼製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.50	//	橋	豊 浜	1.70*5.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.51	//	橋	豊 浜	2.20*9.10	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.54-1	//	橋	豊 浜	1.90*10.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.54-2	//	橋	豊 浜	2.10*10.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.54-3	//	橋	豊 浜	2.10*10.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.54-4	//	橋	豊 浜	2.10*10.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.54-5	//	橋	豊 浜	1.70*9.80	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.54-6	//	橋	豊 浜	1.70*10.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.55	//	橋	西 浜	1.90*6.70	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.56	//	橋	西 浜	1.15*1.63	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.57	//	橋	西 浜	1.05*1.64	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.60	//	橋	西 浜	1.44*1.68	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.61	樋門	橋	西 浜	1.15*1.30	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.63	陸閘	橋	西 浜	1.72*6.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.64	樋門	橋	西 浜	1.78*1.85	1	銅 製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.65	陸閘	橋	大 浦	1.25*1.75	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.67	//	橋	大 浦	1.53*1.57	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	橋No.68	//	橋	大 浦	1.55*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.69	樋門	橋	大 浦	2.10*2.15	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.70	陸閘	橋	大 浦	1.00*3.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.71	樋門	橋	幸 田	1.70*2.30	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.72	陸閘	橋	幸 田	1.25*2.65	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.73	//	橋	青 木	1.52*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.74	陸閘	橋	青 木	1.70*1.60	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.75	樋門	橋	北新田	2.10*2.10	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.76	陸閘	橋	北新田	1.85*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.77-1	//	橋	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.77-2	//	橋	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.77-3	//	橋	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.77-4	//	橋	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.78	//	橋	袴傍示	1.05*1.14	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.79	//	橋	袴傍示	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.80	//	橋	袴傍示	1.06*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.81	樋門	橋	袴傍示	2.10*1.10	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.82	陸閘	橋	袴傍示	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	橋No.83	樋門	橋	袴傍示	1.05*1.15	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.84	陸閘	橋	袴傍示	1.53*4.75	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.87	〃	福 井	大 戸	1.56*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.88	樋門	福 井	大 戸	2.20*2.20	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.88-2	陸閘	福 井	大 戸	1.75*1.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.89	〃	福 井	寒 谷	1.06*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.91	〃	福 井	寒 谷	1.56*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.91-1	〃	福 井	寒 谷	1.73*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.92	〃	福 井	寒 谷	1.55*1.14	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.93	〃	福 井	寒 谷	1.55*1.39	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.94	樋門	福 井	赤 崎	5.15*3.70	1	ステンレス製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.95	陸閘	福 井	赤 崎	1.80*1.65	2	アルミニウム製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.96	〃	福 井	赤 崎	1.66*1.10 1.66*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.97	〃	椿	香	1.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.98	〃	椿	香	1.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.99	〃	椿	香	1.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.100	樋門	椿	香	4.10*4.25	1	アルミニウム製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.100-1	陸閘	椿	香	0.73*1.10	1	木 製	差戸	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	橋No.101	陸閘	椿	香	1.50*1.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.102	//	椿	香	1.46*1.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橋 港	橋No.103	//	椿	香	1.41*1.81	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
大湊漁港	大湊第1	樋門	大 湊		1.38*1.55	1	ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）
大湊漁港	大湊第2	樋門	大 湊		0.50*1.50	1	ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）
大湊漁港	大湊第3	樋門	大 湊		1.13*1.35	1	ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）
大湊漁港	大湊C	水門	大 湊		2.50*2.10	1	ステンレス製	電動ラック式	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊D	//	大 湊		1.00*1.20	1	鋼製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊A	陸閘	大 湊		1.44*3.00	1	ステンレス製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊B	//	大 湊		1.94*4.70	1	ステンレス製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊C	//	大 湊		1.94*4.70	1	鋼製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊D	//	大 湊		1.94*2.60	1	鋼製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊E	//	大 湊		2.00*2.00	1	鋼製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊F	//	大 湊		1.98*4.70	1	鋼製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊G	//	大 湊		0.80*2.50	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊H	//	大 湊		0.8*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
大湊漁港	大湊I	//	大 湊		1.61*1.53	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
大湊漁港	大湊J	陸閘	大湊		0.88*2.16	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸A	樋門	福井	浜田	2.50*2.50	1	鋼製	電動ラック式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸B	〃	福井	浜田	2.50*2.50	1	ステンレス製	巻上げ式フラップゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸C	〃	福井	浜田	2.40*1.50 2.40*1.50	1 1	ステンレス製	フラップ式ゲート 手動ラック式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸A	水門	福井	浜田	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸B	〃	福井	浜田	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸C	〃	福井	出見	1.10*1.10	1	ステンレス製	手動ラック式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸D	〃	福井	出見	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸E	〃	福井	出見	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸A	陸閘	福井	出見	2.00*3.50	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸B	〃	福井	出見	2.00*2.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸C	〃	福井	出見	2.30*1.00	1	ステンレス製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸D	〃	福井	出見	2.30*2.40	1	ステンレス製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸E	〃	福井	出見	2.30*1.00	1	ステンレス製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
桑ノ川	上荒井中流	樋門	長生	滝ノ下	1.65*1.65	1	鋼製ゲート	浮体構造起伏式	阿南市（農地整備課）
派川那賀川	原ヶ崎第2	〃	西路見	堤外	1.00*1.96	2	鋼製スライドゲート	手動式	阿南市（下水道課）
派川那賀川	向原	排水樋門	向原	下ノ浜	2.00*2.95		ステンレス製 ローラーゲート	電動式	阿南市（下水道課）
橋港	戎山	〃	津乃峰	戎山	2.15*2.25	2	ステンレス製 ローラーゲート	電動式	阿南市（下水道課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
橋 港	舳 崎	排水樋門	津乃峰	戎 山	1.00*1.00	1	鋼製スライドゲート	手動	阿南市（下水道課）
橋 港	新 浜	〃	津乃峰	新 浜	1.75*1.64	1	鋼製スライドゲート	手動	阿南市（下水道課）
橋 港	戎 山	樋門	津乃峰	戎 山	4.00*1.50	2	鋼製スライドゲート	自動開閉	津乃峰町協議会
出島川	中島川①（水色）	〃	那賀川	中 島	2.20*2.20	1	鉄 製	フラップ式	徳島県（運輸政策課）
					2.00*2.20			手動ラック式	
出島川	中島川②（緑色）	〃	那賀川	中 島	2.10*2.10	1	鉄 製	フラップ式	徳島県（運輸政策課）
					2.10*2.10			手動ラック式	
出島川	こがね①	〃	那賀川	上福井	1.60*1.70	1	鋼 製	手動ラック式	阿南市（維持管理課）
出島川	こがね②	〃	那賀川	上福井	1.60*2.40	1	鋼 製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
出島川	こがね③	〃	那賀川	上福井	1.60*1.30	2	鋼 製	フラップ式	徳島県（運輸政策課）
出島川	出島川	水門	那賀川	上福井	3.78*18.85	2	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ巻取式	徳島県（河川整備課）
					5.78*4.5	1	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ巻取式	
					3.48*3.0	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	
					3.48*3.0	1	鋼製ローラーゲート	自然開閉	
幾島川	野上排水	樋門	那賀川	色ヶ島	2.45*2.00	4	鋼製ローラーゲート （フラップゲート）	電動スピンドリル式	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
幾島川	左岸下流	〃	那賀川	江野島	2.65*2.00	3	ステンレス製 スライドゲート （フラップゲート）	電動スピンドリル式	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
幾島川	今津川制水	水門	那賀川	江野島	2.50*8.00	1	鋼 製 ローラーゲート	油圧式	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
幾島川	江野島	樋門	那賀川	江野島	2.00*4.00	3	鋼 製	開閉扉	江野島土地改良区
幾島川	今津調整	樋門	那賀川	江野島	1.00*1.8	1	鋼 製	手動スライドゲート	徳島県（河川整備課）
		樋門			1.00*2.00	1	アルミニウム製	フラップゲート	
		陸閘			0.70*0.80	1		差し戸	
苅屋川	苅 屋	水門	那賀川	芳 崎	3.25*12.25	2	ステンレス製ローラーゲート	電動油圧式	徳島県（河川整備課）
		閘門			3.75*3.00	1	ステンレス製ローラーゲート	電動油圧式	
		閘門			4.05*3.00	1	ステンレス製マターゲート	電動油圧式	
		樋門			2.00*1.50	1	ステンレス製スライドゲート	電動油圧式	

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
苅屋川	苅 屋	陸閘	那賀川	芳 崎	2.00*1.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
苅屋川	平 島	樋門	那賀川	苅 屋	2.10*2.20	2	鋼 製	電動式スルーゲート フラップゲート	徳島県（農業基盤課）
苅屋川	芳 崎	//	那賀川	芳 崎	1.80*3.60	1	ステンレス製ローラーゲート	電動油圧式	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津浦	//	那賀川	今津浦	2.20*2.10	2	ステンレス製ローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.4	陸閘	那賀川	色ヶ島	1.10*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.6	//	那賀川	江野島	1.20*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.7	//	那賀川	江野島	1.45*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.8	//	那賀川	江野島	1.25*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.9	//	那賀川	江野島	1.20*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.10	//	那賀川	江野島	1.10*3.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.10-1	//	那賀川	江野島	1.00*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.11	//	那賀川	江野島	1.30*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.12	//	那賀川	江野島	1.05*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.13	//	那賀川	江野島	1.10*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.14	//	那賀川	江野島	1.20*2.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.15	//	那賀川	江野島	1.10*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.16	//	那賀川	江野島	1.00*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.17	//	那賀川	江野島	1.25*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
今津地区海岸	今津No.18	陸閘	那賀川	江野島	0.95*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.20	〃	那賀川	江野島	1.25*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.21	〃	那賀川	江野島	1.10*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
中島港	中島港No.1	〃	那賀川	上福井	1.20*3.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.2	〃	那賀川	上福井	1.30*3.25	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.3	〃	那賀川	上福井	1.03*3.25	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.6	〃	那賀川	上福井	1.00*4.37	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.7	〃	那賀川	上福井	1.85*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.8	〃	那賀川	上福井	1.27*8.60	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.9	〃	那賀川	上福井	0.95*4.70	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.11	〃	那賀川	上福井	0.95*9.90	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.12	〃	那賀川	上福井	1.25*4.70	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.13	〃	那賀川	上福井	1.85*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.14	〃	那賀川	上福井	0.80*1.60	1	ネオランバー	差し戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.15	〃	那賀川	上福井	1.00*1.70	1	ネオランバー	差し戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.20	〃	那賀川	上福井	0.82*1.00	1	ネオランバー	差し戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.21	〃	那賀川	上福井	0.78*3.00	1	鋼 製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-1	〃	那賀川	中 島	0.70*3.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-2	〃	那賀川	中 島	0.80*3.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機 能		管理者
			町	字	寸法 縦*横 (m)	連数	何製扉	何式	
中島港	中島港No.24	陸閘	那賀川	中 島	1.18*5.30	1	鋼 製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.25	//	那賀川	中 島	1.18*5.30	1	鋼 製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.26	//	那賀川	中 島	1.18*7.60	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.27	//	那賀川	中 島	1.13*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港外3	//	那賀川	中 島	0.84*1.12	1	アルミニウム製	片開きゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.4	樋門	那賀川	上福井	1.30*1.50	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.10	//	那賀川	上福井	1.92*2.15	1	ステンレス製	手動ローラーゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.28	//	那賀川	中 島	7.67*6.00	1	ステンレス製	ローラーゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-4	//	那賀川	中 島	1.22*1.64	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-6	//	那賀川	中 島	2.17*1.30	1	アルミニウム製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港外1	//	那賀川	みどり台	2.90*1.65	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
見能林地区海岸	中 林	陸閘	中 林	南 林	3.00*1.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
那賀川	那賀川北岸 堰提取水	水門	羽ノ浦	古 毛	2.50*7.00	1	鋼 製	電動式巻揚機	那賀川北岸土地改良区
那賀川	那賀川北岸紫池	樋門	羽ノ浦	岩 脇	1.00*1.00	1	鋼 製	手動式巻揚機	那賀川北岸土地改良区
橋 港	幸野フオートゲート		橋	幸 野	2.50*1.50	1		フオートゲート	阿南市（下水道課）

b) 排水機（ポンプ）場

河川名 海岸名 港湾名	排水機（ポンプ）場		町 字		異常水位 又は運転 開始水位（m）	機 能			管理者	
						口径φ （mm）	出 力	台数		
蛭地川	蛭地川	排水機場	桑 野	蛭 地	3.5	1,000	230HP 200HP	2.0m ³ /S 2.0m ³ /S	2 1	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
打樋川	打樋川左岸	排水機場	津乃峰	新 浜	0.6	1,650	350KW	6.6m ³ /S	2	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
打樋川	打樋川右岸	排水機場	津乃峰	長 浜	0.6	1,500 700	320PS 45kw	5.0m ³ /S 1.0m ³ /S	3 1	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
派川 那賀川	福村東	ポンプ場	向 原	下ノ浜		700 300	45kw*18P 15kw*6P	1.0m ³ /S 0.167m ³ /S	2 1	阿南市 （下水道課）
那賀川	楠 根	救急 排水機場	楠 根	金 石		700	140KW	1.0m ³ /S	2	国土交通省
那賀川	熊谷川	排水機場	上大野	尻 谷		900	170KW	2.5m ³ /S	2	国土交通省
那賀川	楠根津越	排水機場	楠 根	津 越		400	55KW	0.38m ³ /S	2	阿南市 （農地整備課）
桑野川	日開野団地	ポンプ場	日開野	宮 原		300 150	70PS 11KW	0.217m ³ /S 0.043m ³ /S	1 1	阿南市 （下水道課）
桑野川	佃町立体交差	ポンプ場	富 岡	佃 町		250 250	48kw 非常68kw	0.11m ³ /S 0.11m ³ /S	2	徳島県 （道路整備課）
桑野川	富岡雨水	ポンプ場	富 岡	トノ町	低段 -9.82 高段 0.36	1500 700 800 700	930KW 220KW 165KW 100KW	5.134m ³ /S 1.027m ³ /S 1.83m ³ /S 1.0m ³ /S	3 1 1 2	阿南市 （下水道課）
派川 那賀川	西路見	ポンプ場	西路見	堤 外		400 700	22KW 75KW	0.33m ³ /S 1.0m ³ /S	1 1	阿南市 （下水道課）

河川名 海岸名 港湾名	排水機（ポンプ）場		町 字		異常水位 又は運転 開始水位（m）	機 能			管理者	
						口径φ （mm）	出 力	台数		
派川 那賀川	川 原	排水機場	宝 田	川 原		700	90KW	1.25m ³ /S	4	国土交通省 （阿南市に操作委託 土木課）
派川 那賀川	大津田	排水機場	長 生	平久保		1,350	240KW	5.0m ³ /S	2	国土交通省
派川 那賀川	井 関	排水機場	宝 田	井 関		300	15KW	0.15m ³ /S	2	国土交通省
派川 那賀川	上荒井	排水機場	長 生	下田尻		400	18.5KW	0.30m ³ /S	2	国土交通省 （阿南市に操作委託 農地整備課）
派川 那賀川	末 広	ポンプ場	黒津地	末 広		100	5.5KW	0.017m ³ /M	1	阿南市 （下水道課）
派川 那賀川	新弥開	ポンプ場	黒津地	新弥開		80	3.7KW	0.017m ³ /M	1	阿南市 （下水道課）
橘 港	戎 山	ポンプ場	津乃峰	戎 山		1,200	110P S	2.66m ³ /S	1	阿南市 （下水道課）
						400	22KW	0.33m ³ /S	1	
						1,200	120KW	3.42m ³ /S	1	
						400	22KW	0.33m ³ /S	1	
橘 港	舳 崎	ポンプ場	津乃峰	戎 山		400	22KW	0.33m ³ /S	1	阿南市 （下水道課）
						700	45KW	1.0m ³ /S	1	
橘 港	西 分	ポンプ場	津乃峰	中 分		1200	74kw	2.85m ³ /S	1	阿南市 （農地整備課）
中林漁港	中林第1	ポンプ場	中 林	大 浜		250	22KW	0.167m ³ /M	1	阿南市 （下水道課）
中林漁港	中林第2	ポンプ場	中 林	大 浜		250	15KW	0.133m ³ /S	1	阿南市 （下水道課）
大瀧漁港	大瀧第1	ポンプ場	大 瀧			300	22KW	0.217m ³ /M	1	阿南市 （下水道課）
大瀧漁港	大瀧第2	ポンプ場	大 瀧			100	7.5KW	0.043m ³ /M	1	阿南市 （下水道課）
大瀧漁港	大瀧第3	ポンプ場	大 瀧			40	0.25KW	0.2m ³ /M	1	阿南市 （下水道課）

河川名 海岸名 港湾名	排水機（ポンプ）場		町 字		異常水位 又は運転 開始水位（m）	機 能				管理者
						口径φ （mm）	出 力		台数	
福井川	大西	ポンプ場	福 井	大西	1.20	500	30KW	0.5m ³ /S	2	阿南市（土木課）
福井川 <small>（準用河川古津川）</small>	湊	排水機場	福 井	湊	0.95	900	100PS	1.5m ³ /S	2	阿南市（土木課）
桑野川 <small>（準用河川古川）</small>	井ノ口原	ポンプ場	桑 野	井ノ口原		500	22KW	0.5m ³ /S	1	阿南市（土木課）
桑野川 <small>（準用河川川西川）</small>	大地（車ノ口）	ポンプ場	桑 野	車ノ口		500	22KW	0.5m ³ /S	1	阿南市（土木課）
太田川	太田川	ポンプ場	那賀川	江野島	1.43	600 1,350	50HP 240HP	0.75m ³ /S 3.9m ³ /S	1 1	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合
幾島川	野 上	ポンプ場	那賀川	色ヶ島	1.43	600	45HP	0.75m ³ /S	1	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合
出島川	出島川	ポンプ場	那賀川	中 島	0.4	1,350	200ps	3.5m ³ /S	2	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
出島川	出 島	ポンプ場	那賀川	上福井 下ノ川		250	11KW	0.11m ³ /S	1	阿南市（農地整備課） （上福井土地改良区に管理委託）
苅屋川	苅屋川	ポンプ場	那賀川	苅 屋	0.25	800	69KW	1.5m ³ /S	2	徳島県（河川整備課）
苅屋川	工 地	ポンプ場	那賀川	上福井		300	22kw	0.22m ³ /S	1	阿南市（農地整備課） （上福井土地改良区に管理委託）
橘港	新 浜	ポンプ場	津乃峰	新浜		250	15KW	0.1m ³ /S	2	阿南市 （下水道課）
橘港	大 浦	ポンプ場	橘	大浦	T.P.+0.921 T.P.+0.821 T.P.+0.722	1,000 1,000 500	188kw 185KW 45KW	1.95m ³ /S 1.95m ³ /S 0.4m ³ /S	1 1 1	阿南市 （下水道課）

2.2. 阿南市自主防災組織一覧

地区No	地区	
1	富岡	池田地区自主防災会
2		黒津地町自主防災会
3		出来町自主防災会
4		畷町自主防災会
5		領家町自主防災会
6		豊益協議会自主防災会
7		福村町自主防災会
8		中村地区自主防災会
9		富岡地区自主防災会
10		日開野1・2・3地区自主防災会
11		富岡六町地区自主防災会
12		西石塚地区自主防災会
13		学原西地区自主防災会
14		学原東自主防災会
15		向原自主防災会
16		七見町自主防災会
17		西路見地区自主防災会
18		玉塚1・2組地区自主防災会
19		富岡寿地区自主防災会
20		西路見町堤外地区自主防災会
21		北通地区自主防災会
22		日開野町自主防災会
24		住吉自主防災会
1		見能林
2	大瀨町矢劔自主防災会	
3	大瀨町天理さん自主防災会	
4	大瀨町妙見山自主防災会	
5	大瀨町氏神自主防災会	
6	長浜東二組防災会	
7	四宮団地自主防災会	
8	津乃峰団地自主防災会	
9	長浜西3・4組防災会	
10	津乃峰町戒山自主防災会	
11	長浜西1・2組自主防災会	
12	長浜東3組自主防災会	
13	北の脇自主防災会	
14	新浜自主防災会	
15	舳崎自主防災会	
16	才見町自主防災会	
17	東分南傍示自主防災会	
18	長浜東1組自主防災会	
19	東分駅前傍示自主防災会	
20	林崎自主防災会	
21	見能方北分自主防災会	
22	津乃峰町中分地区自主防災会	
23	見能方西分地区自主防災会	
24	南林南自主防災会	
25	南林北自主防災会	
26	中林地区自主防災会	
27	石仏自主防災会	
28	見能方大場丁自主防災会	
29	中林サンライズヒル自主防災会	
30	社会福祉法人双葉会自主防災会	
31	津乃峰町地方2自主防災会	
32	四葉会2-1地区自主防災会	
33	津乃峰町舳崎団地自主防災会	
34	東分地方1区自主防災会	
35	津乃峰町地方2の4自主防災会	
1	橘	橘町地域自主防災会

地区No	地区	
1	桑野	田野・新末広地区自主防災会
2		阿瀬比町自主防災会
3		浦ノ内自主防災会
4		宮の本・久延地区自主防災会
5		成松地区自主防災会
6		南谷地区自主防災会
7		山口町仲分自主防災会
8		川西地区自主防災会
9		北谷地区自主防災会
10		竹ノ内地区自主防災会
11		大地地区自主防災会
12		桑野町谷地区自主防災会
13		藁野地区自主防災会
14		杉谷地区自主防災会
15		山口町津ノ末地区自主防災会
16		内原西地区自主防災会
17		岡元地区自主防災会
18		新内田地区自主防災会
19		嵐谷地区自主防災会
20		内田地区自主防災会
21		櫛ヶ谷自主防災会
22		北山地区自主防災会
23		桑野町中野自主防災会
24		中富地区自主防災会
1	福井	福井町湊地区自主防災会
2		福井町大宮地区自主防災会
3		福井町動々原地区自主防災会
4		福井町大原地区自主防災会
5		福井町大西・古津地区自主防災会
6		福井町赤崎・大戸地区自主防災会
7		福井町西の前・茶畦地区自主防災会
8		福井町古毛地区自主防災会
9		福井町後戸地区自主防災会
10		福井町山下地区自主防災会
11		福井町鉦打・元末・中連地区自主防災会
12		福井町高田地区自主防災会
13		福井町内歩地区自主防災会
14		福井町椿地地区自主防災会
15		福井町土佐谷地区自主防災会
16		福井町小野地区自主防災会
17		福井町実用・羽広・吉谷地区自主防災会
18		福井町森地区自主防災会
1	新野	新野町下分地区自主防災会
2		新野南地域自主防災会
3		新野町東重友地区自主防災会
4		新野町宮ノ久保地区自主防災会
5		新野西地区自主防災会
6		新野中央地区自主防災会
7		新野東地区自主防災会
8		廿ヶ谷地区自主防災会
9		片山地区自主防災会
10		西重友地区自主防災会
11		秋山地区自主防災会
12		岡花・西光寺地区自主防災会
13		海老川地区自主防災会
14		木戸地区自主防災会
15		安行地区自主防災会
16		生谷地区自主防災会
17		広重地区自主防災会

地区No	地区	
1	樺	伊島地区自主防災会
2		樺町船頭ヶ谷地区自主防災会
3		樺町高岸地区自主防災会
4		樺町須屋地区自主防災会
5		樺町平松地区自主防災会
6		樺町働々地区自主防災会
7		樺町後東地区自主防災会
8		樺町後西地区自主防災会
9		樺町横尾地区自主防災会
10		樺町蒲生田地区自主防災会
11		樺町庄田地区自主防災会
12		樺町上地地区自主防災会
13		樺泊町自主防災会
1	宝田	宝田町清水地区自主防災会
2		立善寺地区自主防災組織
3		宝田町井関地区自主防災会
4		上分地区自主防災会
5		今市地区自主防災会
6		川原自主防災会
7		日の本地区自主防災会
8		阿南市宝田町三友地区自主防災会
9		宝田団地自主防災組織
10		荒井地区自主防災会
1	大野	中大野地区自主防災会
2		上大野地区自主防災会
3		九ノ坪傍示自主防災会
4		三条地区自主防災会
5		平山地区自主防災会
6		中小路地区自主防災会
7		坪野地区自主防災会
8		渡り上り地区自主防災会
9		柴根地区自主防災会
1	加茂谷	吉井町自主防災会
2		深瀬町自主防災会
3		十八女町自主防災会
4		加茂町自主防災会
5		楠根町自主防災会
6		水井町自主防災会
7		熊谷町自主防災会
8		加茂谷西部自主防災会
1	中野島	長岡自主防災会
2		横見・中島・住吉地区自主防災会
3		横見町畑中地区自主防災会
4		自主防災横見町をきれいにする会
5		上中町南島地区自主防災会
6		上中町中原地区自主防災会
7		柳島地区自主防災会
8		上中町岡地区自主防災会
9		ハッピータウン横見自主防災会
1	長生	いずみの里自主防災会
2		明谷地区自主防災会
3		長生町西方地区自主防災会
4		長生町大谷地区自主防災会
5		長生町大原地区自主防災会
6		長生町三倉地区自主防災会
7		長生町上荒井地区自主防災会
8		長生町宮内地区自主防災会

地区No	地区	
1	那賀川	八幡地区自主防災組織
2		色ヶ島地区自主防災組織
3		新町地区自主防災組織
4		西分自主防災会
5		赤池町地区自主防災会
6		芳崎自主防災会
7		江野島自主防災会
8		東町自主防災会
9		島尻自主防災会
10		手島自主防災会
11		熊氏地区自主防災会
12		西原自主防災会
13		敷地自主防災会
14		今津浦自主防災会
15		上苅屋地区自主防災会
16		赤池在所地区自主防災会
17		大京原地区自主防災会
18		那賀川町里地区自主防災会
19		那賀川町大京原コスモス地区自主防災会
20		那賀川町原地区自主防災会
21		日向タウン地区自主防災会
22		下苅屋地区自主防災会
23		出島地区自主防災会
24		豊香野地区自主防災会
25		三栗地区自主防災会
26		新中島地区自主防災会
27		北中島地区自主防災会
28		上福井上分地区自主防災会
29		工地地区自主防災会
30		古津地区自主防災会
31		黒地西地区自主防災会
32		阿南市那賀川町黒地自主防災協議会
33		御霊町自主防災会
1	羽ノ浦	高田自主防災会
2		中庄消防組(野神)
3		春日野連合自主防災会
4		傍示自主防災組織
5		はり自主防災組織
6		西在所自主防災組織
7		那東傍示自主防災会
8		浦川地区自主防災組織
9		宮倉自主防災会
10		羽ノ浦町上岩脇自主防災会
11		羽ノ浦町明見地区自主防災会
12		岩脇東在所自主防災会
13		羽ノ浦町古毛地区自主防災会
14		羽ノ浦町岩脇本町地区自主防災会
15		古庄リバータウン自主防災会
16		南浦団地地区自主防災会
17		西春日野地区自主防災会
18		羽ノ浦南傍示自主防災会
19		羽ノ浦町山分地区自主防災会
20		羽ノ浦傍示東地区自主防災会
21		羽ノ浦西分地区自主防災会
22		古庄南地区自主防災会
23		羽ノ浦町西ノ町地区自主防災会
24		羽ノ浦町岩脇浜側地区自主防災会
25	塚原地区自主防災会	
26	あすみが丘自主防災会	
27	羽ノ浦町岩脇姥ヶ原地区自主防災会	
28	古庄在所自治会	

23. 都市公園一覽表

令和6年12月末現在

番号	名 称	位 置	種 別	共供用面積 (ha)
1	阿南市立那賀川河川敷第1緑地	阿南市横見町長岡後2番1地先	都市緑地	6.94
2	阿南市立浜の浦緑地	阿南市富岡町車の口26番地先	都市緑地	0.40
3	阿南市立阿南駅前児童公園	阿南市富岡町今福寺59番地1	街区公園	0.25
4	阿南市立阿南西部公園	阿南市中大野町南傍示658番地8	近隣公園	3.60
5	阿南市立那賀川児童公園	阿南市那賀川町赤池97番地1	街区公園	0.31
6	阿南市立那賀川河川敷第2緑地	阿南市那賀川町大京原289番2地先	都市緑地	2.21
7	阿南市立出島恐竜公園	阿南市那賀川町上福井元畷221番地5	街区公園	0.39
8	阿南市立春日野児童公園	阿南市羽ノ浦町春日野149番地	街区公園	0.18
9	阿南市立宮倉児童公園	阿南市羽ノ浦町宮倉原ノ内14番地	街区公園	0.10
10	阿南市立中庄児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄宮ノ前14番地2	街区公園	0.06
11	阿南市立那東児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄トキ内59番地5	街区公園	0.08
12	阿南市立中塚児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄中須3番地2	街区公園	0.12
13	阿南市立古庄児童公園	阿南市羽ノ浦町古庄古野神34番地1	街区公園	0.08
14	阿南市立古庄在所児童公園	阿南市羽ノ浦町古庄金住下り36番地3	街区公園	0.10
15	阿南市立上岩脇児童公園	阿南市羽ノ浦町岩脇宮ノ下112番地	街区公園	0.10
16	阿南市立明見児童公園	阿南市羽ノ浦町明見203番地	街区公園	0.10
17	阿南市立古毛児童公園	阿南市羽ノ浦町古毛小谷口56番地	街区公園	0.03
18	阿南市立野神児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄やたけ19番地3	街区公園	0.07
19	阿南市立高田児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄梶島78番地2	街区公園	0.08
20	阿南市立那賀川河川敷第3緑地	阿南市羽ノ浦町明見130番地1地先	都市緑地	2.16
21	阿南市立前川親水公園	阿南市羽ノ浦町宮倉前田26番地	近隣公園	0.42
22	阿南市立羽ノ浦桜つつみ公園	阿南市羽ノ浦町岩脇松ノ本29番地2	近隣公園	1.02
23	阿南市立羽ノ浦街区公園	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内131番地1	街区公園	0.03
24	阿南市立浦川西街区公園	阿南市羽ノ浦町中庄原ノ内8番地1	街区公園	0.04
25	阿南市立若鮎街区公園	阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原51番2地先	街区公園	0.11
26	阿南市立羽ノ浦スポーツランド公園	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田138番地1	近隣公園	1.59

番号	名 称	位 置	種 別	共供用面積 (ha)
27	阿南市立王子農村公園	阿南市日開野町北浦785番地2	近隣公園	0.15
28	阿南市立東部自然公園	阿南市才見町米島裏6番地	近隣公園	1.87
29	阿南市立才見やすらぎの郷農村公園	阿南市才見町石花田37番地	近隣公園	0.30
30	阿南市立桑野川防災ステーション	阿南市富岡町庄境7番地1地先	近隣公園	0.47
31	阿南市立牛岐城趾公園	阿南市富岡町トノ町24番地21地先	歴史公園	0.81
32	阿南市立南林農村公園	阿南市見能林町南林575番地	近隣公園	0.17
33	岩脇香風台公園	阿南市羽ノ浦町岩脇猪ノ谷96番地3	近隣公園	0.14
34	阿南市立橘地区防災公園	阿南市橘町西浦58番地外	近隣公園	1.07
35	阿南市立富岡あ石公園	阿南市富岡町あ石2番2ほか	街区公園	0.06
36	阿南市立富岡西公園	阿南市富岡町車ノ口8番1地先	街区公園	0.15
37	阿南市立ゆたか野地区防災公園	阿南市那賀川町豊香野39番地ほか	近隣公園	0.56
38	阿南市立津乃峰地区防災公園	阿南市津乃峰町西分213番地1	近隣公園	2.09
39	阿南市立津乃峰ふれあい公園	阿南市津乃峰町西分449番地ほか	街区公園	0.44
40	阿南市立富岡東部地区防災公園	阿南市畷町亀崎200番6	近隣公園	1.83

24. 都市公園以外の公園一覧表

令和6年12月末現在

番号	名 称	位 置	共用面積 (m ²)
1	阿南市立正福寺ふれあい散策のみち森林公園	阿南市富岡町東池田29番地1	24,100
2	阿南市立辰己緑地	阿南市辰己町1番地39	1,100
3	阿南市立ふれあいグラウンド	阿南市那賀川町中島73番地1	900
4	阿南市立ふれあいグラウンド (現在バイパス工事のため供用中止)	阿南市那賀川町中島	0
5	阿南市立パストラルゆたかの北公園	阿南市那賀川町豊香野78番地	500
6	阿南市立パストラルゆたかの中央公園	阿南市那賀川町豊香野107番地	1,400
7	阿南市立パストラルゆたかの東公園	阿南市那賀川町豊香野192番地	400
8	阿南市立パストラルゆたかの南公園	阿南市那賀川町豊香野125番地	400
9	阿南市立パストラルゆたかの緑地	阿南市那賀川町豊香野54番地	100
10	阿南市立上原開発広場	阿南市羽ノ浦町中庄原ノ内32番地9	200
11	阿南市立蔵ノホケ公園	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ15番地4	400
12	阿南市立野神ノ本公園	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本31番地1	100
13	阿南市立あすみが丘グラウンド広場	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷12番地36	1,200
14	阿南市立あすみが丘南公園	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷12番地34	500
15	阿南市立あすみが丘中央公園	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷6番地214	400
16	阿南市立南8条公園	阿南市羽ノ浦町宮倉春日野1番地11	200
17	阿南市立柳公園	阿南市羽ノ浦町宮倉春日野1番地49	400
18	阿南市立楠根桜つつみ公園	阿南市楠根町新田175番地3	12,800
19	阿南市立中島西分公園	阿南市那賀川町中島166番地14	150
20	阿南市立羽中東ニュータウン公園	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田29番地7	150
21	阿南市立赤池森添公園	阿南市那賀川町赤池358番地4	240
22	阿南市立日向憩いの広場	阿南市那賀川町日向7番地14	660
23	阿南市立日向中央公園	阿南市那賀川町日向4番地	360
24	阿南市立日向多目的公園	阿南市那賀川町日向15番地9	1,120

番号	名 称	位 置	面 積 (m ²)
25	阿南市立日開野南居内公園	阿南市日開野町南居内342番地1	579
26	ブライトヒル開発公園	阿南市羽ノ浦町古庄大坪原36番地17	216
27	見能林念仏免開発公園	阿南市見能林町念仏免17番地13	174
28	グリーンタウン開発公園	阿南市那賀川町中島917番地9	213
29	さくら開発公園	阿南市那賀川町中島1380番地13	150
30	中庄新ノ池開発公園	阿南市羽ノ浦町中庄新ノ池6番地13	150
31	阿南市立古庄中川原開発公園	阿南市羽ノ浦町古庄中川原36番4	150
32	阿南市立上福井堂免開発公園	阿南市那賀川町上福井堂免48番29	150
33	阿南市立西春日野西開発公園	阿南市羽ノ浦町西春日野281番地1	1,077
34	阿南市立西春日野東開発公園	阿南市羽ノ浦町西春日野324番地1	1,121
35	阿南市立西春日野南開発公園	阿南市羽ノ浦町西春日野419番地1	685
36	阿南市立コスモスタウン開発公園	阿南市羽ノ浦町岩脇紫衣池29番地29	560
37	阿南市立出来町開発緑地	阿南市向原町天羽畷128番地5	150
38	阿南市岡川第一公園	阿南市長生町西方589番地131	253
39	阿南市立岩脇七反地開発公園	阿南市羽ノ浦町岩脇七反地11番6	151
40	阿南市立日開野九反ヶ坪開発公園	阿南市立日開野町九反ヶ坪113番18	165
41	阿南市立中庄中屋開発公園	阿南市羽ノ浦町中庄中屋18番17	202
42	阿南市立住吉問屋前開発公園	阿南市住吉町問屋前294番13	239
43	阿南市立中島開発公園	阿南市那賀川町中島489番2	327
44	阿南市立宝田郡開発公園	阿南市宝田町郡9番7	158
45	阿南市立上中中原開発公園	阿南市上中町中原17番8	245
46	阿南市立那賀川工地開発公園	阿南市那賀川町工地273番8	151

25. ため池一覧表

令和7年1月10日現在

番号	名称	地区	町名	字	震度5以上 時の 点検対象	堤高 (m)	築年月	点検実施 有or無	利用目的	重要度	管理組織 (●●組合など)	受益面積 (ha)	有効貯水量 (m ³)	備考
1	お池	富岡	畷町	亀崎		2.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	3	30,000	ハザードマップ有
2	椿地上	福井	福井町	柿谷		5.3	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合		3,000	
3	江ヶ谷	見能林	津乃峰町	長浜		6.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	3	2,000	ハザードマップ有
4	大谷	見能林	津乃峰町	長浜	緊急点検	6.6	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	3	3,000	ハザードマップ有
5	鴻谷	見能林	津乃峰町	中分		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	5	15,000	ハザードマップ有
6	炭尾	見能林	津乃峰町	西分		4.2	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	5	3,000	ハザードマップ有
7	かんりょ	見能林	津乃峰町	西分		5.0	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	3	9,000	ハザードマップ有
8	宮ノ	見能林	津乃峰町	東分	緊急点検	5.3	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	5	6,000	ハザードマップ有
9	大谷	長生	長生町	豊田		2.8	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	10	3,000	ハザードマップ有
10	中の谷	長生	長生町	中ノ谷		5.4	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	B	水利組合	3	2,500	
11	瓢箪	長生	長生町	西ノ谷		4.5	江戸時代以前	有	農業用水、用水以外も利用している	A	水利組合	8	20,000	ハザードマップ有
12	二又谷	長生	長生町	二又谷		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	12	20,000	ハザードマップ有
13	張	長生	長生町	東高座		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	20	2,000	
14	小谷	桑野	内原町	大谷		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B		3	2,700	
15	亀ヶ前	桑野	内原町	亀ヶ前		4.5	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	1,000	
16	櫛ヶ谷	桑野	内原町	櫛ヶ谷	緊急点検	8.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	10	20,000	ハザードマップ有
17	長谷	桑野	内原町	長谷		4.4	不明	有	利用していない	B	水利組合	5	2,000	ハザードマップ有
18	宮	桑野	内原町	宮谷		8.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	3	22,000	ハザードマップ有
19	尻ため	桑野	桑野町	長崎		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	30	3,000	
20	新	桑野	桑野町	長崎		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区		20,000	

番号	名称	地区	町名	字	震度5以上の時の点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施有or無	利用目的	重要度	管理組織(●●組合など)	受益面積(ha)	有効貯水量(m ³)	備考
21	お城が谷	桑野	桑野町	壱町ケ坪		6.1	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	2,000	
22	大谷	桑野	桑野町	山ノ神		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	6	15,000	ハザードマップ有
23	竹ノ内	桑野	内原町	竹ノ内		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	20	11,000	ハザードマップ有
24	北	桑野	桑野町	中富		3.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	3	1,100	ハザードマップ有
25	西山	桑野	桑野町	宮ノ森		4.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	4,000	
26	鶺鴒	桑野	桑野町	山田		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	15	40,000	ハザードマップ有
27	栗谷	桑野	阿瀬比町	日開谷		4.5	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	2,000	
28	宿毛谷	桑野	山口町	前山田		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	4	2,000	
29	大谷	新野	新野町	宇井谷		3.6	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	4	10,000	
30	馬見大	新野	新野町	馬見		4.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	5	6,000	ハザードマップ有
31	馬見新	新野	新野町	馬見		3.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	7	7,000	ハザードマップ有
32	皇子ケ谷	新野	新野町	皇子ケ谷		5.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	8	11,200	ハザードマップ有
33	宇井谷	新野	新野町	大歳	緊急点検	4.8	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	10	30,000	ハザードマップ有
34	北谷	新野	新野町	花免		5.6	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	3	9,800	
35	相名	新野	新野町	木戸		6.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	6,100	
36	倉谷	新野	新野町	東山		6.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	24	12,200	ハザードマップ有
37	城ケ谷	新野	新野町	城田		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	4	4,600	
38	柳田2号	新野	新野町	柳田		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	4	7,500	
39	柳田1号	新野	新野町	柳田		5.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区		2,000	
40	月夜	新野	新野町	月夜		7.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	10,000	ハザードマップ有
41	つつみ	新野	新野町	月夜		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	5	10,000	
42	名光	新野	新野町	宮前		5.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	3	2,200	ハザードマップ有

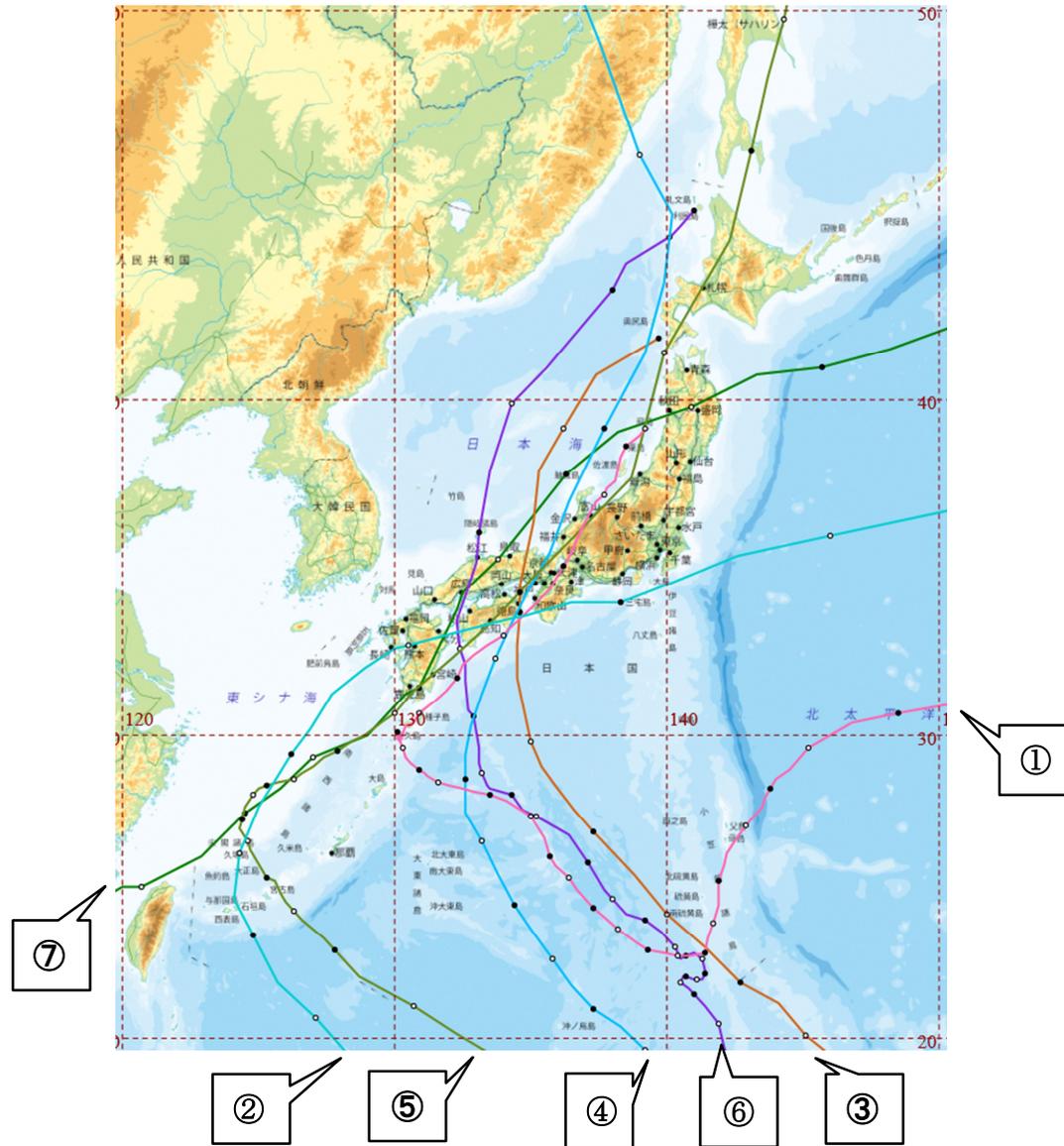
番号	名称	地区	町名	字	震度5以上 時の 点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施 有or無	利用目的	重要度	管理組織 (●●組合など)	受益面積 (ha)	有効貯水量 (m ³)	備考
43	鉛ヶ谷	新野	新野町	鉛ヶ谷		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	7	12,000	ハザードマップ有
44	西地	新野	新野町	西地		4.3	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	10	17,000	ハザードマップ有
45	角ヶ谷	新野	新野町	花免		6.2	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	7,800	ハザードマップ有
46	東谷	新野	新野町	東谷		4.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	4	5,000	ハザードマップ有
47	藤谷	新野	新野町	藤谷		5.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	6	8,600	
48	妙見	新野	新野町	妙見前	緊急点検	5.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	10	13,900	ハザードマップ有
49	大谷	福井	福井町	大谷		5.6	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	2,500	
50	椿地下	福井	福井町	柿谷		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	6	13,000	ハザードマップ有
51	小谷	福井	福井町	小谷		4.0	不明	無	利用していない	B	水利組合	2	2,000	
52	茶畦	福井	福井町	茶畦		6.3	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	3,000	
53	大	椿	椿町	蒲生田		4.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	20	15,000	
54	大谷上	椿	椿町	蒲生田		4.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合		14,000	
55	おいけ	椿	椿町	蒲生田		4.0	江戸時代以前	無	利用していない	B	水利組合	5	35,000	
56	大西	椿	椿町	高岸		4.8	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	3	4,000	ハザードマップ有
57	新田2号	新野	新野町	新田		2.3	不明						500	
58	新田1号	新野	新野町	新田		1.9	不明						1,200	
59	葉池	新野	新野町	葉池谷		2.0	不明						2,000	ハザードマップ有
60	名光下	新野	新野町	宮前		2.6	不明						1,000	ハザードマップ有
61	新田3号	新野	新野町	新田		2.0	不明						650	
62	妙見上	新野	新野町	妙見前		2.5	不明						550	
63	妙見中	新野	新野町	妙見前		2.1	不明						500	
64	重村	新野	新野町	新田		3.9	不明						450	ハザードマップ有
65	墓の谷	新野	新野町	東谷		2.7	不明						400	

番号	名称	地区	町名	字	震度5以上時の点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施有or無	利用目的	重要度	管理組織(●●組合など)	受益面積(ha)	有効貯水量(m)	備考
66	北田	福井	福井町	北田		4.3	不明						2,000	ハザードマップ有
67	十八女	加茂谷	十八女町	宮ノ前		2.1	不明						600	
68	直谷	新野	新野町	西谷		3.3	不明						600	
69	奥ノ谷	長生	長生町	奥ノ谷		3.1	不明						9,500	
70	長池	橘	橘町	袴傍示		3.2	不明						500	
71	香の中	椿	椿町	香		2.7	不明						1,300	
72	生ひ谷	新野	新野町	貞持		4.5	不明						3,000	
73	まる	新野	新野町	新田		3.4	不明						600	
74	長	新野	新野町	新田		4.0	不明						2,500	
75	南	桑野	桑野町	中富		3.4	不明						1,700	
76	重村上	新野	新野町	新田		3.4	不明						2,500	
77	とんどろ	橘	橘町	江ノ浦		3.5	不明						2,000	

*備考 重要度 : A ①下流域に人家がある
 ②震度5以上時の点検対象
 B 下流域に人家がない

26. 過去における主要台風経路図

(1) 徳島県に影響を及ぼした（上陸・通過）台風の経路図（期間：2017年から2021年まで）



⑦ 2021（令和3）年第9号台風

⑥ 2019（令和元）年第10号台風

⑤ 2018（平成30）年第21号台風

④ 2018（平成30）年第20号台風

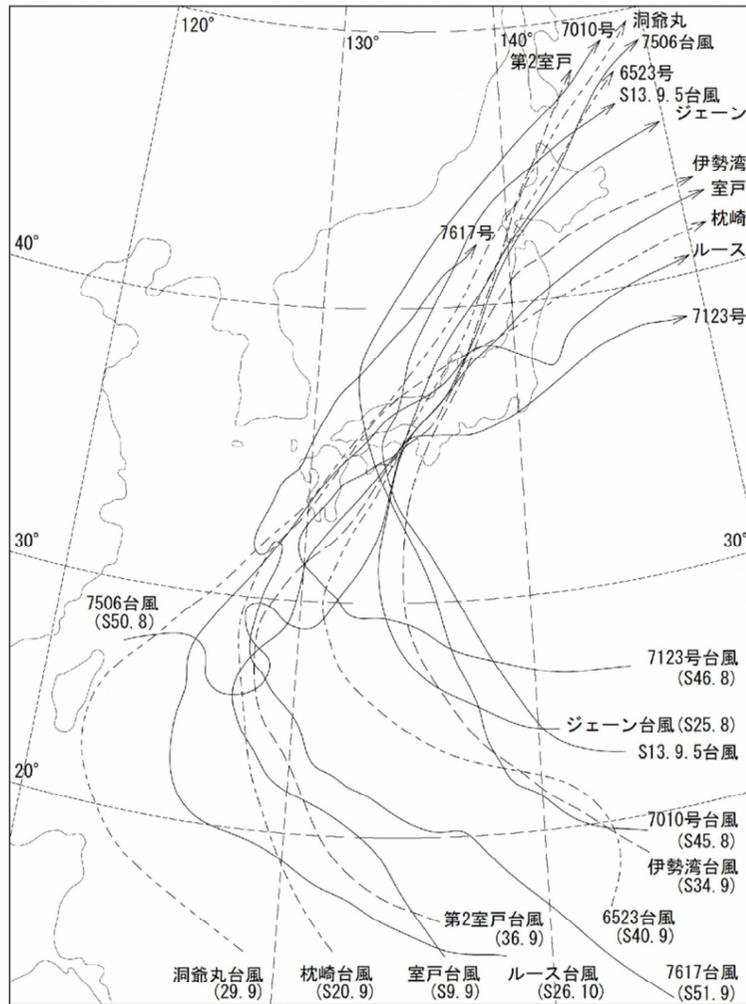
③ 2017（平成29）年第18号台風

② 2017（平成29）年第05号台風

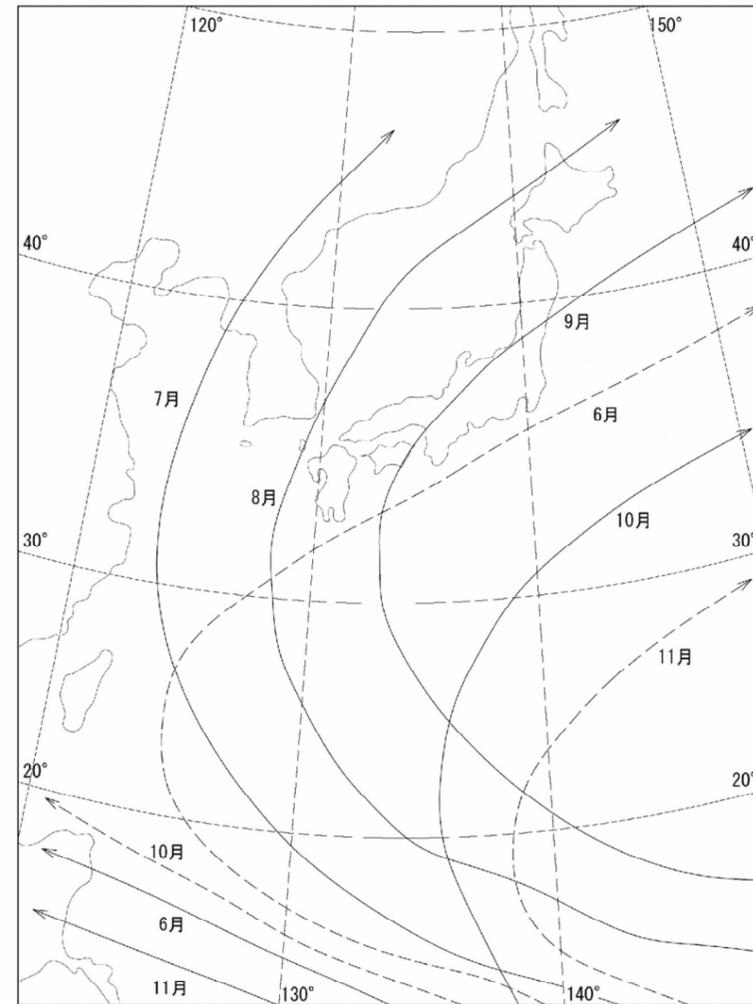
① 2017（平成29）年第03号台風

※ 徳島地方気象台より

27. 主な台風の経路図及び月別の台風主要経路傾向図
 (1) 主な台風の経路図



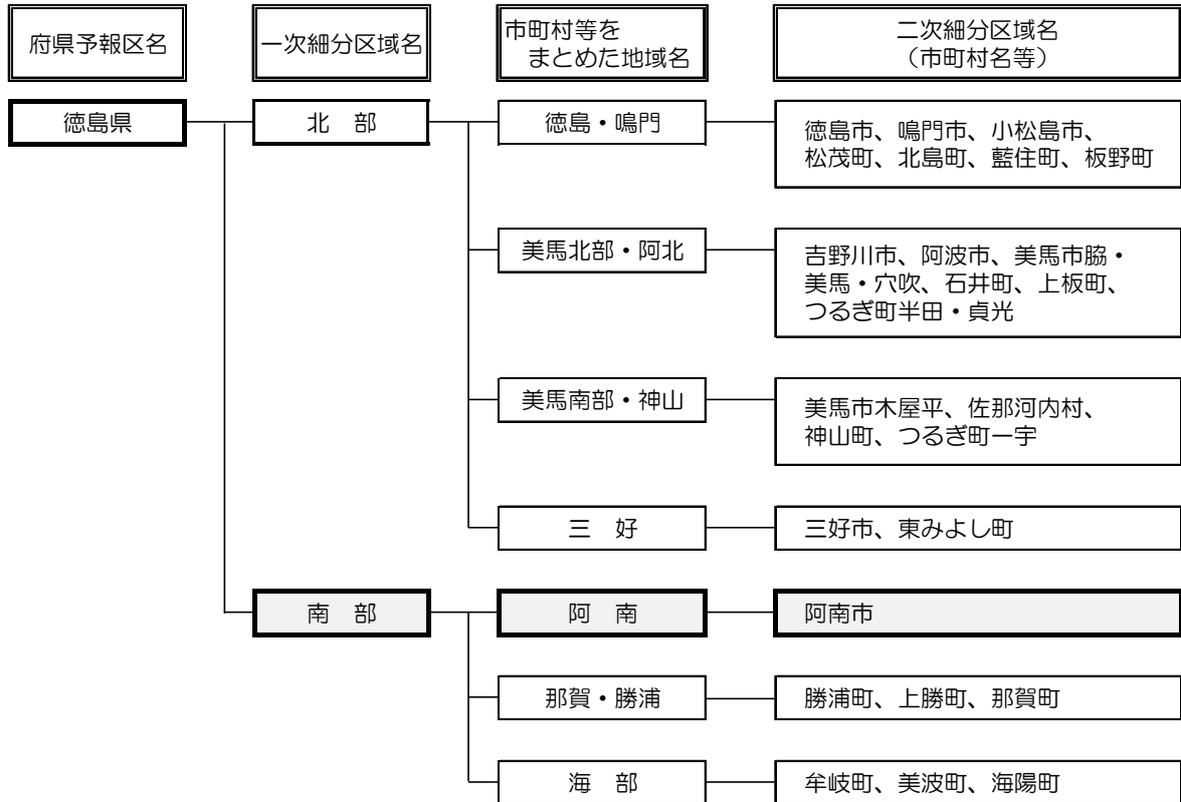
(2) 月別の台風主要経路傾向図



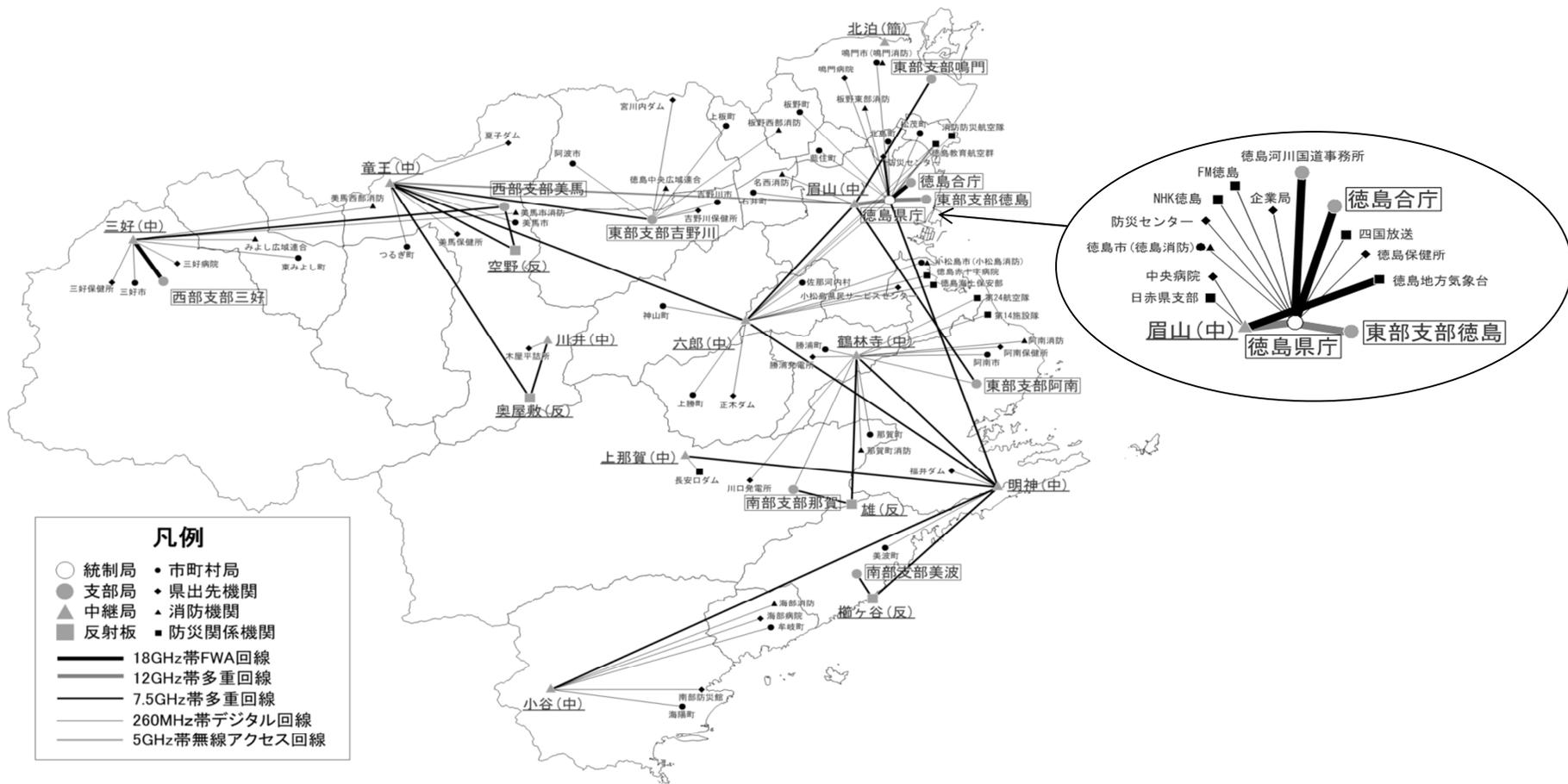
※ 徳島地方気象台より

28. 注意報・警報発表の細分区域名

徳島県の細分区域名を用いた注意報・警報の発表



徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図

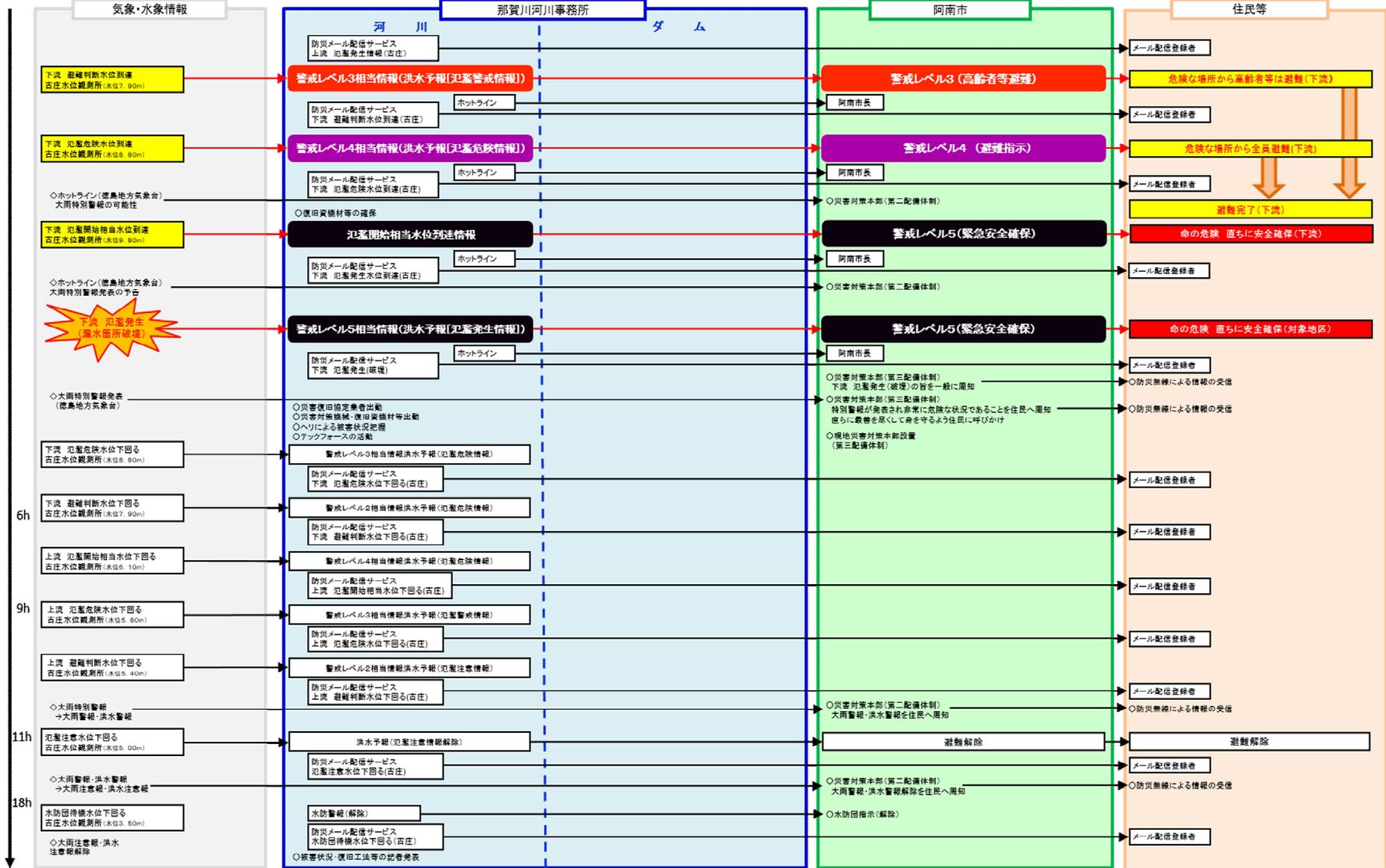


水系名:那賀川
河川名:那賀川

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川における
阿南市の避難勧告発令等に着目したタイムライン(那賀川事前防災行動計画)(案)

※時間経過は、平成28年台風11号及び平成27年台風11号を参考。

令和3年7月1日改定

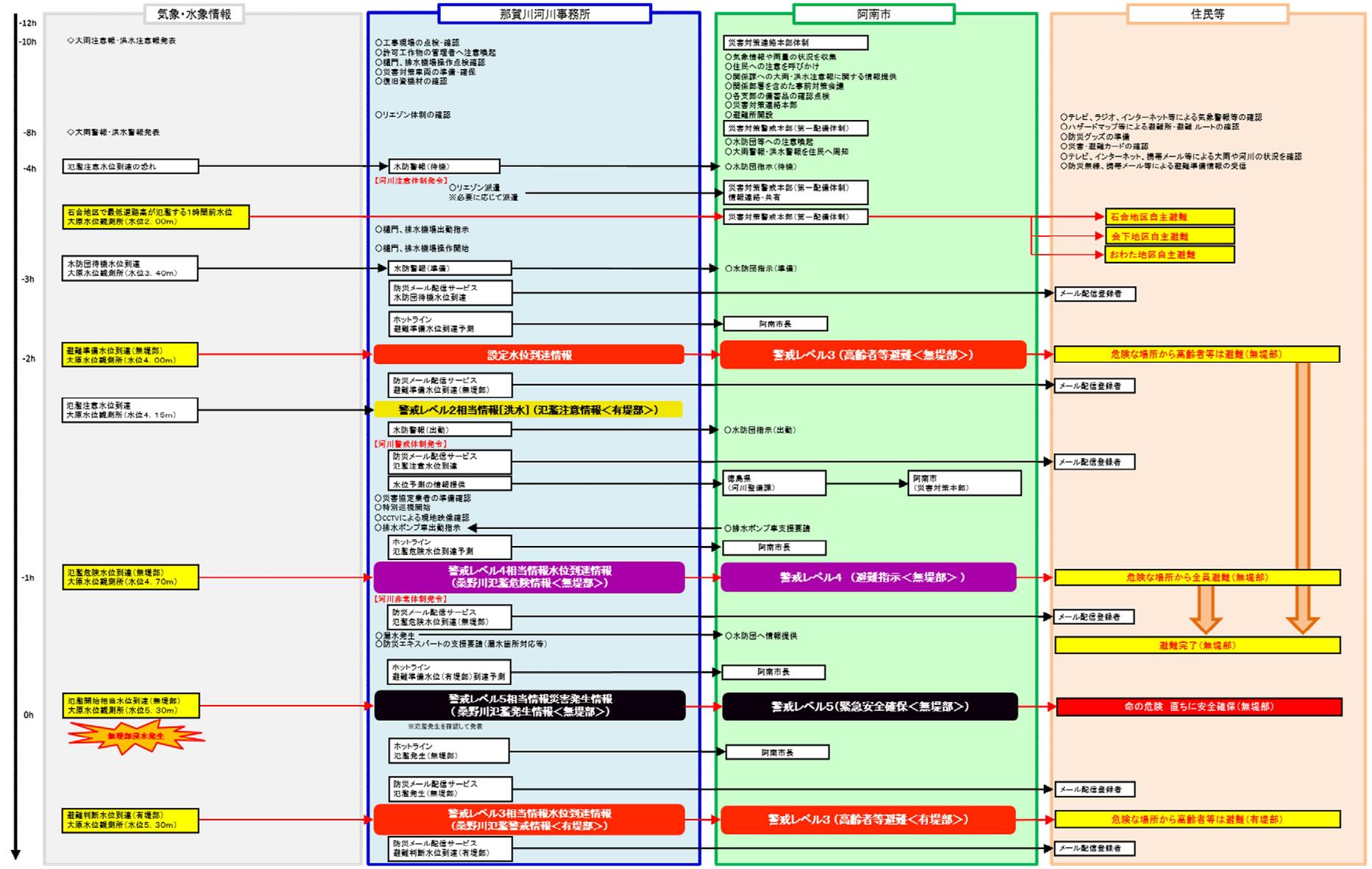


30-2. 桑野川タイムライン (国管理区間)

水名: 桑野川
河川名: 桑野川

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川における阿南市の避難勧告発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

※時期経過は、平成21年台風11号(11月11日)及び平成28年台風18号(9月20日)を参考。
令和3年7月1日改定

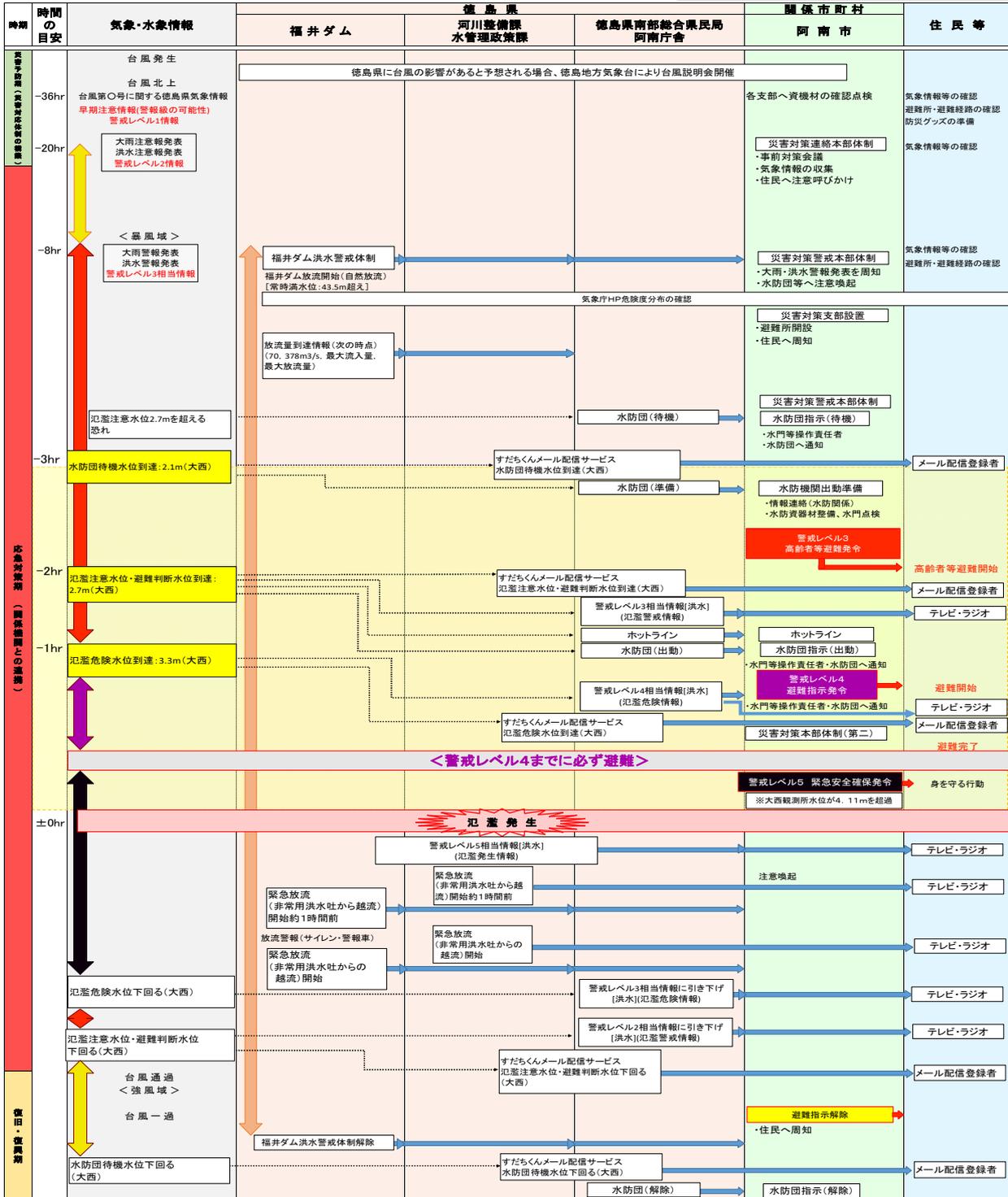


30-4. 福井川タイムライン

福井川タイムライン(案)

R3.9.1~運用

※時間経過は、平成26年台風12号を参考



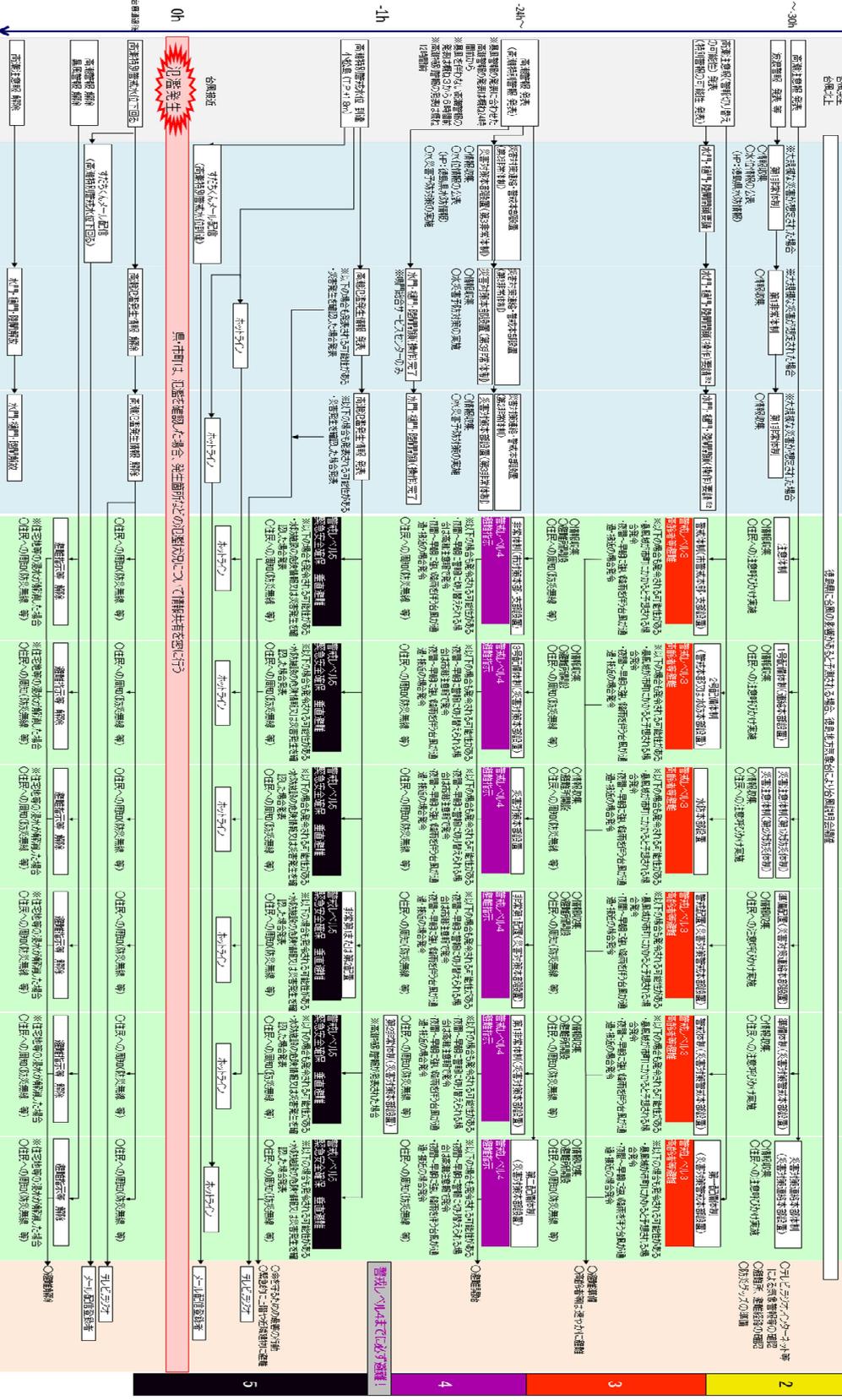
※ 関係機関：河川整備課水資源・流域振興室、阿南庁舎、阿南市
 ※ 氾濫発生までに内水等による浸水被害が発生する恐れがあります。
 ※ 台風の状態により、対応が変わることがあります。
 ※ このタイムラインは、上記水位観測所(大西)の水位により水防活動を行う区域を対象としています。

※ 緊急安全確保は以下の場合も発令される可能性があります。
 ・災害発生を確認した場合等
 ・堤防決壊のおそれが高まった場合
 ・樋門、水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 等

高潮タイムライン(案) 紀伊水道西沿岸

R3.9.1~運用

徳島県
 河川整備課
 東部土木課(臨時) 徳島市七ツ橋1番地
 南部総合市民局 (伊予市役所)
 徳島市 松茂町 北島町 徳島市 小松島市 阿南市 住民等



※1 このタイムラインは、徳島県東部土木課本部の調査情報、避難情報に則して作成したものであり、状況に応じて変更される場合があります。

※2 このタイムラインは、徳島県河川整備課、東部土木課(臨時)、南部総合市民局(伊予市役所)が連携して作成したものであり、状況に応じて変更される場合があります。

※3 このタイムラインは、徳島県河川整備課、東部土木課(臨時)、南部総合市民局(伊予市役所)が連携して作成したものであり、状況に応じて変更される場合があります。

※4 タイムラインはあくまで目安であり、実際の状況により変更される場合があります。

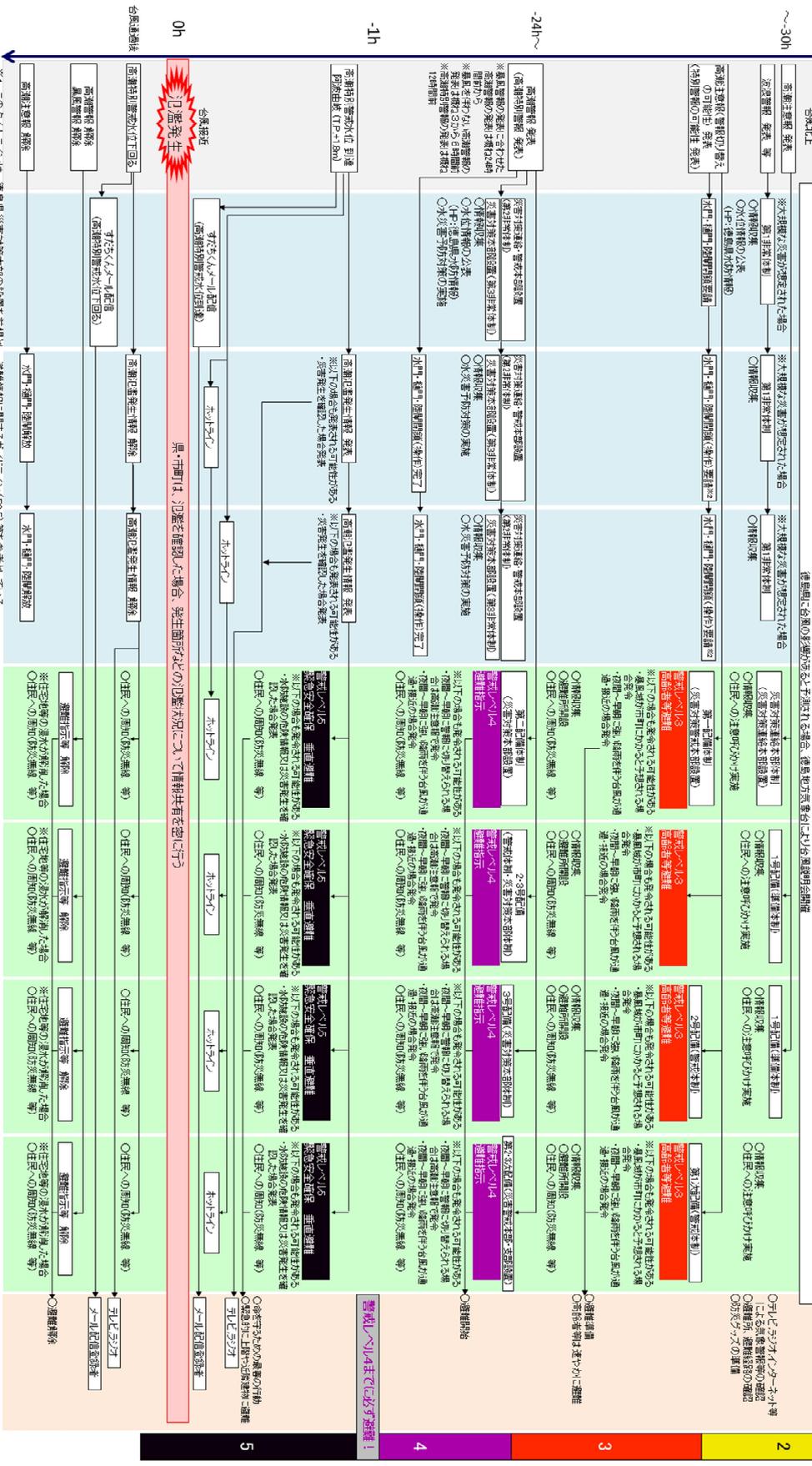
30-5. 高潮タイムライン (紀伊水道西沿岸)

高潮タイムライン(案) 海部灘沿岸

R3.9.1~運用

徳島県

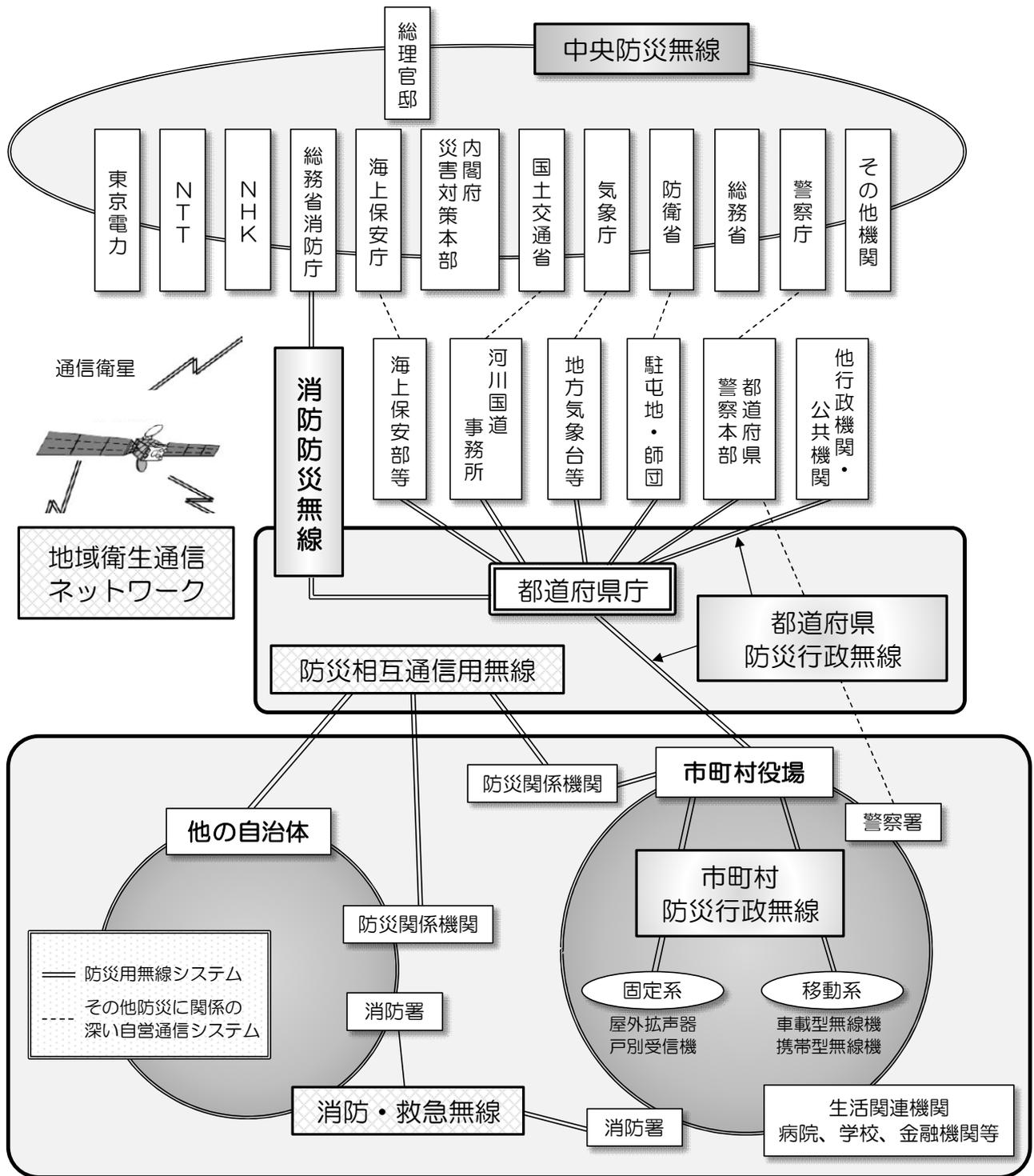
時間の目安
 気象・水象情報
 河川整備課
 南部総合市民局 (阿南町舎)
 南部総合市民局 (美波町舎)
 阿南市
 美波町
 牟岐町
 海陽町
 住民等
 警戒



29-6. 高潮タイムライン (海部灘沿岸)

※1 タイムラインは、徳島県災害対策本部の設置を前提とし、避難情報に関するタイムライン(※3)等を参照してください。
 ※2 要項のタイムラインは本報(※1)と併せて見てください。要項は補正することのないよう、警戒レベルの変更や避難指示の発令状況は注情報発表前に要項を参照してください。
 ※3 このタイムラインは、台風の発生から、高潮情報、高潮特別警報の発令が予定される場合を想定している。
 ※4 タイムラインはあくまでも目安であり、台風の進路や規模などにより変わる場合があります。

30-7. 防災用無線システムの全体構成



第3編 協定及び条例に関する資料

31. 阿南市防災会議条例

昭和37年10月5日

阿南市条例第19号

改正 昭和63年6月24日 条例第23号

平成8年3月26日 条例第16号

平成12年3月24日 条例第20号

平成18年6月30日 条例第45号

平成24年9月28日 条例第37号

平成28年3月29日 条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36律第223号）第16条第6項の規定に基づき、阿南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿南市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 徳島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長

(8) 阿南市医師会長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

7 第5項第1号から第4号まで及び第9号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員又は学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮ってこれを定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月24日条例第23号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第16号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第20号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日条例第45号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の阿南市防災会議条例第3条第5項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月29日条例第28号) この条例は、交付の日から施行する。

令和6年度阿南市防災会議会長及び委員名簿

(1)会 長 阿南市長 岩 佐 義 弘

(2)委 員 (任期:1号~4号、9号~11号 R6.6.1~R8.5.31)

(任期:5号~8号 在任期間)

(R6.6.1現在)

	氏 名	所 属 機 関 名	職 名	備 考
1	北川 誠純	那賀川河川事務所	所 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第1号
2	坂本 耕一	南部総合県民局 地域創生防災部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第2号
3	佐野 功	南部総合県民局 県土整備部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第2号
4	伏谷 茂	南部総合県民局 農林水産部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第2号
5	賀原 一徳	南部総合県民局 保健福祉環境部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第2号
6	郡 尋香	阿南保健所	所 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第2号
7	南谷 雅彦	阿南警察署	署 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第3号
8	平井 琢二	阿南市	副市長	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号
9	吉積 和己	阿南市 企画部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号
10	幸泉 賢一郎	阿南市 総務部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号
11	柳川 克一	阿南市 建設部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号
12	吉岡 次男	阿南市 産業部	部 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号
13	小坂 光香	阿南市 会計	会計管理者	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号

	氏 名	所 属 機 関 名	職 名	備 考
14	尾田 美佐子	阿南市 保健センター	所長	阿南市防災会議条例第3条第5項第4号
15	坂本 和裕	阿南市 教育委員会	教育長	阿南市防災会議条例第3条第5項第5号
16	川端 浩二	阿南市消防本部	消防長	阿南市防災会議条例第3条第5項第6号
17	中川 満雄	阿南市消防団	団 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第7号
18	松崎 敏朗	阿南市医師会	会 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第8号
19	福井 芳宏	四国旅客鉄道株式会社	阿南駅長	阿南市防災会議条例第3条第5項第9号
20	加藤 拓	西日本電信電話株式会社 徳島支店	支店長	阿南市防災会議条例第3条第5項第9号
21	武市 信宏	日本放送協会 徳島放送局	コンテンツセンター長	阿南市防災会議条例第3条第5項第9号
22	大黒 誉仁	四国電力送配電株式会社 徳島支社 阿南事業所	所 長	阿南市防災会議条例第3条第5項第9号
23	大開 覚	阿南市自主防災組織連絡協議会	会長	阿南市防災会議条例第3条第5項第10号
24	吉田 正幸	陸上自衛隊 第14旅団 第14施設隊	隊長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
25	野崎 威一郎	徳島海上保安部	部長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
26	尾崎 範子	阿南市女性協議会	会長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
27	小川 美紀	阿南防災士の会 女性部	副部長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
28	秋本 明美	阿南防災士の会 女性部	部長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
29	紅露 清恵	阿南市婦人連合会	会長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号

	氏 名	所 属 機 関 名	職 名	備 考
30	町田 哲子	阿南商工会議所女性会	会長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
31	田上 直江	阿南市セニヤクラブ連合会 女性部	部長	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号
32	原 礼子	阿南市人権教育協議会	監事	阿南市防災会議条例第3条第5項第11号

32. 阿南市防災会議運営規程

昭和38年10月1日

阿南市規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、阿南市防災会議条例（昭和37年阿南市条例第19号）第5条の規定に基づき、阿南市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は、毎年度の当初に開く。ただし災害の発生その他の事由により、防災会議の必要を生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

第4条 会長は前条の規定にかかわらず、次の場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一定の特定の機関のみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかって定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

33. 阿南市災害対策本部条例

昭和37年10月5日 条例第20号
改正 平成8年6月25日 条例第28号
平成24年9月28日 条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、阿南市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

34. 阿南市災害対策本部運営規程

昭和38年10月1日

阿南市規程第 2号

改正	昭和44年11月 1日	規程第 5号
	昭和54年 7月19日	規程第 7号
	昭和59年 1月18日	規程第 2号
	昭和63年 4月 1日	訓令第11号
	平成 3年 8月 1日	訓令第 6号
	平成 5年 5月14日	規程第 2号
	平成 6年 5月16日	規程第 4号
	平成12年 4月 1日	訓令第 4号
	平成13年 4月 1日	訓令第 4号
	平成14年 5月28日	訓令第 7号
	平成16年 6月23日	訓令第 1号
	平成18年 6月26日	訓令第 8号
	平成19年 6月15日	訓令第 2号
	平成21年 5月28日	訓令第 2号
	平成24年 6月 1日	訓令第 9号
	平成29年 5月19日	訓令第 4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、阿南市災害対策本部条例(昭和37年阿南市条例第20号)第4条の規定に基づき、阿南市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の組織)

第2条 災害対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 災害対策本部員は、企画部長、総務部長、危機管理部長、市民部長、環境管理部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、特定事業部長、水道部長、教育委員会教育部長、消防長、議会事務局長及び部長相当の職にある者をもって充てる。

(各部の組織及び所掌事務等)

第3条 各部の組織及び所掌事務については、市長が定める阿南市地域防災計画(以下「防災計画」という。)によるものとする。

(災害対策本部会議)

第4条 災害対策本部会議は、主として次に掲げる事項を処理する。

(1) 災害予防に関する事項

(2) 災害応急対策の実施の推進に関する事項

(3) その他災害対策本部長が必要と認める事項

2 前項の災害対策本部会議は災害対策本部長・災害対策副本部長及び災害対策本部員をもって構成する。

3 災害対策本部会議の事務は、危機管理部危機管理課で処理する。

(配備体制)

第5条 災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

2 配備体制は、第一配備体制、第二配備体制及び第三配備体制とし、その内容及び配備の時期等については、防災計画の定めるところによる。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年11月1日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年7月19日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年1月18日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日訓令第11号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年8月1日訓令第6号）

この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成5年5月14日規程第2号）

この規程は、平成5年5月14日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年5月16日規程第4号）

この規程は、平成6年5月16日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日訓令第4号）

この訓令は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日訓令第4号）

この訓令は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月28日訓令第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月23日訓令第1号）

この訓令は、平成16年6月23日から施行する。

附 則（平成18年6月26日訓令第8号）

この訓令は、平成18年6月26日から施行する。

附 則（平成19年6月15日訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年6月15日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

この場合において、「収入役」を「会計管理者」に改める改正規定及び「収入役」を削る改正規定は適用せず、改正前のそれぞれの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成21年5月28日訓令第2号）

この訓令は、平成21年5月28日から施行する。

附 則（平成24年6月1日訓令第9号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月19日訓令第4号）

この訓令は、平成29年5月19日から施行する。

34. 阿南市水防協議会条例

昭和42年6月28日

阿南市条例第16号

改正 平成12年3月24日 条例第20号

平成20年12月25日 条例第28号

(設置及び目的)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、阿南市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は次の者をもつて組織する。

会長 1名

委員 15名

2 会長は市長をもつて充て、会長事故あるときは会長があらかじめ指名する委員が之を代理する。

3 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会は必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会の運営については、会長が定める。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第20号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

35. 災害時における協定一覧

	協 定 名	締 結 年 月 日	協 定 の 相 手
1	日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱	平成7年9月4日	徳島市水道局ほか28
2	徳島県4市の災害相互応援に関する協定	平成8年10月1日	徳島市、鳴門市、小松島市
3	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	平成10年4月1日	徳島県、50市町村、9消防組合管理者
4	徳島県市町村消防相互応援協定	平成10年4月1日	44市町村、9消防組合管理者
5	災害時における物資供給の応援に関する協定	平成16年4月26日	生活協同組合とくしま生協
6	米子市及び阿南市の災害時相互応援協定	平成17年6月22日	鳥取県米子市
7	災害・事故等時の医療救護に関する協定	平成17年10月20日	(社)阿南市医師会
8	災害時における救援物資提供に関する協定	平成17年11月4日	四国コカ・コーポロトリング株式会社
9	大規模災害時における物資供給の応援に関する協定	平成18年3月20日 平成18年6月20日	食料品12社、医療品6社、食料品1社
10	鉄道災害時の安全対策等に関する覚書	平成18年3月20日	JR四国
11	徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局にかかわる協定	平成18年4月1日	徳島県
12	大規模災害時における応援消防援助隊等の集結場所及び野営場所に関する協定	平成18年6月6日	ショッピングセンター アピカほか5社
13	災害時タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定	平成18年6月2日～6日	阿南タクシー有限公司ほか12社
14	クレーン車出動に関する協定	平成18年6月6日 平成19年10月1日	四宮クレーンほか2社 アクトほか2社
15	大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定	平成18年6月12日	阿南市指定上下水道工事店協同組合
16	災害時における燃料補給に関する協定	平成18年6月6日	徳島県石油商業組合阿南・那賀支部(43店)
17	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成18年11月28日	社団法人徳島県建設業協会阿南支部
18	徳島県広域消防相互応援協定	平成19年3月31日	市及び消防組合管理者(11団体)
19	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成19年4月26日	阿南電設協会
20	大規模災害等における資機材の供給に関する協定	平成20年5月20日	ダイキ 他4社
21	津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定	平成20年12月19日	阿波製紙株式会社
22	防災情報に関する協定	平成21年4月1日	那賀川河川事務所
23	LPガス事故及び災害発生時の協力に関する協定	平成21年9月4日	徳島県エルピーガス協会
24	災害時における避難所への飲料水供給に関する協定	平成22年9月27日	四電エンジニアリング株式会社
25	災害時における飲料供給に関する協定	平成22年10月27日	サントリーフーズ株式会社
26	災害時における救援物資提供に関する協定	平成22年10月27日	徳島ペパソコー販売株式会社
27	災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定	平成22年10月27日	社団法人徳島県環境技術センター
28	災害時における車両の津峯スカイライン無料通行に関する協定	平成23年8月17日	津峯観光株式会社
29	四国地方整備局リエゾン協定	平成23年11月15日	国土交通省 四国地方整備局
30	災害時用医薬品等備蓄供給に関する協定	平成24年4月1日	阿南医療センター (阿南共栄病院 阿南医師会中央病院)
31	災害時の福祉避難所の設置等に関する協定	平成24年8月17日	老人ホーム福寿荘 他11施設
32	大規模災害発生時における支援活動における協定(島田組)	平成24年9月28日	株式会社 島田組
33	津波避難ビルとしての使用に関する協定(保健所)	平成24年10月24日	徳島県南部総合県民局
34	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書(那賀川開発土木)	平成24年11月25日	株式会社 那賀川土木開発
35	津波時における一時避難施設としての阿南労働総合庁舎使用に関する協定	平成25年1月10日	阿南労働総合庁舎
36	南部総合県民局避難所協定	平成25年1月25日	徳島県南部総合県民局
37	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	平成25年2月13日	徳島県南部電気工事事業協同組合
38	災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定	平成25年2月22日	大塚製菓株式会社 徳島支店

	協 定 名	締 結 年 月 日	協 定 の 相 手
39	緊急時開放備蓄型自動販売機設置等に関する協定	平成25年2月22日	大塚食品株式会社広島支店
40	災害時の協力に関する協定	平成25年3月19日	四国電力株式会社
41	災害時の施設使用に関する協定	平成25年3月29日	有限会社 大和(湯あそびひろば 大和の郷)
42	阿南高专手摺り設置工事	平成24年2月7日	阿南工業高等専門学校
43	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成25年7月30日	株式会社 レーザーシステム
44	災害時における緊急放送に関する協定	平成25年8月23日	ケーブルテレビあなん・県南メディア
45	阿南市防災行政無線津乃峰中継局隣地NHKお天気カメラ建設 覚書	平成25年8月27日	NHK徳島放送局
46	鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定書調印式	平成25年12月25日	鳥取県市長会
47	光ファイバ芯線等の使用に関する協定	平成25年8月23日	県南メディアネットワークシステム(株)
48	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	平成25年4月5日	県及び24市町
49-1	大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定	平成26年11月4日	徳島県阿南警察署
50	施設利用の協定	平成26年2月4日	国土交通省四国地方整備局 那賀川河川事務所
51	阿南防災士の会の活動支援に関する協定	平成25年4月30日	阿南防災士の会 会長 西尾 博幸
52	大規模災害における物資供給の応援に関する協定書 (消防協定分)	平成26年3月18日	マックスバリュ西日本株式会社
53	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成25年11月29日～	ケアハウスタラサ双葉他35箇所
54	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成26年11月10日	西日本電信電話 株式会社
55	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成26年10月23日	陸上自衛隊徳島駐屯地
56	阿南市・御坊市パートナーシティ協定	平成26年11月17日	和歌山県御坊市
57	大規模災害発生時における施設使用に関する協定書	平成26年11月4日	阿南警察署
58	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成26年12月10日	株式会社ゼンリン 四国エリア統括部
59	大規模災害発生時における支援活動における協定(徳島建機)	平成27年3月11日	株式会社 徳島建機
60	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成26年9月4日	有限会社 四国土木開発
61	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成26年9月4日	有限会社 ダイケン美装商事
62	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成27年3月18日	社会福祉法人 阿南福祉会 阿南荘
63	災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書	平成27年2月18日～3月24日	医療法人・医正会・介護老人保健施設・正静会
64	避難所等施設利用に関する協定書	平成27年4月21日	海部観光株式会社 外2団体
65	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成27年3月31日	西日本電信電話株式会社
66	災害発生時における郵便局との協定	平成27年6月23日	日本郵便株式会社
67	大規模災害時における住民等の相談業務に関する協定書	平成28年2月12日	徳島弁護士会
68	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	平成28年2月23日	公益社団法人 徳島建築士会 公益社団法人 徳島建築士会阿南地域会
69	災害時に必要な資機材の調達に関する協定	平成28年6月28日	株式会社 ナガフ
70	災害時における相互応援協定書	平成28年7月22日	長崎県島原市
71	災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定	平成28年8月1日	一般財団法人 日本福祉用具供給協会
72	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	平成28年9月27日	国土交通省 四国地方整備局
73	災害時における一時避難所等施設利用に関する協定書	平成28年11月10日	宗教法人 太龍寺
74	大規模災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	平成28年12月14日	独立行政法人国立高等専門学校機構阿南工業高等 専門学校
75	災害時における民泊施設等の提供に関する協定書	平成29年1月27日	新野シームレス民泊推進協議会
76	大規模災害時における医療救護活動に関する協定書	平成29年5月30日	特定非営利活動法人アムダ
77	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	平成29年6月29日	美波町・美波町自主防災会連合会、福井町自主防災 連絡会

	協 定 名	締 結 年 月 日	協 定 の 相 手
78	災害時における物資提供等の協力に関する協定	平成29年10月4日	王子コンテナ株式会社 徳島工場
79	阿南市と徳島文理大学との連携協力に関する包括協定書	平成30年2月15日	徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部
80	災害に係る情報発信等に関する協定	平成29年2月24日	ヤフー株式会社
81	大規模災害時における物資の支援に関する協定書	平成30年11月1日	徳島県量産工業組合阿南支部
82	災害時における物資の供給に関する協定	平成30年11月5日	王子ネピア株式会社
83	大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書	平成31年3月8日	株式会社コート・パール徳島 那賀川地区自主防災連絡協議会・徳島県
84	地方創生に関する連携協定書(原本は企画政策課が保管)	平成30年9月26日	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
85	津波発生時における一時避難施設としての阿南税務署庁舎使用に関する協定書	令和元年5月9日	阿南税務署
86	特定接種の接種体制に関する覚書	平成28年12月27日	医療法人翠松会 岩城クリニック
87	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	令和元年8月23日	株式会社タチバナコンサルタント
88	広告付防災標識看板に関する協定書	令和元年10月17日	株式会社アクセル徳島 株式会社井内
89	大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書	令和元年10月28日	社会福祉法人お山保育園
90	阿南市・合志市パートナーシティ協定書	令和元年10月1日	熊本県合志市
91	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	令和2年1月6日	株式会社橘コーポレーション
92	災害時における仮設トイレの運搬及び設置等に関する協定書	令和2年4月1日	有限会社三共クリーン羽ノ浦営業所
93	大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書	令和2年5月21日	大和観光株式会社(ロイヤルガーデンホテル)
94	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	令和2年8月18日	株式会社スーパーホテル
95	大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書	令和2年8月28日	宮和海運株式会社(ホテル サンオーシャン)
96	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	令和2年10月13日	徳島トヨタ自動車株式会社
97	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	令和3年3月17日	杜のホスピタル
98	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	令和3年3月30日	大和観光株式会社(ロイヤルガーデンホテル)
99	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	令和3年3月30日	宮和海運株式会社(ホテル サンオーシャン)
100	阿南市公共施設太陽光発電設備設置事業に関する協定書	令和3年4月13日	株式会社NTTスマイルエナジー
101	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	令和3年4月27日	ネットトヨタ徳島株式会社
102	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	令和4年2月15日	四国三菱ふそう販売株式会社
103	津波発生時の一時避難施設としての使用に関する協定書	令和4年2月24日	陸上自衛隊 徳島駐屯地
104	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	令和4年5月16日	一般社団法人徳島県産業資源循環協会
105	災害時等における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	令和4年7月20日	合同会社オーシャンワン
106	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援等に関する協定書	令和4年7月21日	徳島県キッチンカー協会
107	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	令和4年8月1日	株式会社真代組
108	大規模災害発生時の相互支援協定書	令和4年9月1日	株式会社 阿波銀行
109	災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定書	令和4年10月6日	徳島県クレーン協同組合
110	災害時における移動式コンテナハウスの利用に関する協定書	令和4年12月26日	株式会社GF
111	電気自動車を活用した災害連携協定書	令和5年1月17日	徳島日産自動車株式会社・株式会社日産サテオ徳島・ 日産自動車株式会社
112	災害時における阿南市と徳島トヨペットグループの協力に関する協定書	令和5年2月6日	徳島トヨペットグループ
113	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和2年4月22日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会(下水道 課と締結)
114	災害時における災害用トイレ及びレンタル機材等の提供に関する協定書	令和6年7月19日	喜多機械産業株式会社
115	災害時における災害応急対策業務に関する協定書	令和6年8月1日	株式会社水本建設
116	災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書	令和6年11月1日	社会福祉法人 柏涛会(グループホームはなさか)

37. 徳島県排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等の防除計画の策定

- イ 情報の共有化
- ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

(3) 排出油等の防除活動の連携の推進

(4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

(6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 副会長は、徳島県危機管理局长をもってあて、会長を補佐する。

4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に係る別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に係る別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。

3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。

4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。

5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第 7 条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年 1 回（4 月 1 日現在）会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ① 設備及び資機材の整備並びに保有状況
- ② 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間時の連絡先）
- ③ その他必要な事項

2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会（以下「隣接協議会」という。）にも配付する。

（訓練）

第 8 条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練を実施する。

（情報提供）

第 9 条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

（防除活動等）

第 10 条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（隣接協議会等との協力）

第 11 条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第 12 条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、PI 等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

（活動状況の連絡）

第 13 条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

（災害対策本部等との連携）

第 14 条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

（経費の求償）

第 15 条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

（災害補償）

第 16 条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができるものとする。

(経費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

附 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

38. 徳島県排出油等防除協議会 運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承諾を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関連）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

(1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

① 情報の収集及び伝達

- イ 事故に関すること
- ロ 付近海域及び地域に関すること
- ハ 原因者の措置等に関すること
- ニ その他排出油等防除活動に必要なこと

② 警戒区域の安全対策

- イ 警戒区域の設定
- ロ 火気使用の制限
- ハ 航行の制限、管制、立入禁止
- ニ 移動命令、避難命令

③ 広報活動

- イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
- ロ 報道機関への広報

④ 排出油等防除資材の提供及び輸送

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送

⑤ 排出油等防除作業

- イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
- ロ オイルフェンス等の展張作業
- ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業
- ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
- ホ 砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業

⑥ 廃棄物等の処理

- イ 使用済み吸着材等の処理
- ロ 回収油等の処理

⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出勤人員及び船艇名、出勤予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお、出勤勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお、会長は通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

(1) 設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

(2) 構成は、原則として出勤機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。

(3) 総合調整本部では、次の業務を行う。

- ① 事故実態の把握及び防御活動に必要な情報の収集・分析・整理
- ② 排出油等防除活動計画に関する調整
- ③ 排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
- ④ 会員以外の機関等との調整
- ⑤ 広報に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。

情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

(1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

(2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

- （1）協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。
- （2）上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

39. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会	鳴門地区協議会
//	徳島地区協議会
//	小松島地区協議会
//	阿南地区協議会
//	海部地区協議会

2 各地区の区域は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
- (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
- (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
- (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
- (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

3 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
- (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
- (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
- (4) 排出油等防除の実施
- (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が召集し開催する。

6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

40. 徳島県排出油等防除協議会阿南地区流出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、阿南地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

阿南地区協議会に、図1（*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照）のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット（iファックス）による一斉同時通報により行うものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出勤可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（*「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

- イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行なう。
 - a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
 - b. 排出した油等の量及び拡散の状況
 - c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
 - d. 当該船舶又は施設の破損状況等
 - e. その他参考事項
- 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。
- ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

- ① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。
- ② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

□ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙2-1記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展張し行う。

なお、オイルフェンスの展張方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもつて行なう。

- a. 油回収船及び回収器等による回収
- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

③ その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表3へ記録する。

5 その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先（携帯電話の番号等）を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙2-2記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油防除協議会事務局 へ
 (Fax 08853-3-2245)

機関名

出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等

1 出動可能人数 (名)

(1) 代表者 _____

(2) 通信手段

① 携帯電話 (電話番号) _____

② 無線機 (周波数) _____

2 救出可能資機材等

(1) トラック _____台 (トン積み) _____台 (トン積み)

(2) 船舶 _____隻 (用途) _____

(3) 資機材等

① オイルフェンス _____ 型 _____ M

② 吸着マット _____ 枚

③ 油処理剤 _____ L

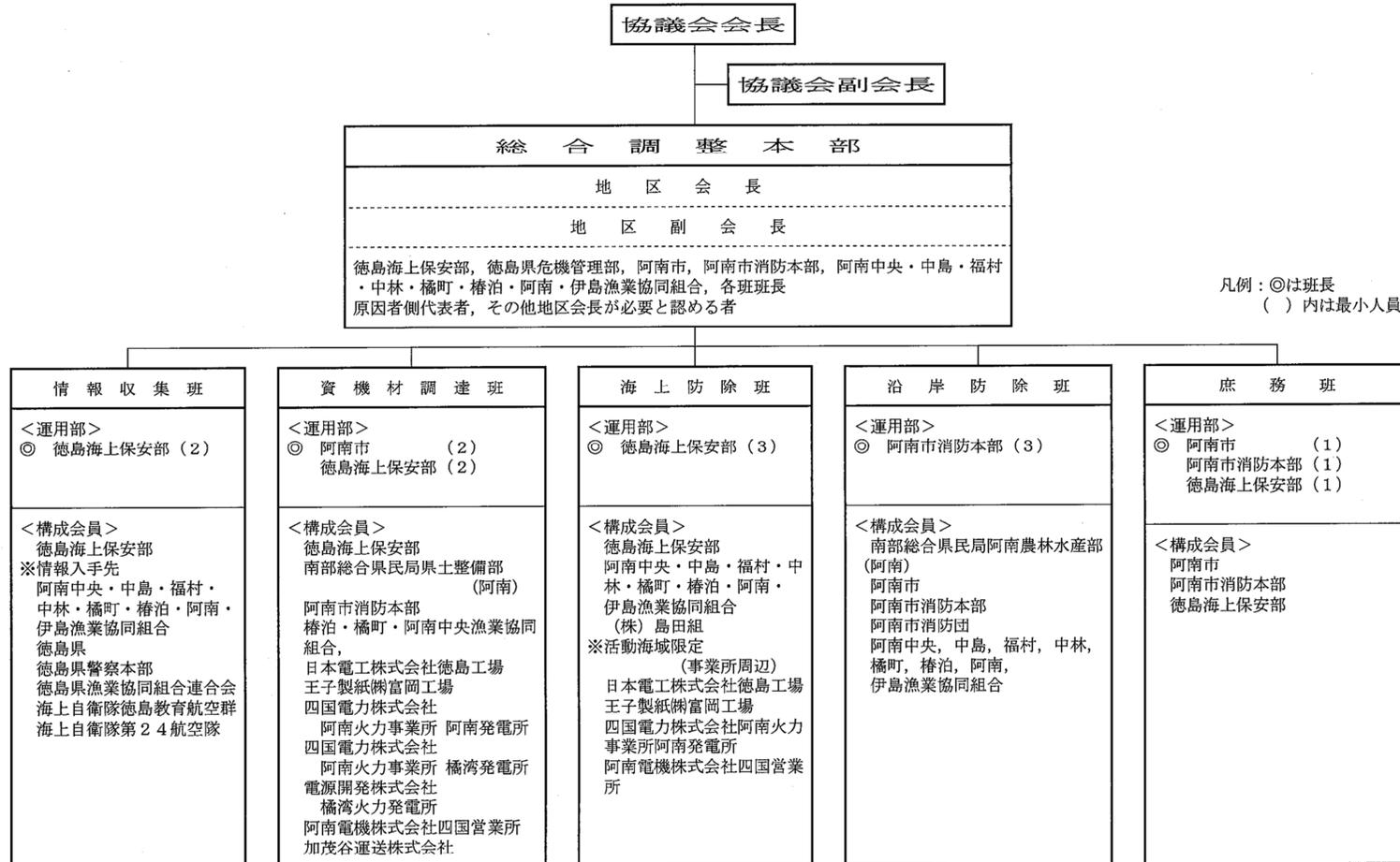
④ ひしゃく _____ 本

⑤ その他 _____

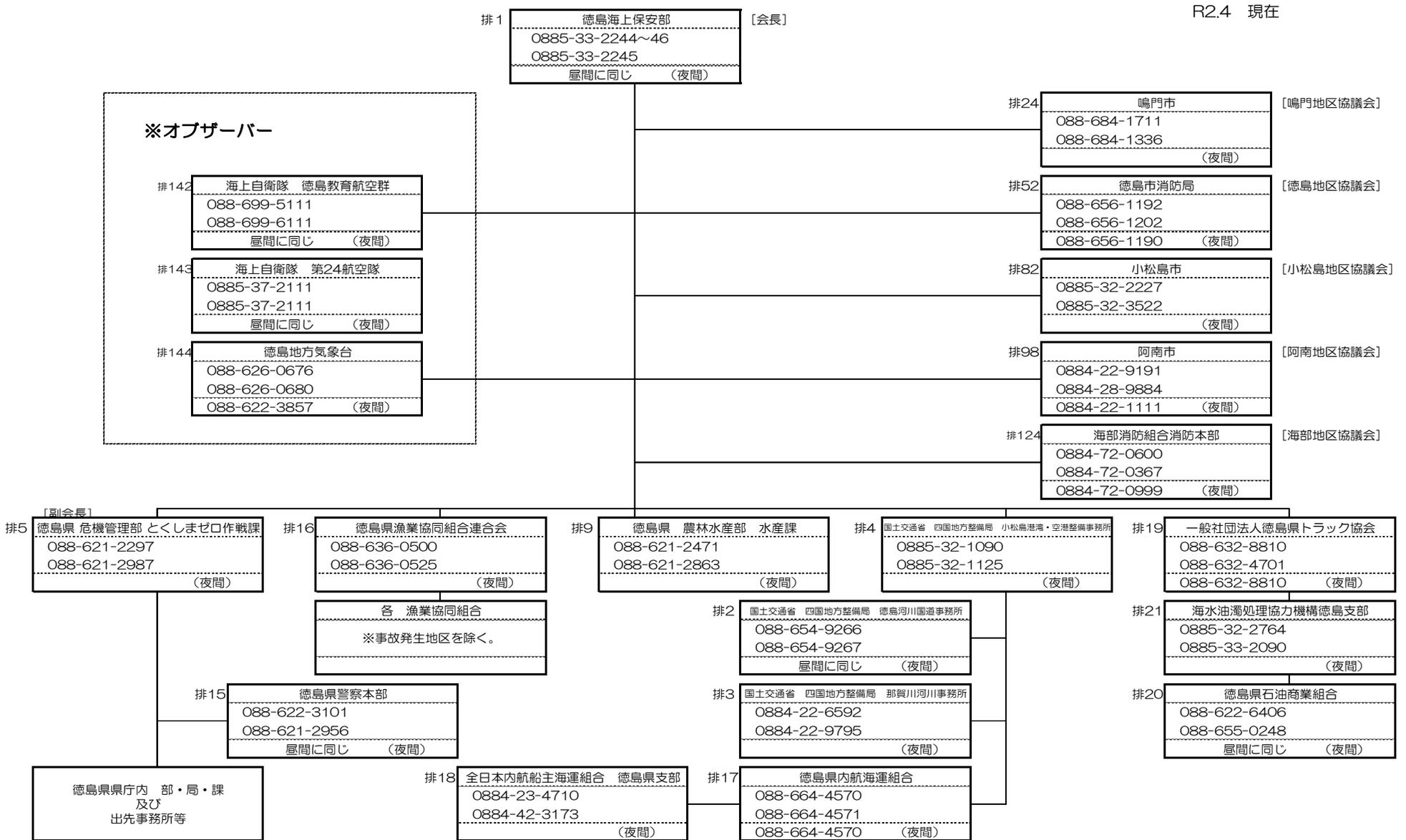
(図1) 阿南地区協議会油防除組織図

阿南地区協議会排出油等防除組織図

H25. 4. 1現在



(図2) 徳島県排出油等防除協議会情報伝達図(86の図2)



4 1. 指定各機関

- 1 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）（令和5年4月1日時点）
内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省
- 2 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）（平成27年4月1日時点）
沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局
- 3 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）（令和5年6月23日時点）
国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域の運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、JX TG エネルギー株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社 JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク 株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&ア

イ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク

- 4 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）（平成30年6月12日徳島県告示第418号）
四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会徳島県支部、一般社団法人徳島県歯科医師会、一般社団法人徳島県建設業協会

42. 阿南市消防本部及び消防署設置条例

平成17年12月27日

阿南市条例第45号

(設置)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定に基づき、本市に消防本部及び消防署を置く。

(消防本部の名称及び位置)

第2条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
阿南市消防本部	阿南市辰己町1番地33

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第3条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
阿南市消防署	阿南市辰己町1番地33	阿南市全域

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年9月22日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 3. 阿南市消防警防規程

平成 18 年 3 月 20 日
阿南市消防本部訓令第 23 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 警防本部(第 6 条—第 10 条)
- 第 3 章 警防計画(第 11 条—第 14 条)
- 第 4 章 警防対策
 - 第 1 節 警防対策(第 15 条—第 18 条)
 - 第 2 節 消防水利(第 19 条—第 21 条)
- 第 5 章 警防調査及び警防査察(第 22 条—第 24 条)
- 第 6 章 訓練及び演習
 - 第 1 節 指針及び計画(第 25 条)
 - 第 2 節 訓練(第 26 条・第 27 条)
 - 第 3 節 演習(第 28 条・第 29 条)
 - 第 4 節 技能管理(第 30 条・第 31 条)
 - 第 5 節 消防訓練等の指導(第 32 条)
- 第 7 章 警防活動
 - 第 1 節 部隊編成(第 33 条—第 37 条)
 - 第 2 節 出動種別等(第 38 条—第 42 条)
 - 第 3 節 出動(第 43 条—第 50 条)
 - 第 4 節 指揮(第 51 条—第 55 条)
 - 第 5 節 火災防ぎょ活動(第 56 条—第 72 条)
 - 第 6 節 救急救助活動(第 73 条—第 78 条)
 - 第 7 節 その他の災害活動及び警戒(第 79 条—第 81 条)
 - 第 8 節 警防活動記録(第 82 条—第 85 条)
- 第 8 章 安全管理(第 86 条・第 87 条)
- 第 9 章 消防情報通信(第 88 条・第 89 条)
- 第 10 章 特別警戒(第 90 条—第 93 条)
- 第 11 章 警備(第 94 条・第 95 条)
- 第 12 章 非常招集(第 96 条—第 105 条)
- 第 13 章 消防応援活動(第 106 条—第 108 条)
- 第 14 章 警防活動検討会(第 109 条)
- 第 15 章 消防団の活動(第 110 条)
- 第 16 章 雑則(第 111 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)に基づき、水火災、震災、人命救助を要する災害その他災害又はそれらの発生のおそれのある事象(以下「火災等」という。)を警戒並びに鎮圧し、防除するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 警防活動 火災等の警戒及び被害の軽減並びに傷病者の迅速な救出、救護及び人命救助のために行う消防機関の行動をいう。
- (2) 最高指揮者 火災等の現場に臨場した指揮者の内、最上位の者をいう。
- (3) 鎮圧 消防隊の消火活動により延焼危険がなくなった状態のことをいう。
- (4) 残火処理 鎮圧以降において、残り火を点検し、処理することをいう。
- (5) 鎮火 現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと認めた状態をいう。
- (6) 警防本部 消防本部組織の全部又は大部分を機能させて対応が必要な火災等が発生したときの消防活動全般を統括指揮する拠点をいう。
- (7) 指揮本部 火災等の現場において、消防活動全般を統括指揮する拠点をいう。
- (8) 管轄区域 阿南市消防本部及び消防署設置条例(平成17年阿南市条例第45号)に定める阿南市消防署(以下「署」という。)の管轄区域をいう。
- (9) 訓練 消防職員が消防活動に必要な技術の習熟を図るため繰り返し行う行動をいう。
- (10) 演習 訓練により習得した技術をもとに実災害等を想定して行う一連の消防活動訓練をいう。

(警防体制)

第3条 消防長は、警防業務及び警防活動を統括する。

2 消防長は、通常の警防体制では警防活動を実施することが困難と認める火災等の災害が発生し、又は発生することが予測されるときは、状況により警防本部を設置し、災害規模に応じた警防体制の強化を図るものとする。

(警防責任)

第4条 消防長は、消防事象を把握し、これに対する警防体制の確立を図るとともに、消防署長(以下「署長」という。)以下を指揮監督し、警防業務に万全を期さなければならない。

2 署長は、所属署員を指揮監督し、警防体制を確立するとともに、管轄区域内の警防業務に万全を期さなければならない。

3 各課長は、平素から担当する任務に応じて警防事象の把握、消防活動に関する知識、技能の向上、体力の錬成に努めるとともに、所属職員を教育訓練しなければならない。

4 消防職員は、平素から担当する任務に応じて地理、水利、建物等の状況に精通するとともに、消防活動に関する知識、技能の向上及び体力の錬成に努めなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第5条 消防長は、関係行政機関及び医療機関と緊密な連絡調整を図り、警防業務及び警防活動の効率的な推進を図らなければならない。

2 署長及び各課長は、火災等の発生時における関係機関への通報連絡及び発生現場における消防活動について、関係行政機関及び医療機関と緊密な連携を図り、効果的な消防活動を行わなければならない。

第2章 警防本部

(警防本部の設置)

第6条 消防長は次の各号に定める場合に、消防部隊の運用、指揮、統制、連絡及び情報収集並びに防ぎよ対策を樹立するため、警防本部を消防本部に設置する。

- (1) 火災等で大規模な災害が発生し、又は、そのおそれがあるとき。
- (2) 火災警報が発令されたとき。
- (3) 石油コンビナート災害が発生し、又は、そのおそれがあるとき。
- (4) 阿南市災害対策本部が設置されたとき。
- (5) 動員配備基準で第3非常体制を消防長が指示したとき。
- (6) 消防長が特別出動を指示したとき。
- (7) 火災等で、第三出動で対応する必要がある災害が発生した場合
- (8) その他消防長が警防本部の設置を指示したとき。

2 阿南市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、警防本部組織を消防の対策本部として準用する。

(警防本部の編成と任務)

第7条 警防本部は、消防職員及び消防団員で編成し、編成は別図のとおりとし、任務は別表に掲げるとおりとする。

(警防本部の組織)

第8条 警防本部の組織は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 警防本部の長(以下「本部長」という。)は、消防長とする。
- (2) 警防本部に副本部長を置き、消防次長(以下「次長」という。)及び署長並びに消防団長(以下「団長」という。)をもってこれに充てる。
- (3) 本部員は、消防副署長(以下「副署長」という。)、警防課長、消防総務課長、予防課長、情報管制課長及び消防課長並びに副団長とする。
- (4) その他本部長が必要と認め、指名する消防職員

2 警防本部の事務は、警防課長が掌理する。

(警防本部長等の任務)

第9条 本部長は、第6条の警防本部設置後は、警防本部を統括管理する。

2 副本部長は、本部長を補佐するとともに警防本部の事務を管理し、本部長が不在の場合は次長、署長、団長の順で、その任務を代行する。

(警防対策会議)

第10条 警防本部において、本部長は警防対策会議を開き、前条で定める火災等に対応するため、次の各号について審議又は調整を行い、警防活動方針を決定する。

- (1) 消防部隊の運用及び警防活動方針の調整に関すること。
- (2) 現場指揮、現場広報及び現場支援業務に関すること。
- (3) 火災等の情報収集及び分析に関すること。
- (4) 異常気象等に対する警防施策に関すること。
- (5) 関係防災機関との連絡調整に関すること。
- (6) 消防応援要請等に関すること。
- (7) その他本部長の命じた事項に関すること。

第3章 警防計画

(警防計画)

第 11 条 署長は、警防業務の充実を図るため必要な事項について、警防計画を作成し、次に掲げる対応計画を策定する。

- (1) 大規模災害等対応計画
- (2) 大規模地震時の対応計画
- (3) 石油コンビナート等災害時の対応計画
- (4) その他署長が必要と認める警防計画
(特殊消防対象物簿の作成)

第 12 条 署長は、消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の製造所、貯蔵所、取扱所販売所及び 4 階以上の中高層建築物並びにその他多数の収容人員を有する建築物(以下「特殊消防対象物」という。)については、その位置、建築物の構造等を調査し、特殊消防対象物調査表に記載しなければならない。

2 署長は、消防活動を効率的に行うため、特殊消防対象物、林野火災その他必要な火災防ぎょについて警防計画に盛り込まなければならない。

3 署長は、前項の警防計画を作成した場合は、消防長の承認を受けるものとする。
(警防計画の作成等)

第 13 条 警防計画の作成及び変更の要領は、別に定める。
(警防計画の周知)

第 14 条 署長は、第 11 条及び第 12 条の警防計画に関する図書等を整備し、その内容を関係各課長に通知するとともに所属職員に周知しなければならない。

第 4 章 警防対策

第 1 節 警防対策

(警防対策検討会)

第 15 条 署長、副署長、警防課長及び消防課長は、次に定める事項について警防体制を確立するため、警防対策検討会を開催する。

- (1) 梯子車の架てい障害、消防車両等の通行障害及び消防活動上支障のある事象の関係者と協議する必要がある場合
- (2) 特異な火災等の動向等を踏まえ、今後の警防業務に対応する必要があると認める場合
- (3) 連続放火防止対策又は火災による死傷者防止対策を図る必要が生じた場合
- (4) その他警防対策上必要な措置を講ずる必要が生じた場合

(警防対策の樹立)

第 16 条 署長は、次に定める事項について消防活動上必要な措置を講ずるとともに、関係者に周知徹底する。

- (1) 火災等の警戒が必要な気象予報、注意報及び警報が発表された場合
- (2) 阿南市火災予防条例(平成 18 年阿南市条例第 7 号)第 45 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に規定する消防活動上支障があると認められる行為等の届出を受理した場合
- (3) 梯子車の架てい障害、消防車両の通行障害及びホース延長障害等消防活動上支障があると認められる事象
- (4) 法第 9 条の 3 の消火活動に重大な支障が生ずるおそれのある物質の届出を受理した場合
- (5) その他消防活動上支障があると認められる事象

(気象観測)

第 17 条 情報管制課は、警防対策等に資するため、気象観測を実施する。

(火災警報の発令及び処置)

第 18 条 法第 22 条第 3 項に基づく火災警報の発令及び解除は、消防長の判断に基づき市長が発令する。

2 消防長は、火災警報が発令された場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 関係機関に対する協力要請
- (2) 警防装備、積載資機材の点検及び増強
- (3) 広報及び警戒活動の実施
- (4) その他必要な措置

第 2 節 消防水利

(消防水利対策)

第 19 条 署長は、水利カードを作成し、その効率的な推進を図らなければならない。

2 署長は、消防水利の整備等について対策を必要とする場合は、警防課長と協議し、適切に措置しなければならない。

(消防水利の指定)

第 20 条 消防長は、法第 21 条に基づき消防水利を指定するときは、関係者の承諾を得るとともに、その指定及び保安全管理について必要な措置を取らなければならない。

(消防水利の保安全管理)

第 21 条 署長は、管轄区域内の消防水利を点検し、維持及び保全について関係者に通知しなければならない。

第 5 章 警防調査及び警防査察

(警防調査の実施)

第 22 条 署長は、管轄区域内の状況を把握するため、所属署員に警防調査を実施させなければならない。

(警防調査の種別)

第 23 条 警防調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 道路、橋梁、航路、地勢及びこれらに類する地理の状況
- (2) 消火栓、貯水そう、プール、河川、海、溝梁、池、井戸及びこれらに類する水利の状況
- (3) 消防対象物の施設、構造及び収容人員などの状況
- (4) 前 3 号以外で署長が必要と認める事項

(警防査察)

第 24 条 署長は、警防活動の円滑な推進を図るため、次に掲げる事項について警防査察を実施させ、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 警防活動上必要な資料の収集及び実態把握
- (2) 警防活動上困難が予想される消防対象物の把握
- (3) 警防活動上支障となる障害物等の把握
- (4) 前各号以外で署長が必要と認める事項

第 6 章 訓練及び演習

第 1 節 指針及び計画

(指針及び計画)

第 25 条 消防長は、消防活動上の目標を効果的に達成するため、訓練及び演習の指針を示す。

2 署長は、管内の特性を考慮して訓練及び演習の重点を定め、計画を樹立する。

3 署長は、前項に規定する計画を樹立したときは、消防長の承認を受けなければならない。

第2節 訓練

(訓練の実施)

第26条 署長は、警防活動上の任務及び消防活動に必要な知識並びに技術を習熟させるため、計画的に訓練を実施しなければならない。

2 消防課長は、警防活動上必要があると認める場合は、特定の部隊又は隊員を指定して訓練を行うことができる。

(訓練の種別)

第27条 警防訓練の種別は、次の各号による。

- (1) 訓練礼式訓練 消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)及び消防救助操法の基準(昭和53年消防庁告示第4号)に基づき実施し、隊員及び部隊の行動規範の修得を図るために行うもの
- (2) 操法訓練 消防操法の基準(昭和47年消防庁告示第2号)に基づき実施し、消防用機械器具の基本的な取扱操作要領の修得を図るために行うもの
- (3) 出動訓練 出動の迅速、確実性及び隊員装備等の着装要領を修得するために行うもの
- (4) 放水訓練 迅速な消防操法及び放水操作要領を修得するために行うもの
- (5) 機器操作訓練 消防用機器の操作、取扱技術の向上を図るために行うもの
- (6) 機関運用訓練 消防車両の運転及び機関操作技術の向上を図るために行うもの
- (7) 救助訓練 人命救助の迅速、確実性及び救助用機器の操作、取扱技術の向上を図るために行うもの
- (8) 救急訓練 傷病者に対して行う適切な応急処置や「救急救命処置」の技術向上を図るために行うもの
- (9) 通信訓練 有線、無線通信の適切な運用及び取扱要領の修得を図るために行うもの
- (10) 指揮技術訓練 各級指揮者が、その任務を遂行する上で必要な指揮能力の向上を図るために行うもの

第3節 演習

(演習の実施)

第28条 消防長又は署長は、火災等を想定した総合的な演習を計画的に実施する。

2 演習の実施に当たっては、関係機関及び自衛消防隊等との連携を図るとともに、努めて住民参加の可能な演習とする。

3 署長は、必要があると認めるときは、消防課又は消防職員を指定して演習を行わせる。

4 演習を実施するときは、署長が消防長に報告する。

(演習の種別)

第29条 演習の種別は、次の各号による。

- (1) 消防演習 火災等に対する消火、救助、救急等の活動及び指揮能力の向上を図るため行うもの
- (2) 救助演習 救助、救急に対する資器材等を活用した活動及び指揮能力の向上を図るため行うもの
- (3) その他の演習 大規模災害等を想定した関係機関等との連携強化を図るため行うものの他、消防長、署長が必要と認めるもの

2 演習で関係機関等が参加する場合は、「総合」又は「合同」を冠称する。

第4節 技能管理

(隊員の技能管理)

第30条 署長は、消防隊員の消防活動技能の確認を行い、適正な技能管理を行う。

2 前項の消防活動技能の確認結果は、記録しておくとともに、消防隊員の技能向上に反映させる。
(消防活動技能の効果確認)

第31条 署長は、消防隊員の消防活動技能の確認を行い、その内容を検討評価して、消防活動並びに訓練及び演習に反映させる。

2 署長は、前項の消防活動技能の効果確認を行った場合は、消防長に報告する。

第5節 消防訓練等の指導

(消防訓練等指導)

第32条 署長は、消防計画等に基づいて行われる自衛消防隊等の消防訓練等について、効果的な消防活動が実施されるよう積極的に対応する。

2 署長は、市民又は各種団体等から消防訓練等の指導について要請があった場合は、前項に準じて、積極的に対応する。

第7章 警防活動

第1節 部隊編成

(部隊編成)

第33条 消防部隊は、署の所属署員をもって署隊を編成し、大隊とし、大隊のもとに中隊を置く。

2 前項の署隊編成は、次の各号による。

(1) 大隊は、各課ごとの3中隊で編成し、大隊長には署長を充てる。

(2) 中隊は、署に所属する指揮、消防、救助及び救急の各隊で編成し、中隊には中隊長及び小隊長を、各隊には隊長を置くものとする。

3 火災等の現場における消防部隊は、前2項に基づいて編成した部隊を基幹とし、これに本部各課から出場した指揮隊、消防隊、救助隊及び救急隊(以下「消防隊等」という。)を補強して編成する。
(署隊の呼称)

第34条 署隊の呼称は、次のとおりとする。

(1) 中隊名の呼称は、第1消防課を第1中隊・第2消防課を第2中隊及び第3消防課を第3中隊とする。

(2) 隊名の呼称は、所属する中隊名の後に隊名若しくは特殊車両等の名称を冠称する。

(消防隊)

第35条 消防隊は、前条の中隊又は隊等に配備した消防ポンプ車等及び所属署員をもって編成する他、消防団に配備した消防ポンプ車等及び団員をもって編成する。

2 救急隊は、署所に配備した救急車及び所属署員をもって編成する。

3 特殊隊は、署所に配備した特殊車両及び所属署員をもって編成する。

(消防車等の配置)

第36条 消防車等の配置は、別に定める。

(警防活動体制の維持)

第37条 署長は、火災等に備えて人員の確保、出場の準備、警防資器材の確保等必要な措置を行い、警防活動体制を維持しておかなければならない。

第2節 出動種別等

(出動種別)

第38条 出動種別は、次のとおりとする。

(1) 災害出動 火災等を警戒・鎮圧・防除するための出動

(2) 警戒調査出動 怪煙偵察、危険物排除警戒作業、苦情調査処理、不審物調査、不明者搜索活動、潮位・水位調査、災害調査、応援、その他の出動

(3) 出向 警防訓練実施、警防査察、警防調査及び自衛消防訓練指導等署外業務のための出動

2 緊急出動は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第 1 号に該当するもの

(2) 前項第 2 号のうち、緊急性のあるもの

(出場区域)

第 39 条 火災等の出動区域及び出動消防車両等は、阿南市消防出動計画に定める。

(出動区分)

第 40 条 消防隊等の火災等出動区分は、次のとおりとする。

(1) 偵察出動 火災発生の実態が定かでない場合で出動範囲に属する署又は、出張所から 1 隊が確認のための出動をいう。

ア 火災の実態不明の通報又は、火災とまぎらわしい怪煙を知った時の出動

イ 自動火災報知設備が作動していると住民からの通報及び警備会社から即時通報があった場合の出動

ウ 火災の事後聞知の場合は、確認及び調査の出動

エ 交通事故等の油漏れで、火災予防上危険と認められる場合及び緊急の確認を要する油漏れ処理のための出動

オ 住民からガス漏れ、毒劇物等の漏洩が発生又は、発生する恐れがあると通報があった場合の確認、調査及び処理のための出動

(2) 災害出動 火災等が発生したときは、出動順位に基づき出動させる。

ア 覚知後、情報管制課長の判断により、火災等が拡大の恐れがあると認める時は直ちに第 2 出動及び第 3 出動を指令することができる。

イ 現場において、最高指揮者が出動消防隊等では対応できないと判断した時は、第 2 出動及び第 3 出動を要請することができる。

(3) 特別出動 通常の警防体制では警防の万全を期しがたいと認める災害で、消防長が警防本部を設置して対応する災害出動をいう。

(4) 特命出動 消防長が特に必要と認める場合で、応援協定等による出動をいう。

(出動順位)

第 41 条 消防隊等の出動順位は、次のとおりとする。

(1) 第 1 出動 火災等の規模及び周囲の状況により、拡大の危険が少ないと認める場合

(2) 第 2 出動 火災等が拡大する恐れがあると認める場合

(3) 第 3 出動 火災等が拡大し、大規模災害となる恐れがあると認める場合

(増強部隊の出場要請)

第 42 条 最高指揮者は、火災等の状況により消防部隊を増強する必要があると認めるときは、前 2 条に定める出動区分及び出動順位の変更要請をしなければならない。

2 警防本部は、火災等の状況により必要と認めるときは、最高指揮者の要請を待つことなく前項に掲げる措置をとることができる。

第 3 節 出動

(出動命令)

第 43 条 消防隊等の出動は、阿南市消防出動計画に基づく消防長の出動指令による。ただし、駆け付け、自己覚知等により火災等を覚知した場合は、出動指令を待たずに出動することができる。この場合、速やかに情報管制課に報告しなければならない。

(消防長等の出動)

第 44 条 消防長及び次長は、火災等の状況により必要と認めるときに現場出動する。

2 警防課長、消防総務課長及び予防課長は、業務執行上必要と認めるとき、又は消防長の特別な命令により出動する。

(消防本部職員の出動)

第 45 条 消防本部職員は、第 3 出動の火災等及び所属長の出動命令により出動する。

(署長の出動)

第 46 条 署長は、火災等で必要と認めるときに出動する。

(出動強化)

第 47 条 消防長は、気象状況の悪化又は消防水利の使用不能等により初動時に消防部隊を強化する必要がある場合は、出動強化を命ずる。

(出向時の原則)

第 48 条 消防隊等は、火災等に出動可能な状態で出向することを原則とする。ただし、訓練、演習及び警戒等に従事する場合で署長が特に必要と認めた場合は、出動不能とすることができる。

2 出向中の消防隊等は、火災等の出動指令を受令した場合は、直ちに当該火災等に出動しなければならない。

3 出動が前項により難しい場合は、直ちに情報管制課に報告しなければならない。

(出動不能時の措置)

第 49 条 消防課長は、所属の消防部隊が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに情報管制課に報告しなければならない。

(1) 車両等の整備のため出動不能となる場合

(2) 出動車両に変更等がある場合

(3) 出向及び火災等の現場から引揚げ途上で事故等が発生した場合

(任務遂行不可能時の措置)

第 50 条 出場途上の消防隊等が、車両の故障又はその他の理由により任務の遂行が不能となったときは、情報管制課に即報するとともに必要な措置をとらなければならない。

第 4 節 指揮

(指揮体制)

第 51 条 通常出動及び特別出動等における火災等の指揮本部長は、出動した最高指揮者が、その任に当たる。

2 指揮本部長は、消防活動の掌握に最も適した位置に指揮本部を設け、指揮活動に当たる。

3 指揮本部を設けたときは、標識を掲示する。

(指揮本部の任務)

第 52 条 指揮本部は、次に掲げる任務を遂行する。

(1) 火災等の実態の把握及び警防活動に必要な情報の収集

(2) 防ぎよ活動方針及び応援要請の検討

(3) 指揮本部長命令の伝達及び警防本部との通信連絡

(4) 出動部隊の把握及び消防部隊の増強、削減の決定

(5) 現場広報及び報道機関への広報

(6) 被災対象物の関係者及び関係機関との連絡調整

(7) 消防警戒区域及び火災警戒区域の設定範囲の決定

(8) 燃料及び食料等の補給の検討

(9) 危害防止措置

- (10) 警防活動上支障となる物件の除去
- (11) 指揮本部長の特命事項
- (12) 前各号以外で必要と認められる措置

(指揮本部長の任務)

第53条 指揮本部長は、前条で定める任務を遂行するとともに、出動各隊を統括指揮して、効率的な警防活動の推進を図らなければならない。

2 署長は、消防長が現場に到着したときは、火災等の状況及びその消防活動概要を速やかに報告しなければならない。

(消防課長の任務)

第54条 消防課長は、署長の命を受けて署員を指揮し、消防活動に当たる。ただし、命令を受けるいとまがないときは、自己の判断によることができる。

2 消防課長は、火災等の状況、自己中隊の消防活動概要、処置等について署長に速やかに報告しなければならない。ただし、署長が現場に到着していない場合は、情報管制課に報告しなければならない。

3 消防課長は、署長が現場到着するまでその任務を代行する。

(隊長の任務)

第55条 隊長は、上級指揮者の命を受けて隊員を指揮し、速やかに自己隊員の担当任務を決定し、消防活動に当たる。ただし、命令を受けるいとまがないときは、自己の判断によることができる。

2 隊長は、自己隊の消防活動概要、処置等又は担当方面の火災状況について、上級指揮者に速やかに報告しなければならない。

第5節 火災防ぎょ活動

(火災防ぎょ活動の原則)

第56条 火災防ぎょ活動は、人命救助を最優先とし、延焼防止を主眼とした防ぎょ活動によって、火災の早期鎮圧を図るとともに火災による被害の軽減を図らなければならない。

(火災防ぎょ活動の基準)

第57条 火災防ぎょ活動を効果的に実施するため、消防課長は、特異な災害事例等について、警防資料を作成し、火災防ぎょ活動に有効に反映するように努めなければならない。

2 署長は、所属署員の教育及び訓練をし、火災防ぎょ活動に万全を期さなければならない。

3 隊長及び隊員は、指揮本部長統率のもとに各隊相互の連携を密にし、効果的な火災防ぎょ活動を行うように努めなければならない。

(状況判断)

第58条 最高指揮者は、現場到着と同時に速やかに火災の状況を把握し、各級指揮者等からの状況報告その他の情報に基づいて、火災全体の状況を把握し、的確な判断をして消防隊を運用しなければならない。

(水利部署)

第59条 出場した各隊は、人命救助及び延焼防止を主眼にして、先着隊から順次、火点直近で有効な消防水利に部署することを原則とする。

2 最高指揮者は、警防計画によるほか、必要に応じて水利統制を行う。

(水損防止)

第60条 各級指揮者は、火災の推移により不必要な注水は避け、水損防止に努めなければならない。

2 各隊は、資機材を有効に活用して、水損防止を図らなければならない。

(飛火警戒)

第 61 条 指揮本部長は、気象及び火勢の状況から判断して飛火警戒の必要があると認めるときは、飛火警戒隊を指定して飛火警戒に当たらせる。

2 飛火警戒隊は、気象及び消防対象物等の状況を考慮し、効果的な飛火警戒を行うとともに、現場広報により消防団・住民の協力を得るなど、飛火による延焼防止に努めなければならない。

(船舶火災の特例)

第 62 条 船舶火災の防ぎよは、必要に応じて海上保安部等の関係機関及び当該被災船の船長等と協議の上、防ぎよ方法を決定するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) ふ頭に繫留された船舶は、陸上の消防部隊と海上保安部隊との連携を緊密にし、防ぎよ効果の高揚に努めること。

(2) 消火活動は、燃烧物、火点を確認して消火手段を決定するとともに、注水に際しては、被災船の復元・傾斜等に十分注意すること。

(3) ハッチ内進入は、最高指揮者の指示なくして行ってはならない。

(4) 最高指揮者は、ハッチ内進入を命ずる場合は、常に複数の隊員で行動させなければならない。

(現場保存)

第 63 条 火災防ぎよ活動に従事する各隊は、火災調査に必要と認められる現場の保存又は証拠の保全に努めなければならない。

(現場交代)

第 64 条 指揮本部長は、警防活動が長時間にわたり消防隊の交代が必要と認められるときは、情報管制課に要請し、必要な措置を講じなければならない。

(部隊の削減)

第 65 条 指揮本部長は、火災の鎮圧後、火災等の状況を考慮して、警防活動に従事している消防隊の削減を行う。

(鎮圧及び鎮火の決定)

第 66 条 鎮圧及び鎮火は、最高指揮者が決定し、速やかに情報管制課に報告しなければならない。

(鎮火の確認)

第 67 条 最高指揮者は、火災現場から引き揚げに際しては、完全消火を確認しなければならない。

(再燃火災の防止)

第 68 条 最高指揮者は、再燃火災の防止について、阿南市消防建物火災に関する再燃火災防止対策要領に定めるところにより実施する。

2 最高指揮者は、鎮火後において、引き続き警戒を行う必要があると認める場合には、消防隊等を指定して火災現場の警戒を行う。

(警戒区域)

第 69 条 指揮本部長は、法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づく火災警戒区域を設定するときは、状況を的確に判断して措置し、その状況を速やかに消防長に報告しなければならない。

2 最高指揮者は、指揮本部長が現場到着する前、又は緊急に措置する必要があると認め、前項の措置をした場合は、その状況を速やかに指揮本部長に報告しなければならない。

3 最高指揮者は、火災等の現場において、法第 28 条第 1 項の規定に基づく消防警戒区域を設定するときは、前 2 項に準じた措置を行うとともに、その状況を速やかに指揮本部長に報告しなければならない。

4 火災警戒区域及び消防警戒区域の設定要領については、別に定める。

(緊急措置等)

第 70 条 指揮本部長は、火災等が発生せんとし、又は発生したときに、法第 27 条に規定する消防隊の緊急通行権及び法第 29 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 5 項に規定する消火活動中の緊急措置等及び法第 30 条第 1 項に規定する緊急水利の必要があるときは、火災等災害の状況を的確に判断して措置し、その状況を速やかに消防長に報告しなければならない。

2 最高指揮者は、指揮本部長が現場到着する前、又は緊急に措置する必要があると認め、前項の措置をした場合は、その状況を速やかに指揮本部長に報告しなければならない。
(現場引揚げ)

第 71 条 現場に出動した消防隊は、指揮本部長又は最高指揮者の指示により引き揚げる。

2 各隊長は、人員機材等の現場点検を行った後、帰署するものとし、火災現場から帰署した後は、速やかに資機材等を整備しなければならない。
(火災調査)

第 72 条 火災調査については、阿南市消防火災調査要綱(平成 18 年阿南市消防本部要綱第 4 号)に定めるところによる。

第 6 節 救急救助活動

(救急活動の原則)

第 73 条 救急隊員は、救急知識及び救急技術を発揮して、傷病者を観察するとともに緊急に適切な救急救命処置を行い、医療機関又はその他の場所(以下「医療機関等」という。)に安全かつ迅速に搬送しなければならない。

2 前項の医療機関等への搬送に際しては、傷病者の疾病に応じた適切な医療機関等を選択するとともに、努めて傷病者又は関係のある者の意思を尊重しなければならない。
(救急活動の基準)

第 74 条 救急活動については、阿南市消防救急業務要綱(平成 18 年阿南市消防本部要綱第 6 号)に定めるところによる。

(集団災害等における救急活動)

第 75 条 集団災害、その他の特異な災害による救急活動は、「集団救急事故計画」に基づき活動する。

(救助活動の原則)

第 76 条 救助活動は、他の警防活動に優先して行わなければならない。

2 救助活動は、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速な方法により行わなければならない。

3 救助活動は、救助隊又は最先着の隊が当たるものとし、最高指揮者が必要と認めるときは、その他の消防隊を救助活動に従事させることができる。

(状況判断)

第 77 条 火災等の現場における各隊長は、災害状況を判断し、救助活動に必要な措置を的確に行わなければならない。

(救助活動基準)

第 78 条 救助活動は、阿南市消防救助業務要綱(平成 18 年阿南市消防本部要綱第 5 号)に定めるほか、次に掲げる事項に留意して実施しなければならない。

- (1) 多数の要救助者がある場合は、危険の大なる者から救助すること。
- (2) 複合した救助活動障害がある場合は、緊急性の高いものから排除すること。
- (3) 隊員は、相互の連絡を緊密にし、特に単独で危険な行動をしないこと。
- (4) 隊員は、任務分担を遵守し、救助技術を効率的に発揮すること。

(5) 進入して救助する場合は、適確な救助経路を選定するとともに、必ず退路を確保しておくこと。

(6) 最高指揮者は、要救助者の状況等により必要と認めるときは、災害現場に医師の出場を情報管制課に要請すること。

第7節 その他の災害活動及び警戒

(水災の活動基準)

第79条 洪水、高潮、津波、暴風雨及び豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、非常警備又は水防活動が必要な場合の活動基準は、阿南市地域防災計画の定めによる。

(震災の活動基準)

第80条 地震により発生する火災、救助及び救急活動が必要な場合の活動基準は、阿南市地域防災計画(地震編)及び大規模地震時の対応計画による。

(警戒出動等)

第81条 ガス漏れ、危険物等の漏えい、自動火災報知設備の鳴動等の警戒出動をした場合は、現場の状況に応じて適切な措置を行う。

第8節 警防活動記録

(出動報告書)

第82条 火災等が発生し、警防活動を実施した場合は、出動報告書を作成する。

2 火災等に該当しない出動及び誤報により出動した場合も出動報告書を作成する。

(現場即報)

第83条 最高指揮者は、次に掲げる事項を情報管制課に報告し、相互に密接な情報交換を行うものとする。

- (1) 出場途上に現認した火災等の状況
- (2) 火災等の種別、発生場所及び被災対象物
- (3) 現場到着時の火災等の状況及び拡大危険の有無
- (4) 要救助者の有無
- (5) 応援隊の要否
- (6) 出動消防隊の活動概況及び防ぎよの見通し
- (7) 消防水利の状況
- (8) その他必要な事項

(消防活動即報)

第84条 最高指揮者は、消防活動で次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに消防長に報告しなければならない。

- (1) 延焼拡大危険及び被害の拡大危険が認められる火災等
- (2) 死傷者の発生が認められる火災等
- (3) 消防職団員及び消火協力者に死傷者が発生した火災等
- (4) 第三者行為による重大な消防活動障害があった火災等
- (5) 消防活動に影響を及ぼす交通事故及び消防機器の損傷事故
- (6) 火災等の鎮圧、鎮火又は消防活動等が終了したとき。
- (7) 火災警戒区域及び消防警戒区域の設定を必要とする火災等
- (8) 避難指示及び勧告の必要が認められる火災等
- (9) その他必要と認められるもの

(現場監察)

第 85 条 署長は、警防活動施策に反映させるため、必要と認める火災等について、消防活動実施状況を監察する。

2 署長及び消防課長は、現場監察の結果を消防訓練及び消防活動等に反映させる必要があると認めるときは、必要な改善措置を講じなければならない。

第 8 章 安全管理

(安全管理)

第 86 条 消防活動及び訓練時の必要な安全管理については、阿南市消防における訓練時安全管理要綱(平成 18 年消防本部要綱第 2 号)及び安全管理マニュアルの定めるところによる。

(消防用自動車の管理)

第 87 条 消防用自動車の適正な運用を図るために必要な事項は、別に定める。

第 9 章 消防情報通信

(消防情報通信)

第 88 条 消防情報通信の管理及び取扱いに関する事項は、阿南市消防通信業務要綱(平成 18 年阿南市消防本部要綱第 3 号)に定めるところによるもののほか、情報管制課は、次に掲げる火災等の活動状況を記録しておかなければならない。

(1) 火災等の通報の受理及びその処理の状況

(2) 火災等の交信状況

(3) その他必要と認める事項

(火災等の同時多発時の措置)

第 89 条 火災等が同時多発した場合は、消防活動上の重要度を情報管制課は判断し、消防隊等の出動を指令する。

第 10 章 特別警戒

(特別警戒の実施)

第 90 条 消防長は、気象その他の状況から火災等が発生し、又は発生の恐れがあるときは、警防体制を強化して特別警戒を実施しなければならない。

(特別警戒の種別)

第 91 条 特別警戒の種別は、次のとおりとする。

(1) 市長が法第 22 条第 3 項の規定により火災警報を発した時の特別警戒

(2) 年末及び火災の多発時における特別警戒

(3) 異常気象時等消防長が必要と認めたときの特別警戒

(警戒対策)

第 92 条 消防長は特別警戒の実施にあたっては、次に定める事項の内、必要な対策を行うものとする。

(1) 予防広報 市民に火気使用の制限又は取扱いの注意を広報し、又はその他適切な手段を用い火災の警戒注意を呼びかける。

(2) 巡回警戒 火災等の発生に即応するため区域及び消防隊等を指定し、管轄区域内を巡回し警戒にあたる。

(3) 情報収集 火気使用の制限に該当する事象及び気象に関する通報その他警戒を必要とする情報の収集に努め管内情勢を把握する。

(4) 警防体制の強化 職員に対し予め通常業務の制限、毎日勤務者の警防活動要員への編入、予備消防車両の活用及び勤務に服していない職員の自宅待機命令又は招集その他必要な措置を行う。

(5) その他必要な対策

(特別警戒の解除)

第93条 消防長は、特別警戒を継続する必要がないと認めるときは、速やかに特別警戒を解除しなければならない。

第11章 警備

(消防警備)

第94条 消防長は、祭礼又は興行等により不特定多数の者が集まる催事(以下「催し物等」という。)において、主催者等から申し出があった場合に火災発生危険又は避難上の困難が予測され、不測の事態が発生したときは、重大事故に及ぶ恐れがあると見込まれるときは、災害の発生を防止し及び被害の拡大を防止するため警備を命じるものとする。

2 消防長は、催し物等の規模及び不特定多数の者の参集状況を勘案し警備を命じるものとする。

3 署長及び課長は、消防長から警備を命じられたときは、催し物等の開催場所に職員、消防車両等必要な資機材を配置し及び、消防団並びに警察その他関係機関と協力し消防警備を行わなければならない。

(警備の実施要領)

第95条 警備を行う指揮者(以下「警備隊長」という。)は、不特定多数の者の参集状況及び現に潜在する災害の発生危険の把握に努め、警備を行う職員(以下「警備隊員」という。)を指揮して危険を排除し、不測の事態の発生の防止に努めなければならない。

2 警備隊長及び警備隊員は、警備に際し災害が発生したときは人命の安全確保を最優先に活動するとともに、情報収集、報告及び応援要請等適切に対応しなければならない。

3 警備隊長及び警備隊員は、通常勤務中に出向するときは、常に迅速な出動態勢を保持しなければならない。

第12章 非常招集

(非常招集)

第96条 非常招集は、火災等が発生し、又は発生するおそれがあり、平常勤務で消防の任務を遂行することができないと認められるとき実施するものとする。

2 職員の非常招集の発令及び解除は消防長が命ずるものとする。

(非常招集事務)

第97条 職員の非常招集事務は、情報管制課長がこれにあたるものとする。

(招集の区分)

第98条 非常招集は、火災等の状況により第1招集、第2招集及び第3招集に区分する。

2 第1招集は職員の一部、第2招集はおおむね勤務をしていない職員の2分の1、第3招集は残りの全職員を招集するものとする。

(非常招集呼出表)

第99条 情報管制課長は、職員の非常招集呼出表を作成し、消防長に提出しなければならない。

2 情報管制課長は、職員の身分に異動が生じたときは、その都度非常招集呼出表を整備するとともに、その旨を消防長に報告しなければならない。

(命令の伝達)

第100条 非常招集命令の伝達は、非常招集呼出表に基づき有線電話及び携帯電話により行うものとする。ただし有線電話及び携帯電話により伝達ができないときは、適宜その他の方法により行うものとする。

(職員の参集)

第 101 条 職員は、非常招集の命令を受けたときは、ただちに招集に応じなければならない。又、不測の災害等で招集伝達経路が不通時又は次の各号に該当するときは自主参集しなければならない。

(1) 管理職員及び消防長に指名された職員は震度 4 以上の地震が発生したとき。

(2) その他の職員は震度 5 弱以上の地震が発生したとき。

(3) 台風情報により、本市に重大な被害の発生が予測され、通信及び交通機関の途絶が予測される
とき。

(4) その他重大な事故、災害等が発生し、阿南市災害対策本部の設置が予測される時。

2 職員が、病気その他やむを得ない理由により非常招集に応ずることができないとき、又は遅参するおそれがあるときは、電話その他の方法によりその旨を所属長に報告しなければならない。

(参集場所)

第 102 条 非常招集の命令を受けたときの参集場所は、特に指定された場所をのぞき自己の所属する部署とする。

2 職員は、地震等で交通機関が途絶し、参集することが困難な場合は、直近の署所に参集しなければならない。

(服装)

第 103 条 非常招集に応じるときの服装は、指示された服装とする。ただし、外出先等で招集命令を受けたときはこの限りでない。

(参集報告)

第 104 条 職員が参集したときは、ただちにその旨を所属長に報告し、勤務について上司の指示を受けなければならない。

(非常招集訓練)

第 105 条 消防長は、必要と認めるときは非常招集訓練を実施することができる。

2 前項の非常招集訓練の実施は、この章の定めるところにより行う。

第 13 章 消防応援活動

(消防応援協定の優越)

第 106 条 応援協定又は関係機関等との消防に関する協定に本規程が抵触する場合は、これらの協定に基づく規定を優先する。

(消防応援協定に基づく出動及び受援)

第 107 条 消防組織法第 45 条の緊急消防援助隊及び応援協定に基づく消防隊の出動及び受援について必要な事項は、別に定める。

(消防防災ヘリコプターの要請)

第 108 条 徳島県が所有する消防防災ヘリコプターの要請は徳島県消防防災ヘリコプター応援協定に定めるところにより、消防長が行う。

第 14 章 警防活動検討会

(警防活動検討会)

第 109 条 署長及び消防課長は、消防活動上検討が必要と認められる火災等について、速やかに警防活動検討会を開催し、警防活動技術の向上に資する。

2 警防活動検討会について必要な事項は、別に定める。

第 15 章 消防団の活動

(消防団の活動)

第 110 条 消防団の活動について非常招集、消防活動及び訓練その他消防活動に必要な事項は、当該規程を準用するものとする。

2 消防団は、当該規程を準用するにあたり必要な事項は、別に定める。

第 16 章 雑則

(その他)

第 111 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日消本訓令第 27 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 9 月 22 日消本訓令第 29 号)

この訓令は、平成 18 年 9 月 22 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日消本訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 25 日消本訓令第 4 号)

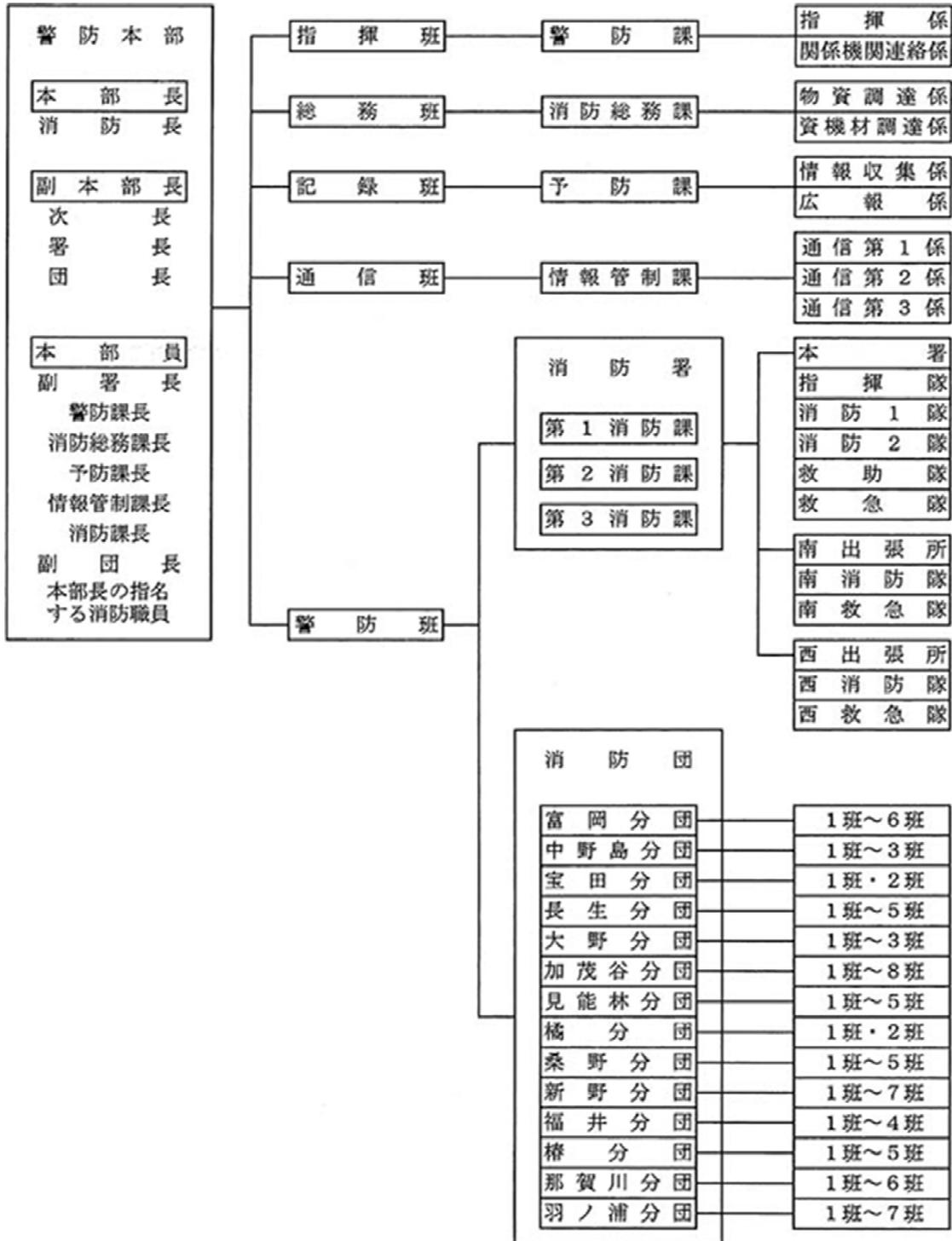
この訓令は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日消本訓令第 7 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第7条関係）

警防本部組織表



別表（第7条関係）

警防本部事務分掌

名称	担当	分掌事務
警防本部	消防長（本部長） 次長（副本部長） 署長（副本部長） 団長（副本部長） 副署長 各課長 副団長 本部長の指名する 消防職員	（１） 警防本部の設置及び廃止に関する事 （２） 災害全般の活動指針の決定に関する事 （３） 非常招集並びに参集した消防職員及び消防団員の運用方針に関する事 （４） 消防応援協定等に基づく応援要請に関する事 （５） 県・市の災害対策本部との統合的連絡調整に関する事 （６） 避難勧告又は避難指示に関する事 （７） その他組織全般に関する事
指揮班	警防課	（１） 県・市の災害対策本部及び現場調整本部との連絡調整に関する事 （２） 関係防災機関との連絡調整に関する事 （３） 消防隊の警防活動の把握及び指導・支援に関する事 （４） 警戒区域の設定に関する事 （５） その他指揮全般に関する事
総務班	消防総務課	（１） 消防施設・機械器具の被害の把握及び対策に関する事 （２） 応援資機材の調達・配備に関する事 （３） 消防職員及び消防団員並びに応援部隊への食料の供給に関する事 （４） 消火薬剤及び燃料の補給に関する事 （５） その他庶務全般に関する事
記録班	予防課	（１） 被害情報の調査、収集、記録及び整理に関する事 （２） 関係防災機関からの情報収集に関する事 （３） 危険物災害に対する警防活動への指導・助言に関する事 （４） 住民及び報道機関への情報提供及び広報に関する事
通信班	情報管制課	（１） 災害通報の受信、指令及び車両の動態管理に関する事 （２） 災害関連情報の受信、収集及び伝達に関する事 （３） 災害事案及び警防活動の記録に関する事 （４） 通信施設の運用、管理統制及び保全に関する事 （５） 指揮本部及び消防隊との命令伝達に関する事 （６） 避難勧告又は避難指示及び災害情報の伝達に関する事 （７） 消防職員及び消防団員の招集並びに関係機関への連絡に関する事

名称	担当	分掌事務
警防班	消防署（消防課）	<ul style="list-style-type: none"> （１） 消防隊の指揮及び運用に関すること。 （２） 災害現場における救助、消火及び救急活動に関すること。 （３） 巡回、警戒及び監視活動に関すること。 （４） 災害の拡大防止活動及び二次災害防止活動に関すること。 （５） 避難勧告又は避難指示の広報及び誘導等現地対策に関すること。 （６） 延焼防止線の設定に関すること。 （７） 応援消防隊及び他機関との連携活動に関すること。 （８） 災害現場における消防団との連携及び調整に関すること。 （９） その他本部長が特に指示すること。
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> （１） 消防分団の指揮及び運用に関すること。 （２） 災害現場における救助、消火及び救急活動に関すること。 （３） 巡回、警戒及び監視活動に関すること。 （４） 災害の拡大防止活動及び二次災害防止活動に関すること。 （５） 避難勧告又は避難指示の広報及び誘導等現地対策に関すること。 （６） 応援消防隊及び他機関との連携活動に関すること。 （７） 災害現場における消防署との連携及び調整に関すること。 （８） その他本部長が特に指示すること。

44. 阿南市消防団条例

昭和37年12月28日

阿南市条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 定員及び任命（第2条—第5条）
- 第3章 分限及び賞罰（第6条—第10条）
- 第4章 服務（第11条—第15条）
- 第5章 給与（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員(以下「消防団員」という。)の定数、任用及び服務等必要な事項について定めるものとする。

（消防団の設置等）

第1条の2 法第9条の規定により、阿南市(以下「市」という。)に消防団(以下「団」という。)を置く。

2 団の名称は、「阿南市消防団」とし、その管轄区域は、市の全域とする。

第2章 定員及び任命

（定数）

第2条 消防団員の定数は、1,530人とする。

（資格）

第3条 消防団員は、次の各号の資格を有しなければならない。

- (1) 消防団の長以外の消防団員にあつては、市の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 入団者にあつては、消防団員たることを志願する18歳以上50歳以下の者
- (3) 志操堅固、身体強健、品行方正であつて、消防団員たるにふさわしい者

（休団）

第3条の2 消防団員は、妊娠、出産、育児、介護その他家庭生活に関する事由により消防団活動に従事することができない期間が長期にわたるときは、その身分を保有したまま消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。

2 前項に規定する休団の期間は、3年を超えることができない。ただし、休団申請時の理由に新たに期間の延長が生じたときは、その期間を2年以内に限り延長することができる。

3 消防団員が、休団をしようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。

4 前項の規定は、休団中の消防団員がその期間を延長しようとする場合及び休団中の消防団員が復帰しようとする場合について準用する。

5 休団中の消防団員については、第6条第3号、第12条第1項及び第14条の規定は適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、休団に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（階級）

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(任命)

第5条 団長は、団の推薦に基づいて市長が任命する。

2 副団長は分団長の、分団長、副分団長及び部長は班長の、班長は団員の推薦に基づき、団長が市長の承認を得て任命する。

第3章 分限及び賞罰

(分限免職)

第6条 消防団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。

- (1) 身体又は精神の故障により服務に堪えないとき。
- (2) 消防団員の定数の改正により過員を生じたとき。
- (3) 市外に転出したとき(団長及び市の区域内に勤務する者を除く。)
- (4) 勤務実績がよくないと認められたとき。

(定年による退職)

第6条の2 消防団員は、次の各号に掲げる階級ごとに、当該各号に定める年齢(以下「定年」という。)に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

- (1) 団長及び副団長 65歳
- (2) 分団長、副分団長、部長、班長及び団員 60歳

(退職)

第6条の3 消防団員は、退職しようとする場合には、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(表彰)

第7条 任命権者は、消防団員のうち、その任務遂行に当たり、功労が抜群である者又は多年消防に従って功労の著しい者を表彰することができる。

(懲戒)

第8条 消防団員であつて次の各号の一に該当するものがあるときは、任命権者は、これを懲戒することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に背き、又は職務を怠つたとき。
- (3) 消防団員たるにふさわしくない行いのあつたとき。

第9条 前条の懲戒は、次の区分によつて行ふ。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1か月以内の期間を定めて行ふ。

第10条 懲戒(戒告を除く。以下この条において同じ。)は、情状に酌量すべきものがあるときは、1年以下の期間、その執行を猶予することができる。

2 前項の規定により懲戒の執行を猶予された者に、改^{しゅん}悛の状が認められないときは、その猶予を取り消すことができる。

3 第1項の規定による懲戒の執行の猶予を取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、懲戒を行わない。

第4章 服務

(服務の宣誓)

第11条 消防団員は、規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(服務規律)

第12条 消防団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

2 消防団員は、災害の発生の場合を除き、団長の許可を受けないで所属消防車を運転してはならない。ただし、訓練及び試運転等のため、市の区域内において定期に運転運行の事前承認を受けたときは、この限りでない。

3 消防団員が正規の手続を経ないで消防車を運転することによつて生じた第三者に与えた損害補償については、市は、一切の責任を負わないものとする。

第13条 消防団員は、その職務に関してあらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

(消防団員の届出義務)

第14条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の消防団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情によつて消防団員の半数以上が同時に居住地を離れる場合には、班長は、団長に届け出てその承認を得るものとする。

(消防団員の遵守事項)

第15条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に務め、災害に際して率先これに当たる心構えを持つこと。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令の下に上下一体事に当たること。
- (3) 上下同僚相互に敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎むこと。
- (4) 職務に関し、金品の寄贈、供応接待を受け、又はこれらを求めないこと。
- (5) 団の名義をもつて、営利行為を為し、又は義務の負担となるようなことをしないこと。
- (6) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (7) 団又は消防団員の名義をもつて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれらに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- (8) 機械器具その他の団の設備資材は、大切に維持管理し、職務の外に使用しないこと。
- (9) 消防長の命令のないときは、職務のためであつても建造物その他の物件を毀損しないこと。

第5章 給与

(報酬及び支給方法)

第16条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、別表第1に掲げる年額報酬を支給する。

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、別表第2に掲げる出動報酬を支給する。

4 年額報酬の支給にあつては、在職期間に応じ、年1回又は月割計算により数回に分割して支給する。

5 出動報酬の支給にあつては、4月から9月まで、10月から翌年の3月までの各区分による期間ごとに支給する。

6 前各項の規定にかかわらず、休団中の消防団員には、その休団の期間中に係る年額報酬及び出勤報酬を支給しない。

(費用弁償)

第 17 条 消防団員が公務のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の額及び支給方法については、阿南市職員旅費条例(平成 24 年阿南市条例第 5 号)の適用を受ける一般職の職員の例による。

(公務災害補償)

第 18 条 消防団員で職務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつたものの損害補償については、阿南市消防団員等公務災害補償条例(昭和 43 年阿南市条例第 11 号)による。

第 6 章 雑則

第 19 条 この条例に定めるもののほか、団に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 1 月 1 日から適用する。

2 この条例施行の際現に本消防団員であるものは、この条例によつて任命されたものとみなす。

3 阿南市消防団条例(昭和 33 年条例第 11 号)は、これを廃止する。

附 則(昭和 39 年 10 月 1 日条例第 49 号)

この条例は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 6 月 30 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月 25 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 24 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 25 日条例第 14 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の 2 第 2 号の改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 26 日条例第 29 号)

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 12 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 80 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 22 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 26 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 11 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 8 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第15号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(阿南市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)
- 2 阿南市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年阿南市条例第39号)の一部を次のように改正する。
別表消防団の部を削る。

附 則(令和6年3月28日条例第18号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(阿南市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)
- 2 阿南市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和43年阿南市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務年数の算定) 第4条 [略] 第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号の一に該当する場合 には、その期間は勤務年数に算入しない。 (1)~(3) [略] <u>(4) 阿南市消防団条例(昭和37年阿南市条例第27号)第3条の2第1項に規定する休団をしたとき。</u>	(勤務年数の算定) 第4条 [略] 第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号の一に該当する場合 には、その期間は勤務年数に算入しない。 (1)~(3) [略]

別表第1 (第16条関係)

階級	年額報酬の額
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2（第16条関係）

種別	出勤報酬の額（日額）
災害、警戒の場合その他市長が必要と認める 場合	4時間以上 8,000円
	4時間未満 4,000円
訓練、会議の場合その他市長が必要と認める 場合	1,500円

45. 阿南市消防団規則

昭和41年3月1日

阿南市規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に消防団本部(以下「団本部」という。)及び分団を置き、分団に分団本部を置く。

2 団本部に女性消防班を置き、分団に数個の班を置く。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団員の階級別定数は、別表1のとおりとする。

(役員)

第4条 役員として、団本部に団長及び副団長を、分団に分団長、副分団長及び部長を、班に班長を置く。

2 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(分団等の名称及び管轄区域)

第5条 団本部及び分団の名称及び管轄区域は、別表2のとおりとする。

(班の名称及び位置)

第5条の2 班の名称及び詰所位置は、別表3のとおりとする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後、宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(水火災その他の災害出場)

第7条 消防車が水火災現場に赴くときは、交通法規を遵守するとともに、交通の安全を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 機関担当者の隣席に乗車すること。

(2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

第9条 消防団は、消防長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると思料したにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

第10条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1) 消防団長の指揮の下に行動すること。

(2) 消防作業は、真摯に行うこと。

(3) 放水口数は、最大限に使用し、消防作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡^{ぬれ}損を最小限度にとどめること。

(4) 分団は、相互に連絡協調すること。

第 12 条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに警察職員又は検視を行う職員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 13 条 放火の疑いがある場合には、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 消防長又は消防署長及び警察職員に通報すること。

(2) 現場保存に努めること。

(3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、その公表は、差し控えること。

(教養及び訓練)

第 14 条 団長は、団員の品位の陶冶^や及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 15 条 市長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合には、これを表彰することができる。

2 団長は、団員を表彰することができる。前項の規定は、前段の場合について準用する。

第 16 条 前条の規定による表彰は、次の各号のとおりとする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

第 17 条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる個人又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 水火災現場における人命救助

(3) 水火災その他災害時における警戒防御救助に関し消防団に対してなされた協力

(4) 消防施設の強化拡充についてなされた協力

(5) 前各号に掲げるもののほか、消防団又は団員に対してなされた協力

(文書簿冊)

第 18 条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

(1) 団員名簿

(2) 沿革誌

(3) 日誌

(4) 設備資材台帳

(5) 給与品貸与品台帳

(6) 雑書綴

(服制)

第 19 条 消防団の服制については、消防庁の定める準則による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 28 日規則第 18 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 26 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日規則第 3 号)

(施行規則)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(阿南市消防団員の階級規則の廃止)

2 阿南市消防団員の階級規則(昭和 41 年阿南市規則第 10 号)は廃止する。

附 則(平成 18 年 3 月 20 日規則第 11 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 22 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 5 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 9 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 11 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 5 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 13 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月26日規則第4号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

階級	定数
団長	1人
副団長	6人
分団長	14人
副分団長	14人
部長	34人
班長	68人
団員	1,393人
計	1,530人

別表2（第5条関係）

名称	管轄区域
団本部	全域
富岡分団	富岡町、黒津地町、領家町、学原町、日開野町、七見町、住吉町、福村町、原ヶ崎町、豊益町、出来町、西路見町、辰己町、向原町、畷町
中野島分団	柳島町、上中町、横見町
宝田分団	宝田町
長生分団	長生町
大野分団	下大野町、上大野町、中大野町
加茂谷分団	加茂町、楠根町、大井町、吉井町、深瀬町、十八女町、水井町、大田井町、細野町、熊谷町
見能林分団	見能林町、津乃峰町、大湊町、中林町、才見町
桑野分団	桑野町、内原町、阿瀬比町、山口町
橘分団	橘町
福井分団	福井町
新野分団	新野町
椿分団	椿町、椿泊町、伊島町
那賀川分団	那賀川町
羽ノ浦分団	羽ノ浦町

別表3（第5条の2関係）

名称	詰所位置
女性消防班	阿南市辰己町1番地33
富岡分団第一班	阿南市富岡町車ノ口13番5地先
富岡分団第二班	阿南市富岡町トノ町109番地3
富岡分団第三班	阿南市富岡町寿通105番地1
富岡分団第四班	阿南市日開野町九反ヶ坪939番地1
富岡分団第五班	阿南市畷町新はり221番地
富岡分団第六班	阿南市福村町南筋12番地4
中野島分団第一班	阿南市柳島町中川原6番1地先
中野島分団第二班	阿南市横見町上木戸16番地3
中野島分団第三班	阿南市上中町南島752番地8
宝田分団第一班	阿南市宝田町中友79番地1
宝田分団第二班	阿南市宝田町今市前ヶ原17番地1
長生分団第一班	阿南市長生町楠ノ元6番地2
長生分団第二班	阿南市長生町池ノ内1番地1
長生分団第三班	阿南市長生町舟田58番地
長生分団第四班	阿南市長生町北浦109番地
長生分団第五班	阿南市長生町西方585番地1
大野分団第一班	阿南市下大野町松ノ本23番地6
大野分団第二班	阿南市上大野町城之内68番地1
大野分団第三班	阿南市中大野町北傍示614番地7
加茂谷分団第一班	阿南市楠根町奥山17番地9
加茂谷分団第二班	阿南市深瀬町岡崎31番地
加茂谷分団第三班	阿南市十八女町静80番地2
加茂谷分団第四班	阿南市大井町東平156番地7
加茂谷分団第五班	阿南市熊谷町定方38番地4
加茂谷分団第六班	阿南市吉井町地神南79番地2
加茂谷分団第七班	阿南市加茂町南不ヶ35番地1
加茂谷分団第八班	阿南市水井町中野29番地2
見能林分団第一班	阿南市才見町田中23番地3
見能林分団第二班	阿南市津乃峰町長浜494番地

名称	詰所位置
見能林分団第三班	阿南市中林町原23番地1
見能林分団第四班	阿南市大湊町210番地62
見能林分団第五班	阿南市見能林町林崎139番地1
橘分団第一班	阿南市橘町豊浜33番地1
橘分団第二班	阿南市橘町塩田7番地1
桑野分団第一班	阿南市桑野町中野115番地7
桑野分団第二班	阿南市阿瀬比町中村20番地5
桑野分団第三班	阿南市桑野町宮ノ前38番地先
桑野分団第四班	阿南市内原町山下67番地6
桑野分団第五班	阿南市山口町森国117番地1
新野分団第一班	阿南市新野町西馬場21番地7
新野分団第二班	阿南市新野町是国122番地3
新野分団第三班	阿南市新野町大歳434番地1
新野分団第四班	阿南市新野町小砂取37番地1
新野分団第五班	阿南市新野町久田85番地1
新野分団第六班	阿南市新野町川亦99番地1
新野分団第七班	阿南市新野町西光寺179番地1
福井分団第一班	阿南市福井町高田1番地7
福井分団第二班	阿南市福井町動夕原85番地5
福井分団第三班	阿南市福井町色面142番地5
椿分団第一班	阿南市椿泊町寺谷1番地1
椿分団第二班	阿南市椿泊町小吹川原48番地
椿分団第三班	阿南市椿町浜14番地
椿分団第四班	阿南市椿町加茂前65番4地先
椿分団第五班	阿南市伊島町瀬戸168番地
那賀川分団第一班	阿南市那賀川町中島420番地6
那賀川分団第二班	阿南市那賀川町今津浦免許159番地
那賀川分団第三班	阿南市那賀川町大京原422番地2
那賀川分団第四班	阿南市那賀川町江野島585番地13
那賀川分団第五班	阿南市那賀川町上福井元畷157番地5
那賀川分団第六班	阿南市那賀川町黒地308番地3

名称	詰所位置
羽ノ浦分団第一班	阿南市羽ノ浦町中庄なかれ16番地3
羽ノ浦分団第二班	阿南市羽ノ浦町宮倉本村居内50番地2
羽ノ浦分団第三班	阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原51番18地先
羽ノ浦分団第四班	阿南市羽ノ浦町古庄古野神13番地5
羽ノ浦分団第五班	阿南市羽ノ浦町古毛中須賀68番地9
羽ノ浦分団第六班	阿南市羽ノ浦町中庄大知淵41番地1
羽ノ浦分団第七班	阿南市羽ノ浦町春日野1番地117

45. 徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

(名称)

第1条 本委員会を徳島小松島港台風・津波等対策委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、徳島小松島港における台風・津波による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。

- (1) 台風・津波影響予測に関すること。
- (2) 台風・津波の襲来が予測される場合の、入出港船舶及び在泊船舶の動静に関すること。
- (3) 台風・津波災害防止に必要な措置に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(決定事項の処理)

第4条 委員会は、決定した事項を徳島小松島港長（以下「港長」という）に具申する。

2 委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体に速やかに通報し、その実施を推進する。

(委員等)

第5条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。

- 2 委員は、関係団体の業種別グループのうちから各1名程度とし、別添のとおりとする。
- 3 オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が必要と認めるとき、又は、港長の要請があったとき召集する。

(常任委員会)

第8条 委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて、常任委員会を招集し、第3条に掲げる事項について検討することができる。

- 2 常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。
- 3 常任委員会の決定事項は、委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(委員等の任期)

第9条 委員の任期は3年とし、留任を妨げない。

(規約改正)

第10条 この規約を改正する場合は、委員の過半数の承認を得なければならない。

(実施要領の制定等)

第11条 この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領を定める。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附 則

昭和44年 8月 5日 施行

昭和63年10月 1日 改正

平成16年 8月 2日 改正

平成19年 4月 1日 改正

令和 元年 6月17日 改正

別 添

オーシャントランス株式会社(委員長)

南海フェリー株式会社徳島営業所(副委員長)

徳島小松島港運協会

小松島水先区水先人会

共同港運株式会社

小松島漁業協同組合

井村造船株式会社

徳島県内航海運組合小松島支部

ENEOS 株式会社小松島油槽所

株式会社トクヤマ徳島サービスステーション

五洋建設株式会社四国支店徳島営業所

株式会社旭洋

徳島県外材輸入協会

47. 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置)

第2条 台風、発達した低気圧による暴風及び暴風雪（以下「台風等」と記す。）に関する対応は、別表1のとおりとする。

また、津波に関する対応は別表2のとおりとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第3条 事務局から別表3のとおり連絡する。

(避泊位置の通報)

第4条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。

通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第5条 避泊した船舶は、当直員（船舶当直・無線当直等）を配置し、無線の無線（国際VHF 16ch）の常時聴取及び船舶電話等、通信手段を確保する。

また、AIS搭載船舶はAIS常時作動を確認する。

(流出時の報告)

第6条 陸上にあるコンテナ、木材その他海上に流出し、船舶交通の妨げとなるおそれのある物件（以下「コンテナ等」という。）港内仮置木材の管理者等は、コンテナ等が流出したときは、速やかに港長に通報する。

(第五管区海上保安本部長)

第7条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会における協議の結果、第五管区海上保安本部長が、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき勧告した場合の対応は別表1、別表3のとおりとする。

(南海トラフ地震臨時情報)

第8条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合の対応は別表5のとおりとする。

なお、第2条に基づく勧告が発出されている間は、同勧告による対応のとおりとする。

別表1

台風等災害防止対応表

体制区分	台風等の状況	措置
第1体制	台風等が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがある場合 (※注意1)	(1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整え、必要に応じて係留強化する。 また、錨泊船舶は「走錨は起こりうる。」との前提に立ち、錨泊当直者の増員のほか錨鎖の延長、錨泊方法の変更等の走錨防止措置を実施する (2) 荷役中の船舶は、荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・工事作業については、中止基準を遵守する (3) 在港船舶は、避難海域の選定、避難及び転錨等の時期、その他航行安全上必要な対策を速やかに検討する (4) コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を準備する
第2体制	台風等が徳島県に接近する公算が極めて大きい場合、或いは重大な災害が発生するおそれがある場合 (※注意2)	(1) 在港船舶及び入港予定船舶は、速やかに安全な場所に避難し、万全の措置をとる (2) コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を講じる
解除	台風等の影響圏外になった場合	(※注意3)

備考

※注意1

台風については、徳島県が強風域の圏内に入るおそれがある場合をいう
(台風来襲予想の概ね2日前から前日)

※注意2

台風については、徳島県が暴風域の圏内に入るおそれがある場合をいう
(台風来襲予想の概ね前日から当日)

※注意3

漂流物等により港の一部区域が航行が制限されることがあるので注意すること

その他

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の協議事項に関する勧告を第五管区海上保安本部長が発出した場合、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

別表2

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船（□：船舶対応、○：乗組員等の人命対応を示す。）			錨泊船、浮標係留船	航行船	
				大型船、中型船（漁船を含む）		小型船		大型船、中型船（漁船を含む）	小型船（プレジャーボート、小型漁船等）
				危険物積載船	一般船舶（荷役・作業船含む）	（プレジャーボート、小型漁船等）			
津波第2体制	大津波警報	巨大 10m超、 10m、 5m	無し	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	— ○陸上避難	機関使用	港外避難	港外避難
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止・港外避難 —	□陸揚げ固縛又は係留強化（場合によっては港外避難） ○陸上避難	港外避難		港外避難・着岸のうえ陸上避難・係留強化又は陸揚げ固縛
	津波警報	高い 3m	無し	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	— ○陸上避難	機関使用	港外準備	港外避難
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止・港外避難（場合によっては係留強化） ○船内避難	□陸揚げ固縛又は係留強化（場合によっては港外避難） ○陸上避難	港外避難		港外避難・着岸のうえ陸上避難・係留強化又は陸揚げ固縛
津波第1体制	津波注意報（津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。）	（巨大地震発生時は高さの発表なし） 1m		□荷役中止・係留強化又は港外避難準備	□荷役中止・係留強化又は港外避難準備	□陸揚げ固縛又は係留強化	港外避難準備（場合によっては、港外避難、機関使用）	港外避難準備（場合によっては港外避難）	陸揚げ固縛又は港外避難又は係留強化
備考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。			事業者側で予め対応マニュアルを作成	事業者側で予め対応マニュアルを作成	平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		

【津波来襲までの時間的余裕】

- 無し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 有り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

【□：船舶対応】

- 港外避難 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
- 係留強化 : 増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る（機関始動等含む）。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 機関使用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

【○：乗組員等の人命対応】

- 陸上避難 : 船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 船内避難 : 船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

【南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶の対応】

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶の対応については、別表5「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」のとおりとする。

- ※1 「津波第1体制」及び「津波第2体制」を勧告している場合は、これを優先する。両体制解除後は、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に基づき「（勧告）南海トラフ地震警戒強化」「（注意喚起）南海トラフ地震注意」に切り替わる
- ※2 「南海トラフ地震臨時情報に基づく」（（勧告）南海トラフ地震警戒強化）「（注意喚起）南海トラフ地震注意」を発表している期間中であっても、気象庁から「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」が発表された場合は、「津波第1体制」又は「津波第2体制」に切り換わる

別表3

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法	
注意喚起 (南海トラフ地震 臨時情報) (巨 大地震警戒又は注 意)	電子メール又は電話	事務局から徳島小松島港台風・津波対策委員会 関係名簿(以下「関係団体名簿」という)に基 づいて周知する。	
第一体制 (津波第一体制)	電子メール又は電話	「関係団体名簿」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」(津波が来る見込みである。 貴船は適当な予防策をとられたい。)又は 「YD3」(風は、強くなる見込みである。) を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
第二体制 (津波第二体制)	電子メール又は電話	「関係団体名簿」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」(津波が来る見込みである。 貴船は適当な予防策をとられたい。)又は 「VL」(台風が近づいている。あなたは、 適当な警戒手段をとられたい。)を巡視船艇に 掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
解 除	電子メール又は電話	「関係団体名簿」に基づいて通報する。	
	注意 喚起 を除 く	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「UN」(貴船は、直ちに入港して よい。)を巡視船艇に掲揚する。
		ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※・第五管区海上保安保安部長からの海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条
第1項に基づく勧告は「関係団体名簿」に基づいて通報する。

※・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意情報)が発表された際に港
長等が行う勧告又は注意喚起についても「関係団体名簿」に基づいて通報する。

※・津波に関する通報は、津波襲来に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/tokushima/>

別表4

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	

48. 阿南市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例

令和6年4月1日

阿南市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に阿南市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模の基準を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4編 様 式

49. 罹災証明交付申請書

様式第1号（第5条関係）

罹災証明交付申請書

年 月 日

阿南市長 宛て

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

※ 申請者が世帯員の場合、世帯主について記入する。

申請者と罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人（ ）	
罹 災 年 月 日	年 月 日	時 分頃
罹 災 場 所	阿南市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ	
罹 災 原 因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
罹 災 物 件 種 別	住 家 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家（専用・併用） 非住家 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
罹災者と罹災物件の関係 ※	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 管理者 住所： <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 氏名： <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	
使用目的／必要枚数	<input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他（ ）	枚
備 考		

<職員確認欄>

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	
調 査 番 号		

50. 罹災届出証明交付申請書

様式第2号（第5条関係）

罹災届出証明交付申請書

年 月 日

阿南市長 宛て

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

下記のとおり、罹災したことを届出します。また、届出したことを証明願います。

申請者と罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人（ _____ ）
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃
罹 災 場 所	阿南市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
罹 災 原 因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
罹 災 種 別	<input type="checkbox"/> 住家（持家・借家・貸家） <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> 附帯工作物 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 家財道具等の動産 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
罹 災 内 容	
証 明 書 の 提 出 先	<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
備 考	

<職員確認欄>

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
調 査 番 号	添 付 書 類 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

罹災届出証明書

上記のとおり罹災届出を受理したことを証明します。

第 号
年 月 日

阿南市長

印

この証明書は、罹災の状況を市に届け出たことを証明するもので、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

5 1. 自衛隊派遣要請文書様式

徳島県知事殿

阿南防第 号
令和 年 月 日
阿南市長

自衛隊の災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記によりすみやかに自衛隊の派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 令和 年 月 日 時より

至 令和 年 月 日災害が終了するまで

3 派遣を要請する人員等

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

5 その他参考事項

(1) 宿舍

(2) 食糧

(3) 資材

(注) 緊急の場合は、電信、電話をもって要請し、事後すみやかに文書(2部)を提出すること。

52. 火災・災害等即報要領に基づく様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)	
		重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	その他	人		
	消防本部(署)	台		
	消防団	台		
	消防防災ヘリコプター	機		
	海上保安庁	人		
警戒区域の設定 月 日 時 分	自衛隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分	その他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人 ）	
	計 人	{ 重症 人（ 人 ） 中等症 人（ 人 ） 軽 症 人（ 人 ）		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟			
							一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区分				被害				区分				被害				都道府県	市町村	計	団体																			
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円		災 害 等 の 対 策 本 部 況	市町村	計	団体	死 者 人	行 方 不 明 者 人	負 傷 者 重 傷 人	軽 傷 人	全 壊 棟 世帯					半 壊 棟 世帯	一 部 破 損 棟 世帯	床 上 浸 水 棟 世帯	床 下 浸 水 棟 世帯	非 住 家 公 共 建 物 棟	そ の 他 棟	そ の 他 棟	流 失 ・ 埋 没 冠 水 ha	農 林 水 産 業 施 設 千円	公 共 土 木 施 設 千円	そ の 他 の 公 共 施 設 千円	小 計 千円	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 団 体	農 業 被 害 千円	林 業 被 害 千円	畜 産 被 害 千円	水 産 被 害 千円	商 工 被 害 千円	そ の 他 千円
	報告者名	報 告 日 時 現 在			畑	流失・埋没	ha			農 業 被 害 千円										林 業 被 害 千円	畜 産 被 害 千円	水 産 被 害 千円	商 工 被 害 千円																			
報告者名	報 告 日 時 現 在			文 教 施 設 箇 所	病 院 箇 所	道 路 箇 所	橋 り よ う 箇 所	河 川 箇 所	港 湾 箇 所	砂 防 箇 所	清 掃 施 設 箇 所	崖 く ず れ 箇 所	鉄 道 不 通 箇 所	被 害 船 舶 隻	水 道 戸	電 話 回 線	電 気 戸	ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等 箇 所	り 災 世 帯 数 世 帯	り 災 者 数 人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	公 立 文 教 施 設 千円	農 林 水 産 業 施 設 千円	公 共 土 木 施 設 千円	そ の 他 の 公 共 施 設 千円	小 計 千円	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 団 体	農 業 被 害 千円	林 業 被 害 千円	畜 産 被 害 千円	水 産 被 害 千円	商 工 被 害 千円	そ の 他 千円	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額 千円	119番通報件数	件	
人的被害	死 者 人	行 方 不 明 者 人	負 傷 者 重 傷 人	軽 傷 人	全 壊 棟 世帯	半 壊 棟 世帯	一 部 破 損 棟 世帯	床 上 浸 水 棟 世帯	床 下 浸 水 棟 世帯	非 住 家 公 共 建 物 棟	そ の 他 棟	流 失 ・ 埋 没 冠 水 ha	農 業 被 害 千円	林 業 被 害 千円	畜 産 被 害 千円	水 産 被 害 千円	商 工 被 害 千円	そ の 他 千円	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額 千円	119番通報件数	件																				
住家被害	全 壊 棟 世帯	半 壊 棟 世帯	一 部 破 損 棟 世帯	床 上 浸 水 棟 世帯	床 下 浸 水 棟 世帯	非 住 家 公 共 建 物 棟	そ の 他 棟	流 失 ・ 埋 没 冠 水 ha	農 業 被 害 千円	林 業 被 害 千円	畜 産 被 害 千円	水 産 被 害 千円	商 工 被 害 千円	そ の 他 千円	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額 千円	119番通報件数	件																								
非住家	公 共 建 物 棟	そ の 他 棟	流 失 ・ 埋 没 冠 水 ha	農 業 被 害 千円	林 業 被 害 千円	畜 産 被 害 千円	水 産 被 害 千円	商 工 被 害 千円	そ の 他 千円	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額 千円	119番通報件数	件																													
消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）																																									
状況	自衛隊の災害派遣											その他																														

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

53. 災害中間報告・災害確定報告

別紙様式

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村								
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報	そ の 他	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円						適用市町村名 計	計	団体					
	報告番号		(月 日 時現在)	畑	冠水	ha	農林水産業施設	千円												
報告者名			文教施設	箇所		小	計	千円		災害救助法	計	団体								
区 分	被 害	病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体														
人的被害	死 者	人	道路	箇所		農業被害	千円		その他	消防職員出動延人数	人	団体								
	行方不明者	人	橋りょう	箇所		林業被害	千円													
負傷者	重傷	人	河川	箇所		畜産被害	千円		その他	消防職員出動延人数	人	団体								
	軽傷	人	港湾	箇所		水産被害	千円													
住家被害	全壊	棟 世帯 人	砂防	箇所		商工被害	千円		その他	消防職員出動延人数	人	団体								
	半壊	棟 世帯 人	清掃施設	箇所		その他	千円													
一部破損	棟 世帯 人	その他	崖くずれ	箇所		被害総額	千円		備考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類・概況	応急対策の状況	119番通報件数	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	・災害ボランティアの活動状況
	床上浸水		棟 世帯 人	鉄道不通	箇所		水道戸													
床上浸水	棟 世帯 人	備考	被 害 船 舶 隻			電 話 回 線			備考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類・概況	応急対策の状況	119番通報件数	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	・災害ボランティアの活動状況
	床下浸水		棟 世帯 人	り 災 世 帯 数	世帯		電 気 戸													
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物	件	ガ ス 戸			備考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類・概況	応急対策の状況	119番通報件数	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	・災害ボランティアの活動状況
	その他	棟	り 災 者 数	人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所													

54. 災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

55. 通行の禁止又は制限するときの標識（様式1）



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

56. 緊急通行車両の標章（様式2）



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両番号）並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

57. 緊急通行車両確認証明書（様式3）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては輸送人員又 は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

58. 避難情報の放送に係る申し合わせ

徳島県と日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざんの各社（以下「放送事業者」という。）とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告、及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から放送事業者への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系等は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
 - (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
 - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

(別紙1)

日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島 様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理局
(徳島県総合県民局)

_____ (市・町・村) 長 印

住民への避難情報(第 号)の周知について(依頼)

当市(町・村)において避難情報を発令しました(することとしました)ので、貴社(局)より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市町村名		避難情報の種類 ※注1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所属名			<input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電話番号			
発令・解除日時	年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高潮・津波・その他()		
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区	世帯	人
	(地区	世帯	人
	(地区	世帯	人
	(地区	世帯	人
備考 (発令理由など)			

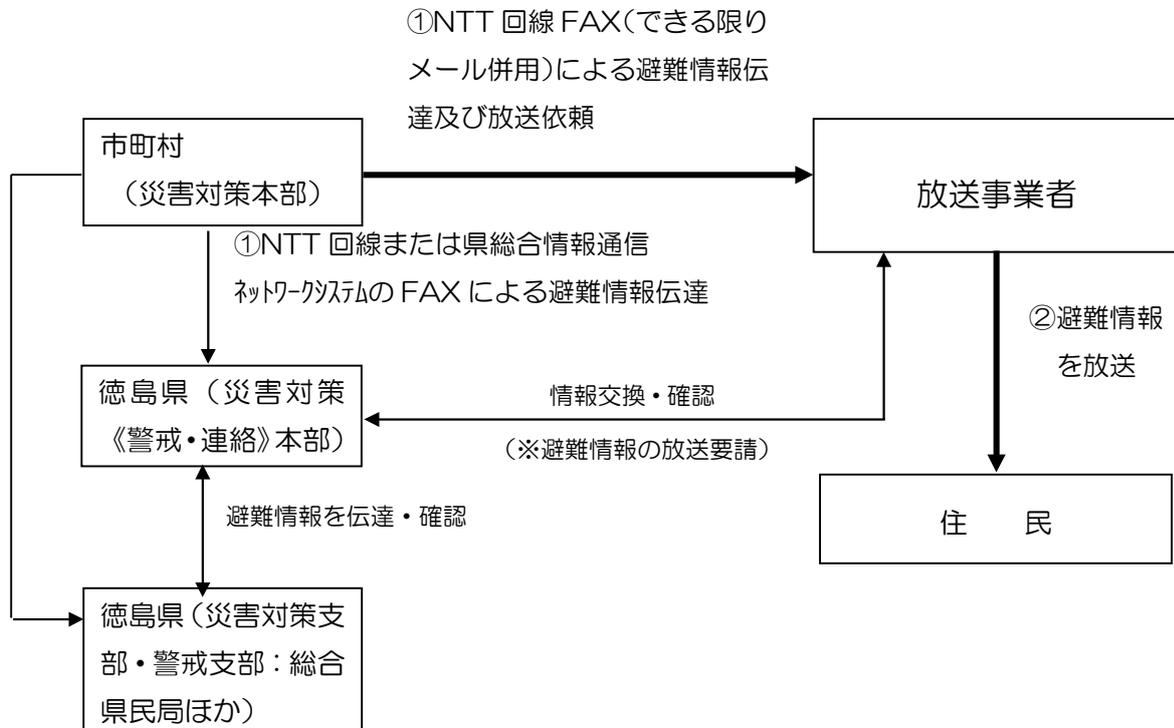
※注1 該当する項目の「口」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

※注3 市町村長の押印について緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者(防災主管課長等)の押印に替えることとする。

(別紙2)

放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。
また、同時に、徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）FAXを送信する。
 - ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
 - ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
 - ② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。
- ※ 市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

59. 避難行動要支援者名簿

名簿例（1）

■■ 避難行動要支援者名簿 ■■

No	氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所	方書	電話自宅	電話携帯	高齢者	介護度	障害級	主障害	従障害	知的障害	精神障害	その他
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

同意を得るための様式例（2）

避難行動要支援者名簿情報提供同意書

災害が発生した場合に自力で避難することができないため、避難支援に必要となる個人情報を避難支援者に事前に提供することについて下記のとおり同意します。

同意の有無 必ず✓点を入れてください。	私の名簿情報の提供に		
	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。 <input type="checkbox"/> 施設等に入所中		
本人署名			記入日 令和 年 月 日
代筆者			本人との続柄
電話番号	自宅		
	携帯		

【提供する名簿情報】

フリガナ

氏名

生年月日

性別

住所又は居所

電話番号

支援を必要とする事由

個別計画の様式例（3）

個別計画

要支援者 (ふりがな) 氏名	()	性 別	男 ・ 女	生年 月日	(明・大・昭・平) 年 月 日
住 所	〒	電 話			
住所地の 地形的特性	<input type="checkbox"/> 津波浸水区域 <input type="checkbox"/> 洪水浸水区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 非該当				
避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑) <input type="checkbox"/> 手が不自由 <input type="checkbox"/> 足が不自由 <input type="checkbox"/> 目が不自由 <input type="checkbox"/> 耳が不自由 <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が困難 <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他 ()				

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名 (団体名) 住所 連絡先	電話番号1 : 電話番号2 :
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名 (団体名) 住所 連絡先	電話番号1 : 電話番号2 :
【特記事項】 (普段いる部屋、 寝室の位置) (不在の時の目印、 避難済みの目印) など		

避難行動要支援者情報

支援者が必要な人の情報

避難支援者 ①	フリガナ 氏名 (団体名) 住所 連絡先	電話番号1 : 電話番号2 :
避難支援者 ②	フリガナ 氏名 (団体名) 住所 連絡先	電話番号1 : 電話番号2 :

避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

作成者 団体名 _____

氏名 _____

避難行動要支援者情報

支援者 支援団体の情報

60. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分		受信者		
1 要請機関名	(電話)		受信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防衛 (5) 広域応援				
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他()				
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 : (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 着陸現場 : (発生時刻) 年 月 日 時 分頃				
5 現地の 気象条件	天候	風向	風速	m/s 気温 °C 視界 m 気象警報等(警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職・氏名				
7 現場との 連絡手段	無線種別(全国波 県波 市町村波) 現場指揮本部・呼出名(コールサイン)				
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。				
9 傷病者搬送 の場合	傷病者	氏名		年齢等	歳 男・女
		氏名		年齢等	歳 男・女
	症 状				
	着陸現場 の 目 標	出動先	所在地及び目標		
		搬送先	所在地及び目標		
	同乗者 の 氏 名	医 師		関係者	
		看護師			
	病院への 搬送方法	救急車の 手配		病院の 手配	
受入病院	所在地 名 称		連絡先	(電話)	
搬送先の消防本部 の担当者職・氏名		消防本部(局)		課 (電話)	
10 必要資機材					
11 他航空機への 要請状況	無 :		要請機数	(機)	
有 :	要請機関名				
12 その他 必要事項					

※ 以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国波 県波 その他) 現場指揮本部(車)・呼出名(コールサイン)			
2 到着予定時刻	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分			
3 活動予定時間	時間 分			
4 燃料の確保	手配必要・手配不要 燃料の量 リットル(ドラム缶 本)			
5 その他 必要事項				

61. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙

(その1)

() 川 ()
 水防警報第 () 号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

1 待 機	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、なお増水する見込みです。 () から () までの水防団の待機を要します。
2 準 備	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、なお増水する見込みです。 () から () までの水防団の準備を要します。
3 出 動	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、 はん濫注意水位（警戒水位）を () m超えており なお上昇のおそれがあるので、() から () までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 (水防警報)	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mになり、引き続き減少する見込みです。 () から () までの水防警報を解除します。

発 信	年 月 日 時 分	発信者	
受 信	年 月 日 時 分	受信者	

(その2)

() 川 ()
 水防情報第 () 号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

No.	本 文
1	() 日 () 時現在の雨量は、 () { (/ mm) }、() { (/ mm) } () { (/ mm) }、() { (/ mm) } です。
2	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mです。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。
5	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分に () 水位を超えました。
6	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分最高水位 () mに達しました。
7	() 地点の最高水位は、() 日 () 時頃に起こると予想され () mに達する見込みです。
8	() 地点の、() 時間後の水位は、() mと予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	はん濫注意水位（警戒水位）を相当に上回る恐れがあります。
12	はん濫注意水位（警戒水位）を() 日 () 時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	() 地点の、() に() 地点の() が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	()

発 信	年 月 日 時 分	発信者	
受 信	年 月 日 時 分	受信者	

62. 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙

（ ）川（ ）
 水防警報（津波）第（ ）号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

津波に関する情報に十分注意してください。

1 待 機	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に津波警報（大津波・津波）が発表され、 []では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[]までの 水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2 出 動	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に津波警報（大津波・津波）が発表され、 []では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は（ ）日（ ）時（ ）分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[]までの 水防団の出動を要します。</p> <p>なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。</p>
	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に[]に発表されていた 津波警報（大津波・津波）は、（ ）日（ ）時（ ）分に 解除されました。</p> <p>被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 []から[]までの水防団の出動を要します。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 []から[]までの水防警報を解除します。</p>

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	年 月 日 時 分	発信者	
受 信	年 月 日 時 分	受信者	

63. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式

別記様式1-1

(ブロック内広域応援・県内広域応援用)

広域応援要請の求め

ブロック代表消防本部 管理者等
代表消防本部 管理者等 } 殿

第	報
令和 年 月 日 時 分	

(被災地消防本部 管理者等)

徳島県広域消防相互応援協定第5条の規定に基づき、令和 年 月 日 時 分に電話により行った広域応援の要請について、詳細の状況等を連絡します。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	
災害名	
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	

応援区分	ブロック内広域応援 ・ 県内広域応援				
応援等要請日時	令和 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援部隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			その他 ()	
	救急小隊		特殊 装 備 小 隊	津波・大規模風水害対策小隊	
	はしご小隊			水難救助小隊	
	後方支援小隊			その他 ()	
	通信支援小隊				
進出拠点					
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

阿南市地域防災計画

平成26年2月一般災害対策編、地震・津波災害対策編、資料編として全面改訂

平成29年2月修正

平成31年3月修正

令和2年3月修正

令和2年9月修正（資料編）

令和3年3月修正

令和4年2月修正

令和7年2月修正

作成 阿南市防災会議
事務局 阿南市危機管理部危機管理課